

令和3年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和3(2021)年6月
北海道科学大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	9
基準 1. 使命・目的等	9
基準 2. 学生	19
基準 3. 教育課程	42
基準 4. 教員・職員	56
基準 5. 経営・管理と財務	70
基準 6. 内部質保証	89
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	94
基準 A. 社会連携	94
V. 特記事項	101
VI. 法令等の遵守状況一覧	102
VII. エビデンス集一覧	112
エビデンス集（データ編）一覧	112
エビデンス集（資料編）一覧	113

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・基本理念など本学が標榜する大学像（北海道科学大学の基本姿勢）

北海道科学大学（以下「本学」という）の前身である北海道工業大学は、北海道内唯一の私立工科系単科大学として昭和 42(1967)年 4 月に開学した。その後、社会の変化、時代の要請により教育研究領域を拡充しながら、平成 26(2014)年 4 月に、名称を北海道科学大学へと変更し、3 学部 12 学科、1 研究科を有する実学系総合大学として、約 32,000 人の北海道及びわが国の地域社会の発展に資する人材を輩出してきた。

また、北海道薬科大学は、昭和 49(1974)年 4 月に、北海道初の私立薬科大学として「地域社会の要請に応え、質の高い薬剤師を養成、輩出することによって北海道の医療の発展に貢献する」（建学の精神）ことを目的に開学した。その後、平成 18(2006)年度に薬剤師養成の 6 年制課程が開始され、臨床の実践的な能力を培うことを目的とした 6 年制の薬学部薬学科へと移行し、また完成年度に合わせ 6 年制薬学部を基礎とする 4 年制博士課程を設置した。平成 29(2017)年度までの累計で約 7,100 人の卒業生を輩出し、北海道内の薬剤師界を支える中核の高等教育機関としての役割を果たしてきた。

本学及び北海道薬科大学の設置母体である学校法人北海道科学大学（以下「法人」という）では、来る令和 6(2024)年に創立 100 周年を迎えるにあたり、法人横断型で組織された将来計画検討委員会での議論に基づき、平成 24(2012)年に理事長、常務理事、各設置校の学長・校長などで構成される現在のブランド委員会と各設置校から選出された若手教職員で構成されるブランド・アクションプロジェクトの母体となる法人横断型プロジェクトチームを設置し、「2024 年までに、基盤能力と専門性を併せ持つ人材を育成し、地域と共に発展・成長する北海道 No.1 の実学系総合大学を実現します」というブランドビジョン、シンボルマーク(Progress“H”)及びスローガン(+Professional)を宣言し、設置校のロゴマークも統一感をもったものに変更した。



シンボルマーク、ロゴ

ブランドビジョンを学生や保護者、卒業生、本学志望者など地域社会に対する約束と捉え、このビジョンの達成に向けて、平成 25(2013)年度以来、定期的にブランドブックを編集、発行し、全教職員に配付、達成に向けた足取りを確かなものとしている。このブランディング戦略と呼応して、将来計画検討委員会では中長期計画に基づく、キャン

パス再整備を進めた。すなわち、設置する各校は校舎の老朽化の時期でもあり、加えて18歳人口の減少、他都府県に比べて特に低い北海道の大学進学率といった、今後ますます厳しさを増す経営環境の下、経営資源の効率的な再配分を図るため、それまで3つのキャンパスに分かれていた2大学、1短期大学を将来の統合も視野に入れて平成27(2015)年に前田キャンパス(札幌市手稲区)に集約した。

この移転に併せて、将来計画検討委員会では、さらに北海道科学大学と北海道薬科大学を統合した場合の教育研究上のメリットについて、国立大学の再編・統合に際しての議論を参考に検討を進め、本学が今後とも北海道及びわが国の活性化に資する人材の輩出という社会的な責任を果たしていくうえで、統合がもたらす効果は少なくないとの結論に達し、北海道薬科大学及び大学院を廃止し、本学に6年制薬学部薬学科とこれを基礎とする4年制の薬学研究科臨床薬学専攻博士課程を設置する計画を立て、平成30(2018)年度に統合を果たした。同時に、平成26(2014)年に設置した看護学科、理学療法学科、診療放射線学科の完成年度に合わせ保健医療学部5学科を基礎とする保健医療学研究科修士課程3専攻を設置し、その2年後となる令和2(2020)年には保健医療学専攻博士後期課程を設置した。さらに社会の医療・看護ニーズと看護学分野における教育のより一層の充実を図るため、4年制大学を卒業した看護師免許取得者を対象として、保健師養成を目的とした1年課程の公衆衛生看護学専攻科を令和2(2020)年に設置し、4学部13学科、3研究科11専攻、1専攻科を擁する大学となり今日に至っている。

本学では大学名称変更及び大学統合にあたり、両大学の教職員、法人職員で構成された統合準備委員会での議論及び教授会での承認を経て、建学の精神の見直しを行っている。建学の精神は3つの基本理念から構成されている。1つ目は、『科学的市民』の育成であり、法人100周年ブランドビジョンが謳う「基盤能力と専門性を併せ持つ人材」のパラフレーズである。「科学」は工学や薬学、保健医療学といった本学が展開する各教育研究領域を指している。「市民」は、「我が国の高等教育の将来像」答申以降、学士課程教育の基本的使命とされる「21世紀型市民の養成」を意図している。すなわち「科学的市民」は、知識基盤社会の中で主体的にその役割を果たすことができる人材という、本学が養成すべき人材像を端的に表現している。

2つ目の基本理念、「時代の要請に即したプロフェッショナル教育」は、ヨーロッパにおける大学という組織設立の経緯とも言われるように、元来、大学は専門的な職業人養成のための組織であったことに基づいている。学生に対して、教育目的と目的達成に向けた年次目標を明示しながら組織的な教育を展開すること、すなわち「何を教えるか」から「何ができるようになるか」へのパラダイムシフトを意図した、いわば本学の教育課程編成方針の基本原則と捉えることができる。このことは、いわゆるフンボルト理念(研究主義)からの脱却、すなわち、本学の使命は高度専門職業人を養成する教育にあることを端的に宣言したものである。「それぞれの分野における教育の計画、実施、評価を体系的に展開するとともに、学生が在学中に到達すべき目標を具体的に明示し、専門技術者としての社会的役割と責任を自覚させて、生涯にわたって学習を継続できる能力を付与することを目標とする。国際化の進展とともに、これからの社会における大学評価では、具体的な教育プログラムの有効性をそのプロセスとアウトカムによって実証することが求められるようになることが明らかである。」とした平成11(1999)年に当

時の柴田拓二学長により示された「プロフェッショナル教育」に基づく理念を継承している。

3つ目の基本理念、「地域社会への貢献」は、法人創立以来継承されてきた「有為な人材の輩出による地域社会の発展」に加えて、広域かつ積雪寒冷地域に立地する教育・研究機関として、より直接的に知の拠点となることをめざし、本学で展開される様々な研究の成果を社会へ還元することによる地域活性化への貢献を意図したものである。これを具現化するために、本学には学部・学科所属の教員による横断型の5つの研究所が組織されている。これらの研究所による活動をもとに、各自治体・企業・研究所等との『共育』をキーワードとして、「大学」と「地域」の相互作用性を重視しながら、“工学・薬学・保健医療学・社会科学の融合”により、北海道における人口減少・超高齢社会・地域活性化への対応を目的として、『北国の豊かな生活環境を創出する』ための『北国高齢社会の生活カウンセラー（北国生活環境科学拠点）』を確立し、地域との共創による新たなイノベーションを描き出す地域創生プランとして、平成29(2017)年度 文部科学省「私立大学研究ブランディング事業」に北海道内初となる選定を果たした。

建学の精神、基本理念を含む本学の基本姿勢は次のとおりである。

北海道科学大学の基本姿勢

(平成11年11月26日 制定)

(平成19年4月1日 改訂)

(平成25年4月1日 改訂)

(平成26年4月1日 改訂)

(平成28年4月1日 改訂)

1. 建学の精神

本学は、「科学的市民」の育成を教育理念の中心に据えて、知識基盤社会を担う市民としての汎用的技能・能力と時代の要請に即した専門の学術を教授・研究し、高い応用能力と健全な心身を備え、科学的思考によって専門職としての役割を主体的に果たせる人材を育成することにより、地域社会の活性化に寄与することを使命とする。

2. 基本理念

- ・「科学的市民」の育成
- ・時代の要請に即したプロフェッショナル教育
- ・地域社会への貢献

3. 教育目的

時代の要請に即した専門領域で輝きながら、北海道およびわが国の活性化を実質的に支え得る21世紀型市民を育成する。

4. 教育指針

学科ごとのきめ細やかなカリキュラム、教育指導により、

- ① 専門領域の基礎知識群とそれらの自然や社会、歴史との繋がりを含めた知識の枠組みを獲得する、
- ② 自ら学習する能力(学習力)を身につける、
- ③ 社会における自らの役割を認識し、倫理観を醸成する、
- ④ 自らの専門能力を高め、あるいは広げる、
- ⑤ 専門能力を社会に役立てるために必要な関連知識とスキルを獲得する、

ことを支援する。加えて、組織的な教育効果の検証と、カリキュラムの改善を続け教育目的を達成する。

5. 教育の特色

(1) 学生の立場に基づく教育

【教育システム】

- ・ 専門領域ごとに最適設計された教育・学習プログラム
- ・ 入学生の適性に応じたきめ細やかな教育・学習システム
- ・ 少人数グループによる実験・演習を重視する教育プログラム

【教育環境】

- ・ 学習力醸成に役立つ整備された自習環境
- ・ 開放的で居心地の良いグループ学習環境
- ・ 豊富な研究設備に恵まれた卒業研究環境

(2) 情報化社会に調和するプロフェッショナル教育

【教育システム】

- ・ 技術者として重要な倫理観を育む教育プログラム
- ・ 協働のためのコミュニケーション能力を育む言語教育プログラム

【教育環境】

- ・ 全学生ノートPC所有・充実した学内イントラネット環境
- ・ ユビキタスな e-Learning 環境

2. 北海道科学大学の使命と目的

本学の使命と目的は、「北海道科学大学の基本姿勢」に則り、《学則 第1章“目的及び使命”》に記載している。

北海道科学大学学則

第1章 目的及び使命

第1条 北海道科学大学（以下「本学」という）は、「科学的市民」の育成を教育理念の中心に据えて、知識基盤社会を担う市民としての汎用的技能・能力と時代の要請に即した専門の学術を教授・研究し、高い応用能力と健全な心身を備え、科学的思考によって専門職としての役割を主体的に果たせる人材を育成することを目的とし、もって地域社会の活性化に寄与することを使命とする。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

<p>大正 13(1924)年 8 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ●伏木田隆作 自動車運転技能教授所開設 ※当学園の創設 <p>昭和 11(1936)年 6 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各種学校に組織変更認可 <p>昭和 26(1951)年 5 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ●財団法人北海道自動車学校設立認可 <p>昭和 28(1953)年 1 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校法人自動車学園に組織変更認可 <p>設置校／北海道自動車短期大学 北海道自動車学校</p> <p>昭和 28(1953)年 4 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ●北海道自動車短期大学開学 <p>学科／自動車工業科</p> <p>昭和 31(1956)年 4 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ●北海道工業高等学校(現北海道科学大学高等学校) 開校 <p>課程／定時制 学科／自動車科</p> <p>昭和 32(1957)年 4 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ●北海道工業高等学校 通常課程設置 <p>課程／全日制 学科／自動車科 工業経営科</p> <p>昭和 38(1963)年 4 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ●北海道自動車短期大学 学科増設 <p>学科／自動車工業科第二部(夜間課程)</p> <p>昭和 42(1967)年 4 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ●北海道工業大学開学 <p>学部／工学部 学科／機械工学科 経営工学科</p> <p>昭和 43(1968)年 4 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ●北海道工業大学 学科設置 <p>学部／工学部 学科／電気工学科</p> <p>昭和 47(1972)年 4 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ●北海道工業大学 学科設置 <p>学部／工学部 学科／土木工学科 建築工学科</p> <p>昭和 49(1974)年 4 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ●北海道薬科大学開学 <p>学部／薬学部 学科／薬学科 生物薬学科</p> <p>昭和 50(1975)年 4 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ●法人名称変更 <p>学校法人自動車学園を学校法人北海道尚志学園へ</p> <p>昭和 61(1986)年 4 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ●北海道工業大学 学科設置 <p>学部／工学部 学科／応用電子工学科</p> <p>昭和 62(1987)年 4 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ●北海道工業大学 現図書館開館 <p>平成 2(1990)年 4 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ●北海道工業大学 大学院設置 <p>研究科／工学研究科 専攻／電気工学専攻 応用電子工学専攻 建築工学専攻 課程／修士課程</p>	<p>平成 4(1992)年 4 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ●北海道工業大学大学院 専攻及び課程設置 <p>研究科／工学研究科 専攻及び課程 機械システム工学専攻／修士課程 土木工学専攻／修士課程 電気工学専攻／博士後期課程 応用電子工学専攻／博士後期課程</p> <p>平成 6(1994)年 4 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ●北海道工業大学大学院 専攻及び課程設置 <p>研究科／工学研究科 専攻及び課程 機械システム工学専攻／博士後期課程</p> <p>建設工学専攻／博士後期課程</p> <p>平成 13(2001)年 4 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ●北海道工業大学 設置学科改組 <p>学部／工学部 学科／電気電子工学科 情報ネットワーク工学科 情報デザイン学科 福祉生体工学科 環境デザイン学科 機械システム工学科 社会基盤工学科 建築学科</p> <p>平成 18(2006)年 4 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ●北海道工業大学 学科専攻設置 <p>学部／工学部 学科専攻／福祉生体工学科 義肢装具学専攻</p> <p>平成 19(2007)年 4 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ●北海道工業大学 学科名称変更 <p>福祉生体工学科を医療福祉工学科へ</p> <p>平成 20(2008)年 4 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ●北海道工業大学 設置学部・学科改組 <p>学部及び学科／ 創生工学部 機械システム工学科 情報フロンティア工学科 電気デジタルシステム工学科 空間創造学部 建築学科 都市環境学科 医療工学科 医療福祉工学科 未来デザイン学部 メディアデザイン学科 人間社会学科</p> <p>平成 24(2012)年 4 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ●北海道工業大学大学院 専攻設置 <p>研究科／工学研究科 専攻／電気電子工学専攻 情報工学専攻 医療工学専攻</p> <ul style="list-style-type: none"> ●北海道工業大学 学科設置 <p>学部／医療工学科 学科／義肢装具学科</p>	<p>平成 26(2014)年 4 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ●法人名称変更 <p>学校法人北海道尚志学園を学校法人北海道科学大学へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大学名称変更 <p>北海道工業大学を北海道科学大学へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●北海道科学大学 学部科名称変更、及び学科設置 <p>開設学部及び学科／ 工学部 機械工学科 情報工学科 電気電子工学科 建築学科 都市環境学科 保健医療学部 看護学科 理学療法学科 義肢装具学科 臨床工学科 診療放射線学科</p> <ul style="list-style-type: none"> ●北海道自動車短期大学 名称変更 <p>北海道科学大学短期大学部へ</p> <p>平成 27(2015)年 4 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ●北海道薬科大学及び北海道科学大学短期大学部が前田キャンパスへ移転 <ul style="list-style-type: none"> ●北海道科学大学大学院 専攻名称変更 <p>機械システム工学専攻を機械工学専攻へ 建築工学専攻を建築学専攻へ 土木工学専攻を都市環境学専攻へ</p> <p>平成 28(2016)年 4 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ●北海道科学大学大学院 専攻設置 <p>研究科／工学研究科 専攻及び課程 工学専攻／博士後期課程 既存 4 専攻を再編</p> <p>平成 30(2018)年 4 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大学の統合 <p>北海道薬科大学と北海道科学大学が統合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●北海道科学大学大学院 専攻設置 <p>研究科／薬学研究科 専攻及び課程 臨床薬学専攻／博士課程 研究科／保健医療学研究科 専攻／看護学専攻 リハビリテーション科学専攻 医療技術学専攻 課程／修士課程</p> <ul style="list-style-type: none"> ●北海道科学大学 学科設置 <p>学部／薬学部 学科／薬学科</p> <p>令和 2(2020)年 4 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ●北海道科学大学大学院 専攻設置 <p>研究科／保健医療学研究科 専攻及び課程 保健医療学専攻／博士後期課程</p> <ul style="list-style-type: none"> ●北海道科学大学 専攻科設置 <p>専攻科/公衆衛生看護学専攻科</p>
--	---	---

2. 本学の現況

・大学名

北海道科学大学

・所在地

札幌市手稲区前田 7 条 15 丁目 4 番 1 号

・学部、大学院、専攻科の構成

学部・研究科名	学科・専攻名
工学部	機械工学科
	情報工学科
	電気電子工学科
	建築学科
	都市環境学科
薬学部	薬学科
保健医療学部	看護学科
	理学療法学科
	義肢装具学科
	臨床工学科
	診療放射線学科
未来デザイン学部	メディアデザイン学科
	人間社会学科
工学研究科	機械工学専攻（修士課程）
	電気電子工学専攻（修士課程）
	情報工学専攻（修士課程）
	建築学専攻（修士課程）
	都市環境学専攻（修士課程）
	工学専攻（博士後期課程）
薬学研究科	臨床薬学専攻（博士課程）
保健医療学研究科	看護学専攻（修士課程）
	リハビリテーション科学専攻（修士課程）
	医療技術学専攻（修士課程）
	保健医療学専攻（博士後期課程）
専攻科	公衆衛生看護学専攻科

北海道科学大学

・ 学生数、教員数、職員数

学 部

(令和 3(2021)年 5 月 1 日現在)

学部名	学 科 名	入学定員	収容定員	在籍学生数
工学部	機械工学科	92	368	363
	情報工学科	90	360	381
	電気電子工学科	80	320	355
	建築学科	80	320	351
	都市環境学科	50	200	202
薬学部	薬学科 注1)	180	1,140	1,117
保健医療学部	看護学科 注2)	90	330	367
	理学療法学科 注2)	50	170	192
	義肢装具学科 注2)	30	180	111
	臨床工学科	70	280	302
	診療放射線学科	50	200	237
未来デザイン学部	メディアデザイン学科	80	320	357
	人間社会学科	50	200	216
合 計		992	4,388	4,551

注 1) 平成 30(2018)年度収容定員変更

注 2) 令和 3(2021)年度収容定員変更

大学院

(令和 3(2021)年 5 月 1 日現在)

研究科名	専 攻 名	入学定員	収容定員	在籍学生数
工学研究科	機械工学専攻 (修士課程)	5	10	6
	電気電子工学専攻 (修士課程)	4	8	6
	情報工学専攻 (修士課程)	4	8	5
	建築学専攻 (修士課程)	4	8	6
	都市環境学専攻 (修士課程)	4	8	0
	(小 計)	(21)	(42)	(23)
	工学専攻 (博士後期課程)	6	18	5
	(小 計)	(6)	(18)	(5)
薬学研究科	臨床薬学専攻 (博士課程)	3	12	3
	(小 計)	(3)	(12)	(3)
保健医療学研究科	看護学専攻 (修士課程)	5	10	19
	リハビリテーション科学専攻 (修士課程)	4	8	6
	医療技術学専攻 (修士課程)	4	8	9
	(小 計)	(13)	(26)	(34)
	保健医療学専攻 (博士後期課程) 注3)	3	6	7
	(小 計)	(3)	(6)	(7)
合 計		46	104	72

注 3) 令和 2(2020)年度設置

北海道科学大学

専攻科

(令和3(2021)年5月1日現在)

専攻科名	入学定員	収容定員	在籍学生数
公衆衛生看護学専攻科 <small>注4)</small>	8	8	7
合 計	8	8	7

注4) 令和2(2020)年度設置

教員数

(令和3(2021)年5月1日現在)

学部名	学 科 名	教 授	准教授	講 師	助 教	助 手	合 計
所属長 学長		1	-	-	-	-	1
副学長		4	-	-	-	-	4
工学部	機械工学科	8	4	1	1	2	16
	情報工学科	6	4	2	2	0	14
	電気電子工学科	7	3	1	1	0	12
	建築学科	8	4	0	0	0	12
	都市環境学科	5	2	2	1	0	10
薬学部	薬学科	23	19	14	1	0	57
保健医療学部	看護学科	6	5	7	7	3	28
	理学療法学科	4	4	0	4	0	12
	義肢装具学科	5	2	1	2	0	10
	臨床工学科	4	3	1	2	0	10
	診療放射線学科	5	4	1	1	0	11
	公衆衛生看護学専攻科	1	0	1	1	0	3
未来デザイン学部	メディアデザイン学科	6	5	1	0	0	12
	人間社会学科	5	6	0	0	0	11
	全学共通教育部	8	7	1	0	0	16
合 計		106	72	33	23	5	239

職員数

(令和3(2021)年5月1日現在)

専 任	契約職員	臨時職員	派遣職員	合 計
105	23	3	1	132

※法人及び系列校との兼務者を含む

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

- ・ 本学の使命・目的及び教育目的は、規程集の総記に定める「北海道科学大学の基本姿勢」に則り、学則第 1 章“目的及び使命”の中で「『科学的市民』の育成を教育理念の中心に据えて、知識基盤社会を担う市民としての汎用的技能・能力と時代の要請に即した専門の学術を教授・研究し、高い応用能力と健全な心身を備え、科学的思考によって専門職としての役割を主体的に果たせる人材を育成することを目的とし、もって地域社会の活性化に寄与することを使命とする」と明示している。また、基本姿勢の中では、教育目的を「時代の要請に即した専門領域で輝きながら、北海道及びわが国の活性化を実質的に支え得る 21 世紀型市民を育成する」と明示するとともに、教育指針、教育の特色を具体的に示している。【資料 1-1-1】 【資料 1-1-2】
- ・ 本学では、この基本姿勢に則り、学部ごとに創部の趣旨及び人材養成の目的を策定し、学科ごとに人材養成の目的と三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を策定しホームページを通して公開している。また、大学院においては研究科ごとに人材養成の目的を策定し、専攻ごとに人材養成の目的及び 3 ポリシーを策定しホームページを通して公開している。【資料 1-1-3】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-1】 学則第 1 条

【資料 1-1-2】 基本姿勢

【資料 1-1-3】 人材養成の目的及び三つのポリシー

<https://www.hus.ac.jp/academics/>

<https://www.hus.ac.jp/academics/grd/>

1-1-② 簡潔な文章化

- ・ 使命及び目的は基本姿勢を踏まえて策定しており学則第 1 条に簡潔に文章化している。基本姿勢においては、1. 建学の精神、2. 基本理念、3. 教育目的、4. 教育指針、5. 教育の特色、それぞれを明確に文章化し、規程集及びホームページへ統一した表現で掲載している。学部、学科の人材養成に関する目的は、学則第 4 条別表 1 に、研究科、専攻の人材養成に関する目的は大学院学則第 7 条別表 1 に定められている。【資料 1-

1-2】【資料 1-1-4】【資料 1-1-5】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-2】基本姿勢

【資料 1-1-4】学則第 4 条別表 1

【資料 1-1-5】大学院学則第 7 条別表 1

1-1-③ 個性・特色の明示

- ・本学の個性・特色は、基本姿勢の中に謳われる基本理念に、以下のように明示している。【資料 1-1-2】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・「科学的市民」の育成・時代の要請に即したプロフェッショナル教育・地域社会への貢献 |
|---|

- ・基本姿勢は法人 100 周年ブランドビジョンと呼応して見直しを図られており、基本理念の 1 つ目は、ブランドビジョンで謳う基盤能力と専門性を併せ持つ人材のパラフレーズであり、本学の学位授与の方針の起点となる理念である。
- ・2 つ目の理念は、学生に対して、教育目的の達成に向けた年次目標を明示しながら組織的な教育を展開すること、すなわち「何を教えるか」から「何ができるようになるか」へのパラダイムシフトを意図しており、本学の教育課程編成方針の基本原則として平成 11(1999)年以来継承されている。すなわち、近年の中央教育審議会（以下「中教審」という）による累次の答申で繰り返されてきたディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを起点とする内部質保証の考え方が、平成 11(1999)年に策定された、プロフェッショナル教育の推進という本学の個性・特色に底流している。
- ・3 つ目の理念は、地域社会活性化に資する「科学的市民」の輩出と同時に、より直接的に、知の拠点として、本学の研究成果を社会へ還元する姿勢を表したものである。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-2】基本姿勢

1-1-④ 変化への対応

- ・本学は北海道内唯一の私立工科系単科大学として昭和 42(1967)年に開学したが、平成 11(1999)年に来るべき 21 世紀社会への対応を意識して建学の精神を「本学は、ヒューマニティとテクノロジーの融合を教育理念の中心に据えて、工学に関する基礎知識に加えて、深く専門の学術を教授・研究し、広く応用能力を涵養して創造性豊かな学識と健全な心身とを備えた有用な人材を育成することにより、産業界の発展と地域社会の活性化に寄与することを使命とする」と改め、合わせて 3 か条の基本理念を定め、社会の変化や時代の要請に応える形で見直しを図ってきた。
- ・しかし、高等教育のユニバーサル化は予想を上回る速さで進展し、その対応策として高等教育機関の個性・特色の明確化が中教審答申「我が国の高等教育の将来像」によって求められたことを受けて、平成 19(2007)年には、基本理念の見直しを含めて、新たに「北海道工業大学の基本姿勢」を制定した。【資料 1-1-6】

- ・法人が令和 6(2024)年に創立 100 周年を迎えることから、平成 24(2012)年に 100 周年ブランドビジョンとして「2024 年までに、基盤能力と専門性を併せ持つ人材を育成し、地域と共に発展・成長する北海道No.1 の実学系総合大学を実現します」を策定した。【資料 1-1-7】
- ・「教学体制の再構築並びにキャンパス再整備計画」の策定に合わせて、先の中教審答申で強く求められた学生の汎用的技能などのいわゆる学士力の確実な養成を意識して、平成 26(2014)年 4 月の「北海道科学大学」への名称変更在先立ち、平成 25(2013)年に基本姿勢を一部修正した。【資料 1-1-8】
- ・さらに、上述の中長期計画に基づく、平成 30(2018)年 4 月の北海道薬科大学との統合に先立ち、100 周年ブランドビジョンとの整合を意識して、統合前の両大学の教職員で組織された統合準備委員会での議論に基づき、平成 28(2016)年に基本姿勢の中の「建学の精神」及び「基本理念」を大幅に改定した。【資料 1-1-9】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-6】北海道工業大学の基本姿勢 平成 19(2007)年改訂

【資料 1-1-7】ブランドブック平成 25(2013)年度

【資料 1-1-8】平成 24(2012)年度第 17 回教授会議事録

【資料 1-1-9】平成 27(2015)年度第 6 回全学教授会議事録

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・これまでも時代の要請や社会の変化に対応すべく建学の精神や理念の見直しを行い、その実現を目的とする改組を行ってきた。今後も社会に求められる大学となるために、時代の要請に柔軟かつ適切に対応し、100 周年ブランドビジョンの実現を着実に進める。また、「我が国の高等教育の将来構想について（諮問）」や「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」で求められた方向性を注視しつつ、基本姿勢の見直しや整合性の検討を行う。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

- ・本学の使命・目的及び教育目的は、統合を前に全教員参加の教授会を経て決定しており、教員の支持は得られている。また、大学統合にあたり、法人のブランドビジョンと整合的に策定されたものであり、学則の変更時に理事会の承認を受けている。【資

料 1-2-1】

- ・本学の目的及び使命は学則第 1 章第 1 条に収め、建学の精神・基本理念及び教育目的は本学の基本姿勢として規程集の総記に収めている。これらは大学のホームページ上で公開するとともに、学内情報サイトでも共有し、全ての教職員が容易にいつでも閲覧できるようになっている。【資料 1-2-2】
- ・法人創立 100 周年に向けた中長期計画である「教学体制の再構築並びにキャンパス再整備計画」は、本学を含めた各設置校の教職員で組織した将来計画検討委員会で答申し、理事会で承認されている。平成 25(2013)年からは法人の事業報告書に各設置校の「建学の精神」等を掲載しホームページ上で公開しており、理事会・評議員会に報告し、役員並びに教職員に理解され支持されている。【資料 1-2-3】
- ・ブランドビジョンを浸透するため平成 25(2013)年度よりブランドブックを毎年度作成し、初年度には各設置校で浸透説明会を実施し推進を図った。令和 2(2020)年度からはブランドをより身近に感じさせるために、ネームフォルダーに入れて携帯できるブランドアクションカードとして全教職員に配付している。いつでも見直すことで理解を深めてもらうことと、自らの目標設定を記載することにより、日々目標を意識し行動できるよう活用している。令和 2(2020)年度の教職員アンケートでは 65%の教職員が携帯しており、活用に向けて教授会などでも説明を行っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-1】平成 27(2015)年度第 6 回全学教授会議事録

【資料 1-2-2】大学総合案内 <https://www.hus.ac.jp/info/>

【資料 1-2-3】学校法人北海道科学大学平成 29(2017)年度事業報告書

https://ed.hus.ac.jp/uploads/files/pdf/jigyhouhoukoku/business_report_h29.pdf

1-2-② 学内外への周知

- ・本学の建学の精神、基本理念、学則で示した使命・目的及び教育目的をホームページ上に掲載し、学内外に公開している。在学生向けには、図 1-2-1 に示すように本学の基本姿勢を校舎各棟の入口に掲示しているほか、「教務ブック」上にも掲載し、周知している。【資料 1-2-2】 【資料 1-2-4】



(1)A 棟入口

(2) G 棟入口

図 1-2-1 校舎各棟入口に掲示している「北海道科学大学の基本姿勢」

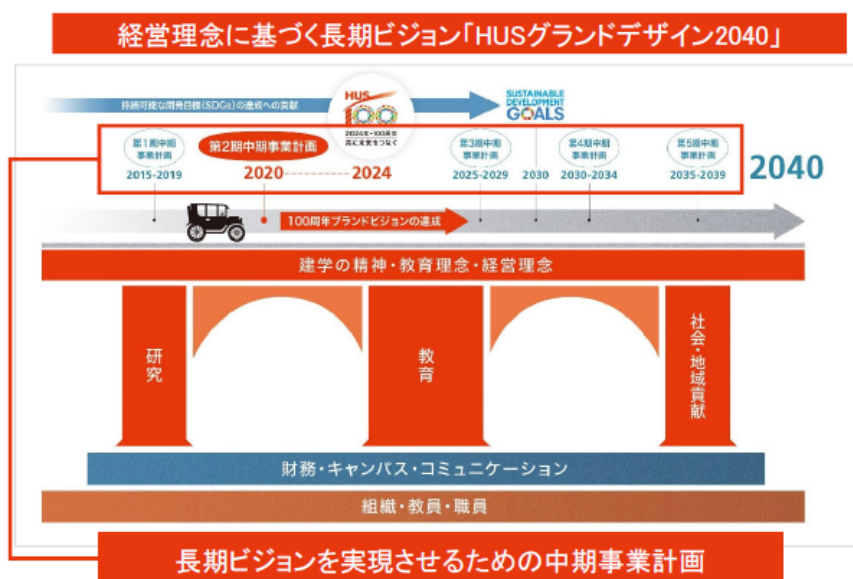
【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-2】 大学総合案内 <https://www.hus.ac.jp/info/>

【資料 1-2-4】 教務ブック <https://navi.hus.ac.jp/system/>

1-2-③ 中長期的な計画への反映

- ・法人創立 100 周年を迎える 2024 年に向けたブランドビジョン「基盤能力と専門性を併せ持つ人材を育成し、地域と共に発展・成長する北海道 No. 1 の実学系総合大学を実現します」を本学の使命・目的と整合的に定めている。このビジョン達成のため、平成 27(2015)年度から平成 31(2019)年度までの 5 か年を第 1 期として、現在は、令和 2(2020) 年度からの 5 か年にわたる「第 2 期中期事業計画」が進行中である。【資料 1-2-5】 【資料 1-2-6】
- ・さらに、法人創立 100 周年を迎える令和 6 (2024)年以降も、より良き社会の創造と持続的発展に貢献することが必須と考え、高等教育機関の 3 本柱である「教育」「研究」「社会・地域貢献」を持続可能な開発目標 (SDGs) と連動させながら、地域を活性化する高等教育機関としての役割を果たすべく、人々の暮らしを支え、永続的な社会の維持・発展に寄与することを目的として新たな将来像・運営方針「HUS グランドデザイン 2040」 (図 1-2-2) を定めた。【資料 1-2-6】



2024年に向かえる100周年までの5年間は「第2期中期事業計画 (2020年～2024年)」

図 1-2-2 HUS グランドデザイン 2040

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-5】 学校法人北海道科学大学中期事業計画 (平成 27(2015)～31(2019)年度)

【資料 1-2-6】 学校法人北海道科学大学中期事業計画 (令和 2(2020)～6(2024)年度)

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

- ・平成 30(2018)年度の大学統合による「工学部」「薬学部」「保健医療学部」「未来デザイン学部」への新教学体制の移行に合わせ、創部の主旨、各学科の人材養成の目的が建学の精神に基づき策定され、この人材養成の目的を達成するための指針として三つのポリシーを位置づけた。各学科より選出された委員で構成される「3 ポリシー見

直し・カリキュラム改編委員会」を組織し、本学の使命・目的及び教育目的をより具体的に反映させたディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを新たに策定した。これら三つのポリシーはホームページ及び教務ブックに明示している。【資料 1-2-4】 【資料 1-2-7】

- ・大学院については、研究科及び専攻ごとの人材の養成に関する目的をホームページに明示している。工学研究科では平成 30(2018)年度に、欧州共通資格枠組み(European Qualification Framework)などの国際通用性にも配慮した三つのポリシーを各専攻において策定し、ホームページに明示している。【資料 1-2-8】
- ・大学院薬学研究科及び保健医療学研究科については、それぞれ基礎となる学部・学科で国家資格を取得した人材を対象とした人材養成の目的及び三つのポリシーを定めている。【資料 1-2-8】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-4】 教務ブック <https://navi.hus.ac.jp/system/>

【資料 1-2-7】 三つのポリシー <https://www.hus.ac.jp/academics/>
<https://www.hus.ac.jp/academics/grd/>

【資料 1-2-8】 教務ブック <https://navi.hus.ac.jp/system/> →大学院各研究科

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

- ・法人の組織は図 1-2-3 に示すように、経営を担当する「事務局」と教育を行う大学、短期大学部、高等学校、自動車学校で構成されている。

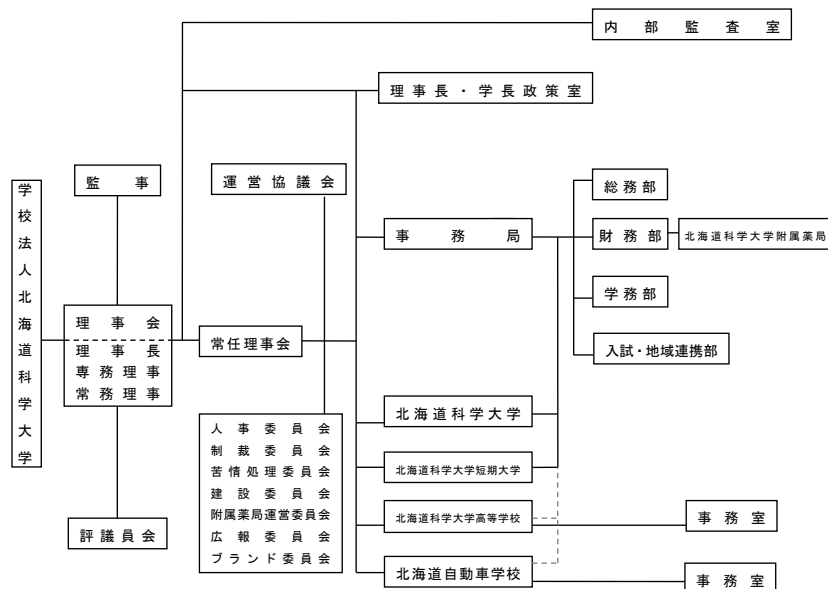


図 1-2-3 法人の組織図

北海道科学大学

- ・ 本学の使命・目的及び教育目的を果たすための教育研究組織の構成は図 1-2-4 のように 4 学部と基本教育を担当する全学共通教育部、大学院 3 研究科で構成され、それぞれの学部は適切な規模の学科を研究科は専攻を有している。

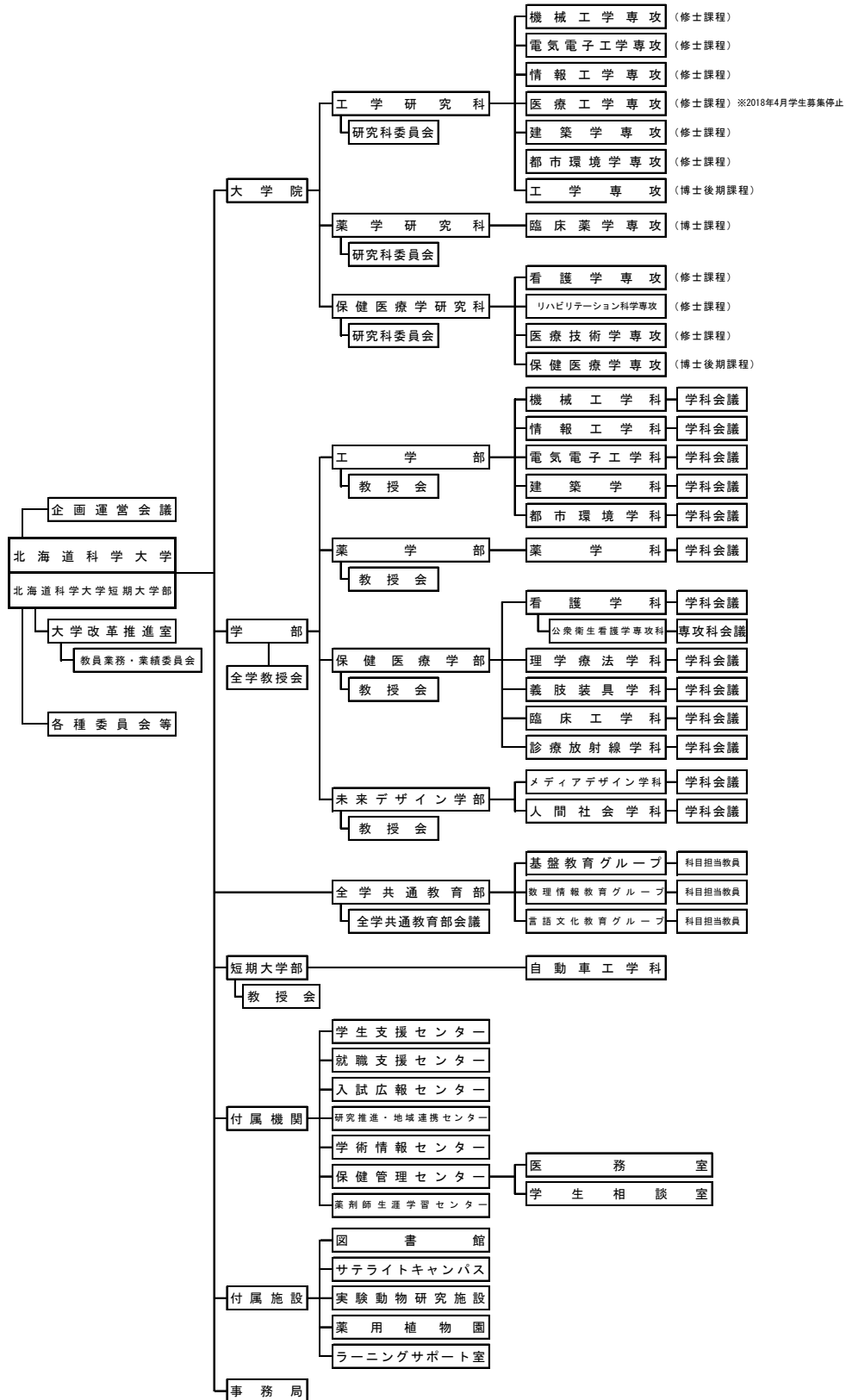


図 1-2-4 北海道科学大学の組織図

- ・平成27(2015)年4月の学校教育法の改正を受けて、学長のリーダーシップや教授会の役割の明確化を意図して内部規則の総点検を行い、教学に関する意思決定の迅速化による改革のスピードアップを図るため、組織の見直しを行った。
- ・学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、副学長、学部長及びセンター長を主なメンバーとする企画運営会議を設置している。【資料 1-2-9】
- ・本学では、「企画運営会議」「教授会」「研究科委員会」を全学的合意形成組織群として位置づけている。【資料1-2-10】～【資料1-2-13】
- ・各学科では「学科会議」を専任教員により定期的を開催し、学科長を議長として運営上の諸問題を審議するとともに、教員の意見を学科として集約し全学的課題の意思決定に反映できるようになっている。この学科会議を、教授会の1つとして位置づけている。【資料1-2-13】
- ・基本教育、学習支援及び教職課程に関する組織として、「全学共通教育部」を置いている。【資料 1-2-14】
- ・本学には教育支援と学内運営を担当する附属機関として「学生支援センター」「就職支援センター」「入試広報センター」「研究推進・地域連携センター」「学術情報センター」「保健管理センター」「薬剤師生涯学習センター」を組織しており、その審議内容と構成員を表 1-2-1 に示す。【資料 1-2-15】～【資料 1-2-21】

表 1-2-1 7つのセンター（附属機関）における審議内容と構成員

センター	審議事項	構成員
学生支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の教育に関すること ・教育課程の編成に関すること ・学生の生活に関すること ・学生の情報サービスに関すること ・協学会に属する団体のサポートに関すること ・ボランティア活動の各種支援に関すること ・その他学生のサポートに関すること ・その他必要と認める事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・センター長 ・副センター長 ・センター主任 ・教務企画課長 ・教務課長※ ・学生課長※ ・短期大学部事務課長
就職支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の就職支援事業に関すること ・学生のキャリア教育に関すること ・学生の資格取得に関すること ・学生のインターンシップ事業に関すること ・既卒者のキャリアアップ支援に関すること ・学内外関係機関とのキャリア連携に関すること ・その他必要と認める事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・センター長 ・副センター長 ・センター主任 ・就職課長※
入試広報センター	<ul style="list-style-type: none"> ・大学広報（就職支援広報を除く）に関すること ・入学試験に関すること ・出前講義に関すること ・高大連携教育に関すること ・学生募集に関すること ・その他必要と認める事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・センター長 ・副センター長 ・センター主任 ・入試・地域連携部長 ・地域連携・広報課長 ・入試課長※
研究推進・地域連携センター	<ul style="list-style-type: none"> ・研究推進及びその成果の発信に関すること ・産学官連携活動に関すること ・地域連携事業推進に関すること ・地域人材育成に関すること ・共同実験棟（R2 棟）に関すること ・貸与型実験室に関すること ・その他必要と認める事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・センター長 ・副センター長 ・センター主任 ・研究推進課長※ ・地域連携・広報課長

<p>学術情報センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館業務に関すること ・情報関係業務に関すること ・機関リポジトリに関すること ・知的・学術情報の提供に関すること ・情報教育及びeラーニングに関すること ・センターに設置する情報ネットワークシステム及び情報機器（以下「システム」という。）の管理・運営に関すること ・教育・研究及びその他のシステム利用に関すること ・システムの研究開発及びその管理に関すること ・学生、教職員及びその他のシステム利用者に対する指導と助言に関すること ・その他必要と認める事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・センター長 ・副センター長 ・センター主任 ・情報技術課長※ ・図書課長
<p>保健管理センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の保健管理に関すること ・教職員の保健管理に関すること ・障がい学生の支援に関すること ・医務室業務に関すること ・学生相談室業務に関すること ・その他必要と認める事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・センター長 ・副センター長 ・学生課長 ・教職員課長※
<p>薬剤師生涯学習センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師生涯研修の企画及び実行に関すること ・認定薬剤師の認定に関すること ・認定単位の交付に関すること ・その他必要と認める事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・センター長 ・副センター長 ・地域連携・広報課長※ ・その他必要な職員

※副センター長兼務

- ・内部質保証の方針に基づいて、各部門内で行う自己点検とともに、全学的観点での自己点検によって大学の使命・目的及び教育目的達成への改善策を採る体制(Double PDCA Cyclic Loops)は、図 1-2-5 の示すとおり、本学組織の特徴である。【資料 1-2-22】

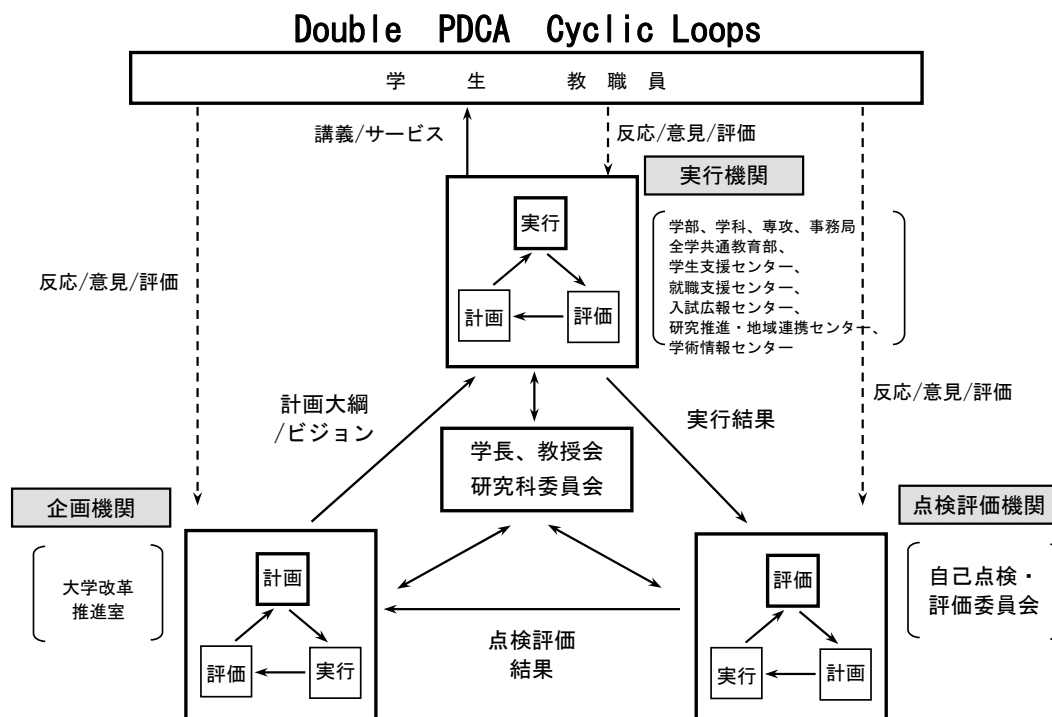


図 1-2-5 Double PDCA Cyclic Loops

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 1-2-9】 企画運営会議規程
- 【資料 1-2-10】 学則第 49 条、第 50 条、第 51 条
- 【資料 1-2-11】 教授会規程
- 【資料 1-2-12】 研究科委員会規程
- 【資料 1-2-13】 教授会規程細目
- 【資料 1-2-14】 全学共通教育部規程
- 【資料 1-2-15】 学生支援センター規程
- 【資料 1-2-16】 就職支援センター規程
- 【資料 1-2-17】 入試広報センター規程
- 【資料 1-2-18】 研究推進・地域連携センター規程
- 【資料 1-2-19】 学術情報センター規程
- 【資料 1-2-20】 保健管理センター規程
- 【資料 1-2-21】 薬剤師生涯学習センター規程
- 【資料 1-2-22】 内部質保証の方針 <https://www.hus.ac.jp/info/activity/evaluation.html>

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・内部質保証の方針に基づく改善サイクルを着実に回すことによって、法人 100 周年ブランドビジョンである「2024 年までに、基盤能力と専門性を併せ持つ人材を育成し、地域と共に発展・成長する北海道No.1 の実学系総合大学の実現」をめざす。
- ・統合により 4 学部 13 学科体制となり、3 年が経過したところであるが、一層の学内融和を図るとともに、迅速な改革を可能とする教学マネジメント体制の構築によって、大学の使命・目的及び教育目的の実現をめざす。
- ・現状の組織が抱えている問題点を改革し、革新性をもってこれからの社会を支え・リードする組織への生まれ変わりをめざし、ポスト 100 周年に向けた本学にふさわしい将来像を検討するために令和元(2019)年 9 月に教職員を構成員として学内に将来検討委員会を設置し、以下に示す事項及びその望ましい将来像について検討を開始した。
 - (1) 学部学科の適切な定員に関する事項
 - (2) 国試対策に関する事項
 - (3) 全学基本教育科目運営に関する事項
 - (4) 学部学科の改組及び新設に関する事項
 - (5) その他必要な事項

【基準 1 の自己評価】

使命・目的及び教育目的は、本学の個性・特色を反映した基本姿勢に基づいて、学則第 1 条に簡潔な文章で具体的かつ明確に定められている。その策定にあたっては、統合前の両大学の教職員で構成される統合準備委員会において法人の 100 周年ブランドビジョンとの整合性を意識して議論が繰り返され、教授会での審議、理事会での承認を経ている。使命・目的及び教育目的は三つのポリシー策定の起点となるとともに、その達成に向けた第 2 期中期計画が進行中である。

工科系単科大学としての開学から半世紀の間に保健衛生分野の学問領域への拡張、さらには同一法人内の北海道薬科大学との統合と、これまで、その姿を大きく変化させてきているが、改革にあたっては、常に社会の変化や時代の要請を見据え、基本理念、建学の精神とともに使命・目的、教育目的の見直しを行い、これと整合する教育研究組織を整備してきたと認識している。

以上のことから基準 1. 使命・目的等を満たしていると認識している。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

- 各学科から選出された入試広報センター主任が中心となって、3 ポリシー見直し・カリキュラム改編委員会と連携し、大学の基本姿勢及び教育目的に基づく平成 28(2016)年度以降のアドミッション・ポリシーを各学科単位で定めている。
- アドミッション・ポリシーでは各学科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等と学力の 3 要素及び入試制度を体系的に整理し、受験生に「入学前に習得すべき内容・水準」を明示し、どのような基礎知識や目的意識を備えていなければならないか理解できる構成とした。また、各学科統一フォーマットのもと文章だけでなく、マトリックス図などを取り入れることにより、視覚的に理解でき重要なポイントが掴める構成とし、学生募集要項、受験ガイド、ホームページ、紹介動画等で受験生に周知している。【資料 2-1-1】～【資料 2-1-4】
- さらに令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染拡大防止に対応しながら以下の企画を実施し、本学の教育の理念、目的、特色並びに入学者受入れ方針を広く受験生とその保護者、高校教員に伝えている。
 - 進学相談会（対面型）：北海道 9 会場（年各 1～4 回）、東北 2 会場（年各 1 回）
 - 進学相談会（Web 型）：北海道 8 高校（年各 1～2 回）
 - オープンキャンパス：来場型のミニオープンキャンパス 1 回、Web 型の NET オープンキャンパス 3 回、大学の概要説明、学部・学科紹介、キャンパス紹介、進学相談
 - 入試広報担当教職員による高校訪問：大学の概要、入学者選抜方法の説明【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】【資料 2-1-4】
- 本学への進学希望者に限らず広く本学の専門分野の面白さと意義を高校生に伝えるために、高大連携教育、出前授業を実施している。【資料 2-1-5】
- 大学院各研究科・専攻についてもアドミッション・ポリシーはディプロマ・ポリシー、

カリキュラム・ポリシーとの一貫性に留意して各専攻において定められ、募集要項や受験ガイド、ホームページなどで周知している。

- ・入学式のパンフレットに全学科のアドミッション・ポリシーの基本方針や求める人材像を掲載しており、入学生にアドミッション・ポリシーを再認識させている。【資料 2-1-6】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 2-1-1】 令和 3(2021)年度学生募集要項
- 【資料 2-1-2】 受験ガイド令和 3(2021)年度
- 【資料 2-1-3】 アドミッション・ポリシー https://www.hus.ac.jp/academics_hus/amp/
- 【資料 2-1-4】 オープンキャンパス <https://nyushi.hus.ac.jp/opencampus/>
- 【資料 2-1-5】 高大連携 https://www.hus.ac.jp/cooperation/are_det/sch_det.html
- 【資料 2-1-6】 令和 3(2021)年度 学部・大学院・専攻科入学式パンフレット

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

- ・アドミッション・ポリシーは、図 2-1-1 に例示するように、①基本方針、②求める人材像と学力の 3 要素、③学力の 3 要素と求める多元的な評価、④入学者選抜方法における評価の比重、⑤入学前に習得すべき内容・水準の 5 項目で整理されており、それぞれの選抜制度と求める人材像の関係は明確である。【資料 2-1-1】

※記号(◎, ○, △)は重要度の順序を表しています。

機械工学科

①基本方針

機械工学は、幅広い知識・技術を「ものづくり」を支える総合的分野として発展し、産業の基盤となっています。現在では、自然との調和、資源・エネルギーの有効利用、人間と機械の協働が重要な課題となり、新たな視点を踏まえて、人類の福祉や生活の利便性等にとって有益な「もの」を創造することが求められています。

機械工学科では、機械工学の基本的知識のみならず、広い視野からの総合判断力や応用力、さらには自主的学習力、論理的思考力、表現力などを養成することを目標に掲げ、教育・研究を行います。
そのために、以下のような資質・能力・意欲を持った学生を受け入れます。

②求める人材像と学力の3要素	知識・技能	思考力・判断力・表現力	主体性・多様性・協働性
社会問題の解決に必要な知識・技術を身に付けようとする意欲のある人	◎	◎	△
産業の活性化を支える実践エンジニアを志す人	◎	◎	△
自らが学ぶ能動的学習を通して生涯学習行動する意欲を持っている人	△	◎	◎
機械工学を学ぶための基礎学力を有し、高い勉学意欲のある人	◎	◎	△

③学力の3要素と求める多元的な評価						
知識・技能	学力試験	調査書	発表	推薦書	集団面接	口頭試問
思考力・判断力・表現力	学力試験	調査書	発表	レポート	個人面接	
主体性・多様性・協働性		推薦書	集団面接	自己推薦書	集団討論	

④入学者選抜方法における評価の比重

入学選抜方法	学力試験	調査書	発表	レポート	推薦書	集団面接	個人面接	自己推薦書	集団討論	口頭試問
新カリレオ選抜	△		○	◎		○	△	△	◎	
学校推薦型選抜（系列校）		○		○	○	◎				△
学校推薦型選抜（指定校）		○		○	○	◎				△
学校推薦型選抜（公募）	△	△			○	◎				
自己推薦型選抜（公募）	△	○						◎		
一般選抜	◎						○			
一般選抜（共通テスト利用選抜）	◎									
外国人留学生選抜	○						◎			

⑤入学前に習得すべき内容・水準

- 社会における諸問題を解決するため、幅広い分野の基礎知識を習得していること。
- 高等学校等において、明確な目的意識を持って主体的に学ぶ姿勢を経験していること。
- 機械工学を中心とする学士課程教育を学ぶための必要な基礎学力（国語、外国語、数学、理科、地理歴史、公民）を有するとともに、基本的な概念や原理・法則を理解し、基礎的な事象においては、論理的に考察し、処理する能力を有していること。

図 2-1-1 学科アドミッション・ポリシー（工学部機械工学科を例に）

- ・入学試験出題・採点委員会を設置し、学長が指名する教員が出題専門委員として、入学試験問題の作成を行っている。【資料 2-1-7】 【資料 2-1-8】
- ・大学院の入学者選抜では、修士課程においては、推薦入試、一般入試（前期・後期）、社会人入試（前期・後期）の 3 種類、博士後期課程においては、一般入試、社会人入試の 2 種類、博士課程においては、一般入試の選抜制度を設けている。各専攻のアドミッション・ポリシーは、学部と同様な形で整理されており、それぞれの選抜制度と求める人材像の関係は明確である。【資料 2-1-9】 【資料 2-1-10】

- ・公衆衛生看護学専攻科の入学者選抜では、推薦入試、一般入試の2種類を設けている。入学者に求められる資質・能力・意欲についてアドミッション・ポリシーを定め、筆記試験及び面接試験による選抜を実施している。三つのポリシーやそれぞれの入学者選抜の詳細については学生募集要項、ホームページなどで公開している。

【資料 2-1-1】 【資料 2-1-11】

- ・入試広報センターと学生支援センターが連携して、平成 27(2015)年度から入試区分別に在学生の学業成績の追跡調査を実施し、選抜制度のあり方を検証している。検証結果から、これまでに、新ガリレオ選抜〔総合型選抜〕や学校推薦型選抜〔公募〕においては基礎学力試験を導入し、学校推薦型選抜〔指定校〕では基礎学力の定着を確認する口頭試問を導入してきた。これらに加え令和 3(2021)年度選抜においては学校推薦型選抜〔系列校〕でも口頭試問を実施した。【資料 2-1-1】 【資料 2-1-12】 【資料 2-1-13】
- ・令和 3(2021)年度より、新ガリレオ選抜〔総合型選抜〕における基礎学力試験の配分を従来の全学部 20%から工学部、未来デザイン学部は 30%、薬学部、保健医療学部は 50%に変更し、人物の評価に加え、基礎学力の定着度も測ることができるよう変更を行った。また、薬学部の一般選抜の指定教科である理科には物理を追加し、従来の化学・生物と併せ選択科目の幅を広げることとした。【資料 2-1-1】 【資料 2-1-2】
- ・令和 2(2020)年は新型コロナウイルス感染症の影響により新ガリレオ選抜〔総合型選抜〕のエントリーセミナーは来場型では実施せず、講義の受講・課題への取組み・個別面談など、セミナーの全てのプログラムをオンラインで行った。受験生の来学機会は確保できなかったが、大学説明やそれぞれの学部学科に特化した動画制作を通じ、入学受入方針や求める人物像などについて周知することができた。
- ・令和 3(2021)年度は入学案内書の概要版の新規作成、受験生向けホームページのフルリニューアルなど高校生が直接情報収集できるメディアを拡充させ、高校生の理解共感を高める施策を行った。【資料 2-1-14】
- ・アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入れについては、入学後の学修状況を踏まえた点検を学生支援センターと連携して行っており、各学科においても学科教育自己点検会議において点検を行っている。点検の結果を踏まえ、令和 3(2021)年度選抜においては、前述のとおり基礎学力の定着度を一層測るべく、新ガリレオ選抜〔総合型選抜〕及び学校推薦型選抜〔指定校〕の選考方法について見直しを行った。
- ・令和 3(2021)年度の新ガリレオ選抜〔総合型選抜〕・学校推薦型選抜・自己推薦型選抜の合格者に対しては、更なる学習意欲の向上のため、入学前教育の実施方法と教材の見直しを行った。学長による大学の理念に関する講話、学科別に学修目的の確認や意欲の向上に関する講話をオンラインスクリーニングにて行うとともに、e ラーニングの併用により、継続的に基礎学力の向上をめざすことができる内容へと変更した。【資料 2-1-15】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-1】 令和 3(2021)年度学生募集要項

【資料 2-1-2】 受験ガイド令和 3(2021)年度

【資料 2-1-7】 入学試験出題・採点委員会規程

- 【資料 2-1-8】 令和 3(2021)年度第 1 回入学試験出題・採点委員会議事録
- 【資料 2-1-9】 令和 3(2021)年度学生募集要項 [大学院]
- 【資料 2-1-10】 受験・入試情報 <https://www.hus.ac.jp/academics/grd/mac.html>
- 【資料 2-1-11】 北海道科学大学公衆衛生看護学専攻科 [1 年制]
- 【資料 2-1-12】 令和 2(2020)年度入試区分別入学生の成績状況比較について
- 【資料 2-1-13】 令和元(2019)年度第 12 回入試広報センター会議資料
- 【資料 2-1-14】 令和 3(2021)年度ファーストブック
- 【資料 2-1-15】 令和 3(2021)年度入学前教育オンラインスクーリング実施要領

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

- ・ 入学者数が低迷する原因の分析と社会的なニーズや高校生の動向分析を踏まえ、平成 26(2014)年度に医療系3学科の新設と既存の9学科の定員見直しを行った。また、平成30(2018)年4月に北海道薬科大学と統合した際、薬学部を設置し、それまで210人であった入学定員を薬剤師の将来的な需要動向を見据え、180人に見直しを行った。
- ・ 保健医療学部においては、義肢装具学科が平成 30(2018)年度以降、定員未充足となっている。一方で定員超過が生じている看護学科及び理学療法学科の状況を踏まえ、令和 3(2021)年度より当該 3 学科の入学定員の見直しを行った。
- ・ 各学部の令和元(2019)年度・令和2(2020)年度の入学定員に対する入学者数の比率は、表2-1-1のとおりであり、一部学部において定員超過の状況が見られる。一方、令和 3(2021)年度においては、全国的な薬学部志願者減の影響か薬学部が北海道薬科大学時代を含めて、初めて定員未充足となった。(データ編【共通基礎様式 2】)

表 2-1-1 入学定員に対する入学者数の比率

学部	2019 年度	2020 年度	2021 年度
工学部	1.07	1.18	1.04
薬学部	1.05	1.11	0.81
保健医療学部	1.11	1.13	1.08
未来デザイン学部	1.26	1.10	1.00
大学全体	1.11	1.13	1.01

- ・ 令和 3(2021)年度選抜においては定員管理を適切に行うべく、学校推薦型選抜 [指定校] の出願要件となる評定平均値を変更し、各選抜区分の定員見直しを行った。【資料 2-1-13】
- ・ 大学院に関しては、平成 24(2012)年度から長期履修制度を導入し、職業等を有する大学院進学希望者に門戸を広げた結果、医療系の修士課程に社会人が入学している。(データ編【表 2-2】参照)
- ・ 令和 2(2020)年度、公衆衛生看護学専攻科を入学定員 8 人で設置した。ホームページ及びパンフレットにより募集広報を展開し、令和 3(2021)年度の入学者数は 7 人であり、本学看護学科卒業生及び学外から保健師志望者が入学している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-13】 令和元(2019)年度第 12 回入試広報センター会議議事録

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・本学が求める人材像（アドミッション・ポリシー）を学生募集要項、ホームページ等に明記し、高校生及び高校教員等の関係者に周知しているが、今後は広く社会へ浸透させるべく動画などを用いた周知機会を増加させる。
- ・入学者選抜制度の相違による入学生の学力調査を継続的に行い、選抜制度の在り方（募集定員、選抜方法、推薦基準等）、学校推薦型選抜〔指定校〕の見直しを入試広報センターにおいて検討する。
- ・入学前教育については、変更した教材の成果検証、受講者アンケートの結果をもとに実施内容の見直しを続ける。
- ・保健医療学部については、令和 3(2021)年度より学科ごとに入学定員の見直しを行った。看護学科、理学療法学科、義肢装具学科において、いずれも入学定員を満たし、特に義肢装具学科は充足率が大幅に改善された。今後も継続的に適切な定員管理をめざす。
- ・一部定員超過がみられる学部については、合格者に対する手続き率の予測精度向上を行い適切な定員管理に努める。
- ・薬学部については、安定的な志願者確保に向け、学校推薦型選抜〔指定校〕の対象校や人数枠の見直しを行う。また、募集広報においてもオープンキャンパスの実施回数を増やし、受験生の興味喚起の機会を充実させる。
- ・公衆衛生看護学専攻科の学生募集広報については、本学看護学科卒業生や看護学科の臨地実習先をはじめ、北海道内の病院・診療所等へも積極的に展開する。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

- ・学修・授業・学生生活の支援を担う部署として学生支援センターを設置している。センター運営上の教員と職員の協働はもちろんのこと、学生支援センターの庶務を担う教務課・学生課窓口での学生指導（学修に関すること、奨学金・課外活動に関することなど。窓口受付時間は 8 時 30 分～17 時）においても、教員・職員（状況によってはカウンセラーも含む）が連携しながら、学生支援を行っている。【資料 2-2-1】
- ・また、教務課長、学生課長が学生支援センター副センター長を兼務し、センターの意思決定に直接的に関わり、教職協働による学修支援体制の整備が進んでいる。【資料 2-2-2】【資料 2-2-3】
- ・平成 30(2018)年度に大学統合を果たしたが、準備段階で想定できなかったケース・課

題についてはセンターが一丸となって課題に向き合い対処してきた。特に教務事項においては、統合準備段階では埋めきれなかったルールの違いについてセンター内に教務ワーキング・グループを設置して検討を進め、課題の解消を実行した。具体的には、学年暦（ガイダンス日、始講日等）の統一、転学部・転学科規程の改正、特別欠席制度の統一、試験施行細則の制定、父母懇談会の実施方法統一などである。【資料 2-2-4】

- ・令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で遠隔授業中心の授業実施体制を構築せざるを得ない状況となった。緊急事態宣言の発令下でもあったことから、授業開始日を 5 月 11 日に繰り下げ、4 月は各教員が遠隔授業の準備に充てる期間とした。4 月 6 日に、学生支援センターメンバーと遠隔授業に詳しい教職員の 7 人で構成された「遠隔授業準備検討プロジェクトチーム」を結成し、教員向けの遠隔授業のガイドラインを作成した。また、ガイドラインの説明のほか、Zoom、Google Meet、Microsoft Teams、Moodle 等の遠隔授業に必要なツールの講習会を全 5 回オンラインで開催した。さらに専任・非常勤教員問わず問い合わせ窓口を Google フォームで開設し、プロジェクトのメンバーが対応にあたった。このように、遠隔授業に関する整理された情報が迅速に提供されたことにより、各教員は事前の準備及びリハーサルを円滑に実施できた。【資料 2-2-5】【資料 2-2-6】【資料 2-2-7】
- ・希望する学生に対しては、遠隔授業受講のための通信環境整備支援を目的として 1 人当たり 3 万円を給付するとともに、従前から「ノート PC サポート室」として稼働していた情報技術課が相談窓口となり、ハード、ソフトの両面から支援した。これらのサポートの結果、6 月に実施した遠隔授業に関する学生アンケートでは、97%の学生がほぼ問題なく受講できているとの回答を得ることができた。なお、令和 3(2021)年度においても、学年ごとに基準を定めて対面授業と遠隔授業を併用しており、遠隔授業は継続して実施している。【資料 2-2-8】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-1】 学生支援センター規程

【資料 2-2-2】 令和 3(2021)年度第 1 回学生支援センター会議資料（運営方針）

【資料 2-2-3】 令和 3(2021)年度第 1 回学生支援センター会議資料（事業計画）

【資料 2-2-4】 平成 30(2018)・令和元(2019)年度教務 WG 資料

【資料 2-2-5】 遠隔授業準備に関するガイドライン

【資料 2-2-6】 HUS NEWS LETTER vol.38

【資料 2-2-7】 令和 3(2021)年度の授業実施における基本方針について

https://www.hus.ac.jp/hit_topics/2021/03/202103314355.html

【資料 2-2-8】 評議員会議事録（令和 2(2020)年 9 月 17 日）

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

- ・本学では以前から、学生からの質問や相談に対し各教員が時間の許す限り対応してきたが、学生への便宜をより一層図るため、平成 26(2014)年度から、授業時間以外の指導や学修支援を行う時間帯（オフィスアワー）を各教員が設定する制度を始めた。工学部・保健医療学部・未来デザイン学部ではオフィスアワーの時間と場所を各教員の研究室入口に掲示するとともに、全教員のオフィスアワーを在学生情報サイトに掲載

し、学生に告知している。薬学部では、シラバスに科目担当教員のオフィスアワーの時間、研究室番号、メールアドレス等を記載し、科目ごとに受け付ける内容としている。【資料 2-2-9】

- また、設定された時間以外でも、教員は、定められた勤務時間中の授業や会議以外の時間は研究室に待機しており、いつでも学生の質問を受け付けることができる体制となっている。さらに、A棟、C棟、E棟、G棟にモニターを設置し、学生が教員の出勤状況を確認できる環境を整えている。
- 令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、授業開始日を 5 月 11 日に繰り下げ、授業開始後も遠隔授業中心の体制となった。この間、学生は大学に来て教員と対面して質問することが困難になったため、学科ごとに「遠隔授業科目リスト」を作成し、授業ごとに担当教員のメールアドレスを併記して在学生情報サイトに公開して、学生が質問しやすくなるよう工夫した。【資料 2-2-10】
- 学部教育の実験、実習及び演習の教育補助業務に大学院学生を従事させ、教員の教育活動を支援するとともに本人の能力開発・向上を目的として、TA(Teaching Assistant) 制度を定めている。TA の採用は、科目担当教員への希望調査により委嘱計画案を作成し学生支援センター会議及び研究科委員会で決定する。学部学生に対しては、知識・技能の再確認の機会提供、実習・演習での指導力向上、給与の支給により奨学に資することを目的として、SA(Student Assistant)制度を定め、工学部・保健医療学部・未来デザイン学部は 3・4 年生、薬学部は 5 年生が授業の補助業務を行っている。なお、学業の妨げにならないよう、TA の担当時間数は、大学院博士後期課程は週 9 時間(臨床薬学専攻博士課程は月 50 時間(週 15 時間))、修士課程 2 年は週 6 時間、修士課程 1 年は後期のみ週 3 時間に制限している。SA の担当時間数は工学部・保健医療学部・未来デザイン学部は週 3 時間、薬学部は月 40 時間(週 15 時間)の制限を設けている。SA に対しては学生支援センターから共通内容の研修を行うほか、薬学部では 5 年次の授業科目「エデュケーションスキル」で、学修支援者としての教育を行い、それを研修と位置づけている。【資料 2-2-11】【資料 2-2-12】
- 学生支援センターでは、退学者に対する対策として、前年度の退学・除籍率を学科・学年別にまとめた資料を作成し、経年で状況を把握している。また、従来から実施しているポートフォリオ個別面談により退学に至りそうな学生を早期に把握し適切な助言と指導を行うとともに、退学が発生した際に担任から提出する「休学・退学・除籍に関するデータシート」により、退学理由の調査分析を進めている。休学者については、毎年復学照会を行い、その結果を共有・把握している。留年・卒業延期については、年度末の進級・卒業判定時に学科・学年ごとに進級率を把握している。令和 2(2020)年度の進級・卒業率は大学全体で 94.3%であった。【資料 2-2-13】～【資料 2-2-16】
- 障がいのある学生に対しては、保健管理センターが中心となり、「障がい学生支援基本指針」及び「障がい学生の支援に関する申し合わせ」を令和 2(2020)年 4 月に制定した。この方針に則り、支援を希望する学生と面談のうえ、学科や科目担当教員、関係部署がその支援内容を共有し、全学的な支援を行う体制を整備している。令和 2(2020)年度に身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・診断書の有無に関わらず、大学として把握している障がい学生は聴覚障害 2 人、肢体不自由 5 人、内部障害 2 人、発達

障害 3 人、精神障害 1 人の計 13 人である。また、支援を希望し、面談の結果、支援決定した学生は 4 人おり、肢体不自由 2 人、聴覚障害 1 人、精神障害 1 人となっている。【資料 2-2-17】【資料 2-2-18】

- ・学生が課題作成、自学自習等に利用できるカラーレーザープリンタを学内に 44 台設置し、ノート PC 等から各自が印刷可能な環境を整備している。場所は、A 棟 4 室、B 棟 1 室、C 棟 5 室、G 棟 17 室、E 棟廊下 1 箇所、図書館 1 室である。
- ・平成 13(2001)年、当時のモバイルキャンパス構想に基づいて建設された G 棟の供用開始を端緒に、入学時に全学生にノート PC の所有を義務付けて 20 年が経過している。学生の自己所有ノート PC を活用して、講義・実習を展開することから、新入生に対し入学時にノート PC セットアップガイダンスを実施し、始講時から学生がノート PC を円滑に使用できるようにするとともに、キャンパスネットワークの整備、プリントシステムの導入等、ノート PC を十分に活用できる環境整備を行っている。
- ・OVS-ES (マイクロソフト社の教育機関向け総合契約) により、学生・教職員はワード、エクセル、パワーポイント等の基本ソフトを無料で使用できるよう便宜を図っている。また、別途 ESET 社と契約しているウイルス対策ソフトウェアを学生に無償配付するとともに、情報倫理やセキュリティに関する啓発を実施し、良好なネットワーク環境の維持に努めている。
- ・前述の OVS-ES を大学として用意するほか、学科ごとに次の例のようなソフトウェアを用意し、講義及び自学自習等に活用している。(Multisim (回路シミュレータ)、ARCHICAD(CAD)、AutoCAD(CAD)、AutoDesk Inventor(3D-CAD)、電納ヘルパー (電子納品成果品支援))
- ・全学生が利用可能な授業支援システムとして、Moodle を導入し、各講義での資料配付、小テスト、課題提出、出席管理、教員からの連絡等に活用している。
- ・学生のノート PC トラブルに対応するため、講義棟 (G 棟 1 階) に「ノート PC サポート室」を設置し、平常授業日は 8 時 50 分～18 時、定期試験期間及び補講日は 8 時 50 分～17 時まで開室している。情報技術課職員と委託業者、アルバイト学生がノート PC のトラブル対応・アドバイス、故障時におけるノート PC の貸出、ソフトウェアインストール等に関する相談を受け付けている。【資料 2-2-19】【資料 2-2-20】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-9】在学生情報サイト HUS ナビ→定期連絡→前期オフィスアワーについて

【資料 2-2-10】遠隔授業科目リスト

【資料 2-2-11】大学院ティーチング・アシスタント規程

【資料 2-2-12】スチューデント・アシスタント規程

【資料 2-2-13】令和 3(20)年度第 1 回学部教授会資料「中退率 (退学・除籍率) の推移 (平成 30(2018)～令和 2(2020)年度)」

【資料 2-2-14】令和 2(2020)年度第 9 回学生支援センター会議資料「令和元(2019)年度退学・除籍に関するデータ集計結果」

【資料 2-2-15】令和 2(2020)年度第 27 回学生支援センター会議資料「令和 2(2020)年度復学照会者名簿」

【資料 2-2-16】令和 2(2020)年度学部教授会資料「令和 2(2020)年度進級・卒業審査総括

表」

【資料 2-2-17】 障がい学生支援基本指針

【資料 2-2-18】 障がい学生の支援に関する申し合わせ

【資料 2-2-19】 ノート PC サポート室(学内専用サイト)<http://itc-info.hus.ac.jp/notepc/>

【資料 2-2-20】 ノート PC サポート室利用細則

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ オフィスアワー制度は従前のまま継続しているが、以下の課題について、学生支援センターにおいて引き続き検討を行う。
 - ① 薬学部は授業終了から当日 17 時までオフィスアワーとし、それ以外の時間帯はシラバスにメールアドレスを記載し、メールで質問を受け付けるスタイルだが、それ以外の学部は教員が研究室に在室する曜日・時間を決定し、在学生情報サイト HUS ナビや研究室ドアへの掲示で学生に周知するスタイルをとっている。時間割の形態（固定/日替わり）の差があるが、学部間での統一を検討する。
 - ② 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Zoom 等のオンラインツールを活用して質問を受け付けられるオフィスアワー環境の整備を検討する。
- ・ 退学率、留年・卒業延期率については、一部に高い学科・学年があるため、当該学科と学生支援センターの協調により問題点を明らかにしたうえで対策案の策定を進めていく。
- ・ キャンパスネットワークの更新を計画するとともにプリントシステムでは、講義資料等の電子資料の配布に伴い、紙媒体の利用が減少していることから、次回更新時に現在の 44 台から 28 台へ削減する。また、プリンタの用途が自学学習用の資料印刷に変容しつつあるため、プリンタを講義室以外へ再配置することを検討している。
- ・ 平成31(2019)年4月に、これまで分散して開設していた、数学と英語の学修支援室に物理と化学を合わせて、より利用しやすい場所である HIT プラザ1階にラーニングサポート室として開設した。令和2(2020)年度前期は入構制限もあり学修支援はできなかったが、後期はオンライン又は対面による支援を行った。今後も対面と遠隔の授業が併用されるため、遠隔による学修支援が必要な学生の抽出方法やオンライン指導の予約システムを開発するなど、新しい実施方法を検討する。
- ・ ラーニングサポート室担当教員が授業に加えて長時間勤務時間外に指導するなど、望ましくない勤務体制が続いているため、正課の授業運営などに支障が出るのが懸念される。今後は運営補助の職員の配置、オンライン指導や予約システムの検討を進める。
- ・ 学修者本位の教育を実現するうえで、学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができる体制の整備は重要であると認識しており、現状の支援体制のより一層の充実をめざして、全学的な議論により学生支援の方針の策定をめざす。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

- ・就職支援を担う部署として各学科教員から選出されたセンター主任と就職課職員の教職協働体制で就職支援センターを設置している。【資料 2-3-1】
- ・各学科では卒業研究担当の指導教員が学生個々の就職・進学に関する相談を受け、就職支援センター主任が学科全体の就職活動の統括、調整を行っている。
- ・従来の伝統的専門分野への就職にこだわらないなど、多様化する学生の就職希望に対応するため、キャリアコンサルタントの資格を有するキャリアアドバイザー 2 人と業務委託契約を結び、繁忙期はほぼ毎日、年間で約 110 日程度の頻度で学生の相談を受け付けている。
- ・平成 29(2017)年度入学生から「世の中で生きていくための知恵」を学生に意識させ、高学年次の就職活動の円滑な開始に結びつくよう、低学年を対象として、外部講師による「コミュニケーション力向上講座」、「WRAP 講座」など 4 つのサブテーマで構成される「ステップアップ講座」を実施している。【資料 2-3-2】
- ・令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行ったうえで、11 月に「コミュニケーション力向上講座」を実施した。昨年度はコロナ禍のもと、対面授業や友人との対面での交流の機会が減少したためか、例年に比べてより多くの学生の参加があった。
- ・工学部・未来デザイン学部については業務遂行能力及び対人関係能力について事例を通じて理解すること、業務遂行の基本となるビジネスマナー、言語理解力や論理的思考力を身につけることを目的に、3年生に必修科目として「ビジネススキルⅠ」（前期）及び「ビジネススキルⅡ」（後期）を開講している。【資料2-3-3】
- ・薬学部、保健医療学部については医療系国家資格の取得をめざす学科であり、養成課程としての指定規則に定められた正課において医療業界への就業に必要な素養を学習していることから、正課としてのキャリア科目は開講していない。また、就職活動に対するサポートとして各学科の状況に応じたキャリア教育ガイダンスを実施している。
- ・全学共通の就職支援として、キャリアアドバイザーの配置、学科別業界研究セミナー、各種就職活動対策講座を実施している。令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、Webを利用した就職面接を実施する企業が増えてきていたことから「Web面接対策講座」を実施した。【資料2-3-4】
- ・インターンシップについては、特別科目として、「インターンシップⅠ～Ⅳ」を開講している。通算40時間以上かつ5日間以上にわたるものを単位取得の条件としているが、時間的負担が大きく、参加する学生が、令和元(2019)年度より減ってきている。令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり更に減少した。一方、就職に直結するような1Day等短期のインターンシップに参加する学生は年々増えている。【資料2-3-5】
- ・本来の就業体験ができる低学年向けのインターンシップ実施に向けての情報交換を北海道中小企業家同友会及び加盟企業と実施しており、令和2(2020)年8月には「今後の

キャリア教育連携をどのようにしていくか」をテーマとして実施した。この意見交換会については平成28(2016)年度から実施しており、回を重ねるにつれ各企業及び本学の実情に関してより具体的かつ有意義な意見交換が実現できている。【資料2-3-6】

- ・新入社員の入社後3年以内のいわゆる早期離職が社会問題となっているが、本学の卒業生については全国平均よりも低い離職率を維持している（平成27(2015)年度の就業状況調査結果において、全国平均32.0%、本学28.3%）。しかし入社後1年未満の離職者も一定数おり、その原因として就職活動時における業界研究が不十分であることが考えられた。そこで1年未満の離職率、ひいては3年離職率の更なる低減をめざして学科別業界研究セミナーなどを充実させて実施した。【資料2-3-7】【資料2-3-8】
- ・就職活動の円滑な促進のために、保護者の理解と連携も重要であると考え、学生と同様の求人情報を閲覧可能としている。また、保護者の団体である、親交会が主催する父母懇談会には就職支援センターからも教員を派遣し、就職支援ガイドの配布や父母からの就職相談に応じている。【資料2-3-4】【資料2-3-9】
- ・卒業生に対しても就職相談コーナーを開設し、求人情報、企業研究のための各種資料を閲覧に供するとともに、来学できない卒業生に対してもWebを利用した既卒者採用予定企業情報を提供している。

【エビデンス集・資料編】

【資料2-3-1】 就職支援センター規程

【資料2-3-2】 ステップアップ講座チラシ

【資料2-3-3】 シラバス「ビジネススキルⅠ・Ⅱ」

【資料2-3-4】 キャリアサポートガイド（就職支援ガイド）

【資料2-3-5】 シラバス「インターンシップⅠ～Ⅳ」

【資料2-3-6】 北海道中小企業家同友会及び加盟企業との意見交換会実施要領

【資料2-3-7】 卒業生の就業状況に関する調査のまとめ

【資料2-3-8】 学科別業界研究セミナー実施一覧

【資料2-3-9】 令和2(2020)年度父母懇談会実施要領

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

- ・ステップアップ講座については、新型コロナウイルス感染防止、政府によるテレワーク等の新しい働き方の推奨等の観点から、今後企業が求める学生の能力を把握し、その能力に合わせた内容の講座を検討していく。
- ・新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、これまで日本企業においてなかなか進まなかった新卒一括採用からジョブ型採用への転換が大手企業を中心に加速している。変化する採用方法に合わせた就職支援体制の構築、学部・学科の特色に合わせた就職支援の充実を図る。
- ・年々就職内定に結びつく短期間のインターンシップへ参加する学生は増えているが、就業体験を通じて自己の職業適性や将来設計について考える5日以上の本来的インターンシップに参加する学生は減っている。今後企業側と協議して社会的・職業的自立に資するインターンシッププログラムの構築、及び低学年生への意識付けを行う。
- ・就職状況調査はこれまで3年ごとに実施してきたが、令和2(2020)年度から毎年実施

することに変更した。今後は企業からの回答率を上げ、より正確に離職率やその理由等を学科ごとに把握して早期離職を防ぐ対策を実施する。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

- ・学生サービスと厚生補導に関する業務は主として学生支援センターが担当しており、全学的見地に立ったサポート体制を構築している。【資料 2-4-1】
- ・在学生の勉学に対するモチベーションを高めるために、学業・人物ともに優秀な学生に奨学金を給付する制度を設けており、学部生には学科優秀奨学金、博士課程及び博士後期課程の大学院生には大学院奨学金制度を設立し、給付を行っている。学科優秀奨学金は、2年次以上の就学者の中から学業成績優秀で他の学生の模範となる者を対象とする奨学金であり、学科優秀奨学生の採用数は各学科・学年最低1人とし、学科からの推薦に基づいて、学生支援センター会議で選考案を作成し、教授会で決定している。平成30(2018)年度は110人、令和元(2019)年度は100人、令和2(2020)年度は105人を採用した。大学院奨学金は、博士課程及び博士後期課程の学生を対象に学生の修学、研究を奨励し、有為な人材の育成を目的とする奨学金であり、平成30(2018)年度は2人、令和元(2019)年度は3人、令和2(2020)年度は10人を採用した。なお、大学院修士課程・博士後期課程の授業料設定は、研究の裾野を広げるため、学内からの進学者や社会人が進学しやすいよう、学部授業料の約1/2に設定している。【資料2-4-2】
- ・学外奨学金として多くの学生が利用する日本学生支援機構の奨学金は、表2-4-1で示すとおり延人数で年間2,000人以上の学生が利用している。

表2-4-1 日本学生支援機構の奨学金利用状況

年度	学部・大学院	給付のみ	給付+ 一種	給付+ 二種	給付+ 併用	一種のみ	二種のみ	併用	合計
平成30(2018) 年度	学部	4	10	1	10	425	1321	348	2119
	大学院	0	0	0	0	13	1	0	14
令和元(2019) 年度	学部	9	16	2	23	460	1200	385	2095
	大学院	0	0	0	0	12	0	1	13
令和2(2020) 年度	学部	100	76	63	138	393	1095	349	2214
	大学院	0	0	0	0	12	2	2	16

- ・令和2(2020)年度はコロナ禍の影響でアルバイトを失うなど、家計が急変した学生に対して、学生支援機構の公的な援助について相談窓口を開設するとともに、本学独自の

措置として、生活支援金制度による給付を行い授業料の延納措置を講じた。なお、支援の原資の一部には教職員からのものを含め寄付金が充てられた。【資料2-4-3】

- ・同窓会組織である校友会からも支援の申し出があり、上記の支援対象者に対して更に3万円の追加支援が行われた。
- ・2年次以上の就学者で前年度におけるクラブ活動、学業に係る資格・活動、学内外の活動の実績があり、学生の模範となる者を対象とした学生生活活動支援奨学金制度を設けている。平成30(2018)年度に北海道薬科大学の学生部と新たに導入する薬学関連の資格について検討し、薬学部の学生も応募しやすい制度に修正し、給付を行っている。
- ・令和3(2021)年現在6人の留学生が在籍している。学生課では「留学生受入マニュアル」を作成し、留学生の指導をしている。毎月授業の出席状況を調べ「外国人留学生授業出席状況報告」を作成し、欠席が多い場合は本人から聞き取りを行い、学生課より授業に出席するよう指導をしている。留学生には、年2回は面談をするようにし、生活面についても聞き取りを行っている。【資料2-4-4】
- ・授業、学修活動、キャリア形成並びに学生生活全般についての相談の場としてポートフォリオ個人面談を実施し、キャリアデザインサポートシステム(以下CDSSという)に記録している。また、2年次以上では7月の面談時に教育目的達成度調査結果を資料とする学修成果に関する面談を実施することとし、平成29(2017)年度から学修成果に関する4年生向けの新たなポートフォリオ個別面談を実施している。
- ・課外活動を、自主性・社会性・協調性など社会人として必要な素養を身につける場と位置づけ、多くの学生が課外活動に参加することを推奨し、そのための環境づくりに力を入れている。現在、全学生・教職員をもって組織する協学会のもとに、体育局(34団体)、文化局(33団体)、ボランティア局(6団体)、薬物乱用防止局(1団体)、全学応援団局(1団体)、その他(2団体)があり、それぞれ精力的に活動している。なお、クラブなど諸団体に加入していない一般学生も参加できる行事として、大学祭、体育祭を協学会主導のもとに企画・運営している。【資料2-4-5】
- ・課外活動への支援として、顕著な成績を上げた団体や学校行事に著しい貢献をした団体に対して、特別助成をしている。なお、令和2(2020)年度はコロナ禍によりほとんどの団体が活動を自粛していたため、活動実績に関わらず希望する団体に対して、一律の給付を行った。【資料2-4-6】
- ・協学会所属の諸団体の活動とは別に、学生が提案した課外活動を支援する制度として「夢プロジェクト」を制定している。これは学生が自由な発想のもとで企画・立案したプロジェクトに対し、大学が資金等の助成を行うものである。令和2(2020)年度夢プロジェクト採択結果については表2-4-2に示す。

表 2-4-2 令和 2(2020)年度 夢プロジェクト採択一覧

No.	プロジェクト名	内 容
1	Q-PIT	北海道科学大学における各種広報手段として、ICT を活用した新たな手法を企画し、Web サイトの制作、3D モデルを利用したキャンパスの再現、AR やシミュレータ等を駆使したアプリ開発を行う。
2	e ² club	Installation Art 作品を作成し、ものづくりの素晴らしさを周知することをプロジェクトのテーマとし、在学生向けの電気基盤工作体験会の開催や、地域の小学生を対象としたものづくり教室を開催し、作品制作の楽しさを周知する。
3	ギソクラ！	スポーツ用義足、パラスポーツの認知度拡大・普及をめざすプロジェクトで、令和 2(2020)年度は子どもたちへの認知度拡大をテーマに小児用模擬義足を作成する。
4	プロジェクト F	学内外において健康増進啓発活動を行い、傷害予防やトレーニングサポートの活動を行う。令和 2(2020)年度は現役トレーナーによる勉強会実施や、海外の理学療法士とのオンライン交流会の開催等自分達の知見を広げる活動を行う。
5	地域社会研究プロジェクト	北海道の地域社会の現状を分析し、地域社会が抱える課題の解決方法を発信する。令和 2(2020)年度は、地域に向いての活動ができなかったため、地域社会の研究方法についての勉強会を実施し、研究の必要性や意義等を再認識する。
6	い〜らぼ	地域の子ども向けに実験イベントを行い、「科学」を身近なもの知ってもらい好きになってもらう。令和 2(2020)年度は、プロジェクト内でオンライン勉強会の実施、生薬の Web サイトを作成する等、コロナ禍においても「科学」の知識を深め、その楽しさを周知する。

- ・本学では学内で飲酒を伴う会合・懇親会を開催することを学生にも認めているが、学生支援センターでは4つのルールを基本とした「学内での飲酒のルール」を定め、ルールを学生に遵守させるとともに、教職員が同席し注意喚起を行い、飲酒事故防止対策に努めている。コロナ禍以降は飲食を伴う会合を自粛するよう指導している。【資料 2-4-7】
- ・校舎建替えに伴い、夜間営業していた食堂が無くなり、学生から食堂の夜間営業について要望があったことから、令和元(2019)年 10 月より HIT プラザ 1 階食堂で 16 時から 19 時までの夜間営業を開始した。しかし、令和 2(2020)年 4 月以降は新型コロナウイルス感染症の影響により学生の通学機会が減ったことから夜間営業を中止している。
- ・学生の利用頻度、満足度を向上するため、HIT プラザ 1 階食堂のメニューを改善し、令和元(2019)年 10 月から E 棟食堂の店舗を変更した。また、競争原理を働かせるため、令和 2(2020)年 3 月中旬より A 棟食堂の業者変更等を行った。
- ・学生の悩みや困りごとに応じて、学生相談室、学生課、クラス担任等複数の相談窓口を用意し全学的に支援する体制を整備するとともに、ガイダンス等で悩みや困りごとがある場合は、これらの窓口相談するよう学生に周知している。また、学生の相談相手となるクラス担任向けに学生の状況や相談内容に対する対応をまとめた「学生支援の手引き」を整備している。【資料 2-4-8】
- ・学生支援センターの担当であった、医務室、学生相談室、学生医療互助会、定期健康診断の業務については、平成 30(2018)年度に新設した保健管理センターが担当している。【資料 2-4-9】
- ・保健管理センターでは、各学部から選出された運営委員からなる運営委員会を毎月 1

回開催しており、学生相談室・医務室の利用状況や、感染症対策、障がい学生支援等についての審議、及び情報共有を行っている。

- ・医務室では、怪我や体調不良への救急処置、健康診断の事後措置や医療機関の紹介等の身体的な問題に対応しており、保健師2人が常勤している。また、学校医1人による健康相談日を毎月1回実施している。
- ・年度別の医務室利用状況は表 2-4-3 のとおりである。令和元(2019)年度の件数が減少しているが、学生定期健康診断の事後措置として再検査等の勧奨対象者を拡大したことに伴い、電話や対面による対応から Gmail の活用といった Web 上での対応に切り替えたことが要因としてあげられる。また、令和元(2019)年度末から新型コロナウイルスの影響で登校学生数が少なくなっていることも影響している。
- ・令和 2(2020)年度の利用件数が少ないのは、新型コロナウイルス対策として対面授業や課外活動、及び勤務者数自体が少ないことに加え、体調不良者にはあらかじめ大学への入構を控えてもらったためである。なお、電話・メールによる医務室対応は利用件数に含まれていない。

表 2-4-3 年度別医務室利用状況

	2018 年度	2019 年度	2020 年度
総 合 計	2,128	1,716	525

- ・全学生対象の定期健康診断を毎年3月から4月に実施している。健康診断で問題が見つかった場合は、指定学校医が診察し、適切な指導・治療を受けられる体制になっている。
- ・医療機関で治療を受ける学生への経済的支援を目的として、本学独自の互助組織である「学生医療互助会」を運営しており、全学生が加入している。「学生医療互助会」では学生が学内外、時間を問わず疾病や不慮の事故等により医療機関に掛かった際、支払った自己負担医療費の一部給付、後遺障害を被った場合の見舞金の給付、死亡に至った場合の弔慰金の給付を行っている。
- ・心身的な問題を抱える学生のための相談室として、専門のカウンセラーを配する学生相談室を設置し（休業期間を除く平日の10時30分～17時に開室）、個人面談、電話、電子メール、郵便等、学生が利用しやすい方法で相談を受け付けている。なお、3人のカウンセラーが曜日を決めて交代で担当している。【資料2-4-1】
- ・学生相談室の主な相談内容は勉学、進路、人間関係などであり、利用状況は以下の表に示すとおりである。令和 2(2020)年度の利用件数が少ないのは、新型コロナウイルス対策のための対面授業や課外活動などの制限により、登校学生数が減少したことが主な要因と考えられる。【資料 2-4-10】

表 2-4-4 年度別学生相談室利用状況

	2018 年度	2019 年度	2020 年度
総 合 計	851	742	601

- ・一人暮らしの学生への支援と朝食習慣を身につけるために、学生医療互助会及び親交

会からの助成を受けて、平成 22(2010)年から学生食堂及び売店にて定期的に 2 週間程度の期間で 100 円朝食を提供している。令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、学生の通学機会が減少したことから、計画の全 7 回中前半の 4 回を中止とし、11 月以降売店のみにおいて実施した。【資料 2-4-11】

- ・快適な環境のもとで学生生活を送ることができるよう、ハラスメントの防止及び被害者の救済のため、人権委員会を設置し対応している。人権委員会では、学生等からの相談を受けるほか、ハラスメントの定義や相談方法について記載したパンフレットを作成して学生に配布し、ハラスメントの防止に努めている。【資料 2-4-12】～【資料 2-4-14】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-4-1】 情報公表→学生生活支援体制

https://www.hus.ac.jp/upload/files/pdf/public-info/gakuseiseikatsu_shien-2021-2.pdf

【資料 2-4-2】 在学生情報サイト HUS ナビ→奨学金制度

<https://navi.hus.ac.jp/gakuhi/studentship/>

【資料 2-4-3】 評議員会議事録（令和 2(2020)年 9 月 17 日）

【資料 2-4-4】 留学生受入マニュアル

【資料 2-4-5】 令和 3(2021)年新入生クラブ紹介パンフレット

【資料 2-4-6】 課外活動団体特別助成規程

【資料 2-4-7】 学内掲示（学内での飲酒のルールについて）

【資料 2-4-8】 令和 3(2021)年度学生支援の手引き

【資料 2-4-9】 保健管理センター規程

【資料 2-4-10】 平成 30(2018)～令和 2(2020)年度学生相談室利用状況

【資料 2-4-11】 100 円朝食実施結果

【資料 2-4-12】 ハラスメント対策に関する規程

【資料 2-4-13】 人権委員会規程

【資料 2-4-14】 在学生情報サイト HUS ナビ→ハラスメントガイドライン

<https://navi.hus.ac.jp/health-care/harassment/>

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・課外活動は正課教育とともに学生の人格形成に重要であり、今後もサポート体制を充実し、各団体への加入率の増加をめざす。
- ・近年は人間関係や心身に悩みをもつ学生が増加しており、留年・退学の一因となっていることから学科との協調により、これらの学生に対する支援体制を強化する。
- ・学内の食堂について、学生の利用頻度や満足度が向上し、学生が利用しやすい環境になるよう、委託業者とともにメニュー、質、量等の改善の検討を継続していく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

- ・本学のキャンパス配置及び校地・校舎の面積はデータ編【共通基礎様式 1】に示すとおりであり、設置基準上の必要面積を上回っている。また、本学キャンパス以外に、札幌市中央区に学会・講演会・生涯学習などに活用しているサテライト・キャンパスがある。
- ・平成 24(2012)年度に策定した「キャンパス再整備計画マスタープラン」に基づき、平成 25(2013)年 2 月から校舎の新築工事を実施、竣工している。なお、これらの建物は建築に係る各賞を受賞している。【資料 2-5-1】～【資料 2-5-5】

表 2-5-1 平成 25(2013)年 2 月以降の校舎新築工事

竣工年月	校舎棟名
平成 26(2014)年 2 月	保健医療学部棟 (C 棟) ^{注 1)} 別棟 (R1 棟)
平成 26(2014)年 5 月	講義棟 (A 棟) ^{注 1)}
平成 26(2014)年 10 月	薬学部棟 (B 棟) ^{注 1)}
平成 29(2017)年 1 月	中央棟 (E 棟) ^{注 2)} 共同実験棟 (R2 棟)
平成 30(2018)年 1 月	工学部実験棟 (R3・R4 棟)
平成 31(2019)年 1 月	工学部東棟 (F 棟)
令和 3 (2021)年 1 月	工学部西棟 (D 棟)

注 1) 平成 26(2014)年度 北海道優秀照明施設賞【主催：一般社団法人照明学会北海道支部】

注 2) 平成 29(2017)年度 照明普及賞【主催：一般社団法人照明学会】

平成 30(2018)年 日本コンクリート工学会賞(作品賞)【主催：公益社団法人日本コンクリート工学会】

international architecture contest grand prix 2016/2018【主催：CASALGRA NDE PADANA 社】

- ・施設・設備の安全性（耐震等）の確保について校舎の建替え計画が、キャンパス再整備計画として進行している。令和 3(2021)年度から、昭和 56(1981)年以前（旧耐震基準）に竣工した 3 号館・4 号館の一部を解体することで、全ての建物が新耐震基準を満たす。
- ・体育館のメインアリーナは、クラブハウスやトレーニングジムなどが設備され、文化系を含め、課外活動団体の活動の拠点となる広場型アトリウムである。2・3 階の突き出たラウンジスペースでは、休憩やミーティング時に練習や試合を眺め、学生間のコ

コミュニケーションを生み出すエリアとなっている。体育館は、バスケットボールコート 2 面を有するメインアリーナ、サブアリーナと屋外スポーツ広場があり、武道館、クラブハウス、ミーティングルーム、トレーニングジムによるスポーツ複合施設となっている。ほかにクライミングウォール、弓道場、アーチェリー場を併設している。設計・施工には本学の教員やOBが関わっており、地中採熱や太陽光パネルの採用など環境にも配慮した体育館となっている。なお、体育館は照明学会より平成24(2012)年度照明普及賞を受賞した。【資料 2-5-6】【資料 2-5-7】

- ・A棟 25 室、E棟 8 室の講義室では、無線 LAN 及び液晶プロジェクターが利用可能であり、A棟 3 室、E棟 1 室では、併せて学生机に有線 LAN 及び電源コンセントも整備している。
- ・G棟 24 室では、講義室内のネットワーク環境として、全座席に有線 LAN 及び電源コンセントを配備しており、学生が自己所有するノート PC を使用して授業を受けることができる。A棟、E棟、G棟内では自学自習等のために各所に溜りの空間が配置され、それぞれ無線 LAN を利用してキャンパスネットワークへのアクセスが可能となっている。
- ・A棟・E棟・G棟の講義室は、授業等の無い時間帯を自学自習の場として開放しており、原則夜間 20 時まで（届け出による時間延長あり）利用できる。ここでは学内ネットワークへのアクセスやプリンタの利用が可能となっている。なお、2020 年度以降は、教室以外の学習スペースも含め、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため利用時間を制限している。
- ・A棟 1 階及び G棟 1 階に各種証明書の自動発行機を設置しており、証明書の即日発行が可能となっている。
- ・令和元(2019)年度には eduroam（学術無線 LAN ローミング基盤）を稼働させ、学内外での無線 LAN 認証を統一したことで、利便性を向上させている。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、講義室内の机・椅子に光触媒コーティング、食堂・学習スペースのテーブルにアクリルパーテーションの設置、AIサーマルカメラの設置、各建物各階に手指消毒用アルコールの設置を進め、安心して利用できるキャンパス環境を整えた。【資料 2-5-8】【資料 2-5-9】【資料 2-5-10】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-1】北海道科学大学施設案内 <https://www.hus.ac.jp/info/facility/>

【資料 2-5-2】北海道科学大学キャンパスマップ

<https://www.hus.ac.jp/info/facility/map/>

【資料 2-5-3】情報公表→校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育環境に関する
こと <https://www.hus.ac.jp/public-info/#07>

【資料 2-5-4】照明普及賞表彰状（E棟）

【資料 2-5-5】日本コンクリート工学会賞（作品賞）

【資料 2-5-6】体育館「HIT ARENA」

【資料 2-5-7】照明普及賞受賞（体育館）

【資料 2-5-8】光触媒コーティング

https://www.hus.ac.jp/hit_topics/2020/11/202011184290.html

【資料 2-5-9】 アクリルパーテーションの設置

https://www.hus.ac.jp/hit_topics/2020/10/202010164227.html

【資料 2-5-10】 AI サーマルカメラの設置

https://www.hus.ac.jp/hit_topics/2020/06/202006104012.html

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

- ・保健医療学部の開設に併せて建設した C 棟、薬学部（北海道薬科大学）移転に併せて建設した B 棟、老朽化した工学部校舎の建替えのために建設した D 棟・F 棟は、研究室・演習室・実験室を移動しやすく配置し、充実した設備が揃っている。【資料 2-5-11】
【資料 2-5-12】【資料 2-5-13】
- ・R1 棟には、義肢装具学科で使用する実習室・機械室、R3 棟・R4 棟には、機械・電気・都市環境及び建築学科で使用する実習室・実験室、万能試験機などの大型実験機器が整備されている。【資料 2-5-14】
- ・R2 棟は自然雪風洞実験を行う多目的低温実験室や中央機器分析施設、恒温恒湿チャンバー室など 6 室が配置され、学内関連学科・分野の垣根を超えた様々な研究プロジェクトに対して、フレキシブルに対応できる環境を整えている。
- ・E 棟にインタラクティブボードを 20 台配置したアクティブ・ラーニング教室を設け、様々な授業スタイルに対応した利用が可能となった。基本教育科目の「プロジェクトスキル」で主に使用されているが、専門教育等における活用を促すために、FD 委員会が主導して、この教室を利用した授業参観を実施した。
- ・D 棟・F 棟の一部の配管設備は、ガラス張りにすることによって、教材としても活用できるよう工夫している。
- ・メディア系教育に特化した演習室として、E 棟 3 階に iMac37 台を設備し、正課の授業で幅広く利用しているとともに、学生に対しては、平常授業日の 19 時まで自学自習に活用できるようにしている。【資料 2-5-15】
- ・平成 27(2015)年 4 月の北海道薬科大学の前田キャンパスへの移転に伴い、平成 26(2014)年 8 月から図書館の改修を行い、平成 30(2018)年 4 月に北海道薬科大学が所有していた書籍類を受入れた。統合後の図書収容能力は 260,000 冊、閲覧席 487 席、配架図書約 220,000 冊、雑誌約 2,300 誌、新聞 31 紙、視聴覚資料約 2,400 本となっている。また、図書館内で電子ブック（約 900 冊）、電子ジャーナル（58 誌）、データベース（11 種）が利用可能である。建物は、1 階には閲覧室、PC プラザ、図書館ひろば（多目的ホール）、AV ホール、グループ学習室を、2 階には閲覧室、個別学習室、グループ学習室、各種コーナー（参考図書、新着図書、文庫本、新聞、シラバス参考図書、雑誌、資格・試験、教員著書、DVD）、AV 視聴室などを配置するとともに、ラウンジなどの機能を備えている。設備機器としては、OPAC 用端末 4 台、自動貸出返却装置 2 台、AV 視聴ブース 4 台 12 席を有している。【資料 2-5-16】
- ・図書館の開館時間は、通常授業日は 8 時 30 分～20 時、前後期定期試験前の約 1 週間は 8 時 30 分～22 時、春・夏・冬季休業中の平日は 8 時 30 分～16 時 30 分、休館日を除く土曜日・日曜日・祝日は 9 時 30 分～16 時 30 分となっている。【資料 2-5-16】
- ・令和 2 年(2020)6 月からは新型コロナウイルス感染拡大防止対策のための遠隔授業や、

また併せて病院実習等により登校機会が少なくなった学生に対応するサービスの展開を図り、図書館オンラインサービス（書籍の「宅配貸出」「購入希望図書」のオンライン受付、分野やジャンルでも要望できる「資料リクエスト申込」）を開始した。【資料 2-5-16】

- ・図書館への関心を高めることを目的に「ブックハンティング」を実施している。この取り組みでは、「書店に行って、図書館に入れる本を選んでみませんか」をコンセプトに、自ら手にとった本が時間を要さず配架されすぐに読むことができる。幅広いジャンルから選定された書籍が企画展示コーナーに配架されている。【資料 2-5-17】
- ・令和 6(2024)年に法人創立 100 周年を迎えるにあたり、100 周年事業として図書館の大規模改修工事を予定している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-11】 保健医療学部棟（C 棟）、別棟（R1 棟）

<https://www.hus.ac.jp/info/facility/building-c/>

【資料 2-5-12】 薬学部棟（B 棟） <https://www.hus.ac.jp/info/facility/building-b/>

【資料 2-5-13】 工学部東棟（F 棟） <https://www.hus.ac.jp/info/facility/building-f/>

【資料 2-5-14】 共同実験棟（R2 棟）、工学部実験棟（R3・R4 棟）

<https://www.hus.ac.jp/info/facility/>

【資料 2-5-15】 学術情報センター・演習室 https://www.hus.ac.jp/lib_info/mediacenter/

【資料 2-5-16】 北海道科学大学図書館 <https://www.hus.ac.jp/library/>

<https://www.hus.ac.jp/library/overview/>

<https://www.hus.ac.jp/library/usage-guide/>

【資料 2-5-17】 ブックハンティング実施報告

https://www.hus.ac.jp/hit_topics/2019/11/201911053599.html

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

- ・A 棟、B 棟、C 棟、D 棟、E 棟、F 棟、G 棟ではバリアフリーへの配慮をしている。段差のないアプローチやエレベータを設置するとともに、多目的トイレを設置している。なお、学生への直接的な対応窓口である学務系（教務、学生、就職、情報技術）の事務局及びノート PC サポート室は学生が最もアクセスしやすい G 棟 1 階に位置している。
- ・バリアフリー化に関しては講義棟だけではなく 7 号館入口スロープ整備、8 号館のエレベータ及び 2 階の渡り廊下での 4 号館への移動、外構工事での舗装整備などのほか、図書館玄関アプローチ自動ドア及びスロープ・段差解消機、HIT プラザ 1 階多目的トイレを設置している。
- ・本学の校舎は、電気設備の点検日や大学入学共通テスト期間などを除き通年 24 時間の利用が可能であることから、「平日の夜間及び休日の校舎の利用に関する要領」を定め、講義棟（A 棟）・中央棟（E 棟）及び駐車場の門衛所には警備員を 24 時間配備している。なお、全ての校舎、実験棟及び体育館では IC チップ付き ID カードにより、夜間・休日も出入りのチェックを行っている。【資料 2-5-18】
- ・既存の有線 LAN 環境に加えて、無線 LAN 環境の整備により、全館で有線 LAN 又は

無線 LAN が利用できるため、学内では自由にキャンパスネットワークが利用できる。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-18】 平日の夜間及び休日の校舎の利用に関する要領

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

- ・ 授業時間割編成にあたり、授業内容・方法、前年度の履修人数、科目担当教員の意向等を踏まえ、適切な講義室の割り当てを行っている。
- ・ 令和 2(2020)年に新型コロナウイルス感染の拡大防止対策のために導入した遠隔授業は、当初予定していた時間割のクラスサイズと同規模で実施した。しかし対面授業実施の際は、学生間の距離を保つため、教室の収容定員を試験実施時と同じ人数とし(本来定員の約半数程度)、一部の授業では講義室を変更して授業を実施した。
- ・ 収容定員充足率は学科によって差があるものの、定員を大きく超えてはいない。全体としては適切な教育環境(学生 1 人当たりの教員数、講義室・実験室のスペース)を保っている。
- ・ 実験、実習、演習、語学系の科目では、複数教員を配置し、1 クラス当たり(語学系・演習の場合)ないしは 1 教員当たり(実験・実習の場合)の人数が可能な限り少人数となるように 40 人程度以下の少人数クラスで授業を行っている。【資料 2-5-19】
- ・ 実験、実習、演習の科目で、受講人数が多く、複数の課題を並列して実施する場合は、大学院生の TA 及び学部生の SA を割り当て、きめ細かな助言・指導のもとで、実験、実習、演習を行っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-19】 令和 3(2021)年度 科目担当者一覧表

(3) 2-5 の改善・向上方策(将来計画)

- ・ 既存校舎の建替えなどを含めた施設整備に関するマスタープランを法人や各設置校の教職員をメンバーとする将来計画検討委員会において策定している。この計画では、令和 3(2021)年 7 月までを第 1 期、その後を第 2 期として法人創立 100 周年を迎える令和 6(2024)年度までの整備をプラン化している。この計画は、理系を中心とした実学を総合的に教授・研究し、優れた人材を育成することを目的として、知的活動を活性化させるキャンパス、幅広い視野と柔軟な発想力を育む研究・教育環境、地域と大学を結び、未来の学生と大学を結ぶ場をコンセプトとしている。
- ・ これまでに、実験や実習に伴う大きな事故は一度も報告されていないが、今後とも安全な環境維持に努める。
- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大の防止のため、教室の収容定員を半数程度に減らす必要があり、全面的な対面授業を行うためには教室数が不足している。特に規模の小さい教室には学生を収容しきれないため、授業で使用することが難しい状況となっている。そのため、対面授業を行いながら、別の教室やオンラインで受講する学生も双方向性を確保した状態で授業を実施できる、ハイブリッド型授業を実施できる設備の導入・拡充を検討する。また、A 棟 2 階の中教室 2 つを繋げて大教室 1 つに改修し、適切な距離を保って対面授業を実施できる工事を行った。

- ・キャンパスネットワークを運用しているサーバー機器や LAN 機器については、今後とも定期的に更新し、性能の向上を予定している。
- ・令和 4(2022)年にメディア系教育に特化した演習室の機器更新を予定しており、最新の機器及びソフトウェアを設置することで、授業や自学自習に対する教育環境を整備する。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- ・本学は大学 IR コンソーシアムに加盟し、加盟大学共通の調査を行っている。なお、この調査は平成 30(2018)年度から学生生活アンケートに組み込んで実施している。学修支援に関する設問は、授業及び授業外での学習経験、授業・授業外時間学習を含めた週あたりの活動時間、教育内容・環境や設備・学生支援制度に対する満足度等となっている。結果は学生支援センター及び自己点検 IR 委員会で共有され、各学科に報告される仕組みとなっている。【資料 2-6-1】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-1】 学生生活アンケート集計結果

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- ・平成 30(2018)年度から学生生活アンケートを大学 IR コンソーシアムの内容を組み込んで実施しており、心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する設問が、本学の設備や学生支援制度の満足度となって回答されることになっている。結果は学生支援センター及び自己点検 IR 委員会で共有され、各学科に報告される仕組みとなっている。【資料 2-6-1】
- ・保健管理センター運営委員会では、学生相談室に来室し実際に相談があった事例について、利用状況・相談状況等を毎月報告しており、相談内容を分析し、傾向について情報を共有している。令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための入構制限により全体的に相談件数が減少した。【資料 2-6-2】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-1】 学生生活アンケート集計結果

【資料 2-6-2】 平成 30(2018)～令和 2(2020)年度学生相談室利用状況

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- ・本学では、学生生活アンケートや卒業時アンケート等の学生の意見・要望について、全体経費のバランスを考慮し、要望意見等を集約したうえで実効性、優位性を判断し実現に向けて慎重に検討している。
- ・学生の意見及び要望では、キャンパスネットワーク環境やプリントシステムの運用に関する意見が寄せられており、無線 LAN に関しては平成 31(2019)年 4 月から eduroam を導入したことで利便性を向上させている。また、プリントシステムに関しては、F 棟での利用要望があったため、令和 2(2020)年 12 月に翌年度から供用が開始される D 棟と F 棟双方からアクセスがしやすい E 棟 2 階にプリンタ 1 台を移設した。
- ・上記の学生調査のほかに、全学生を対象とする教員とのポートフォリオ個別面談や、学生 FD 委員からの聞き取り調査の機会に、学修支援、学生生活支援、学修環境などに関する学生からの意見・要望を教員が聞き取り、学科内で共有している。
- ・学修環境の充実に向けて、保護者の意見・要望を把握するために、保護者組織である親交会が主催する父母懇談会（札幌および地方 6 会場）に教職員を派遣し、教務、学生生活、就職など大学の現況を説明するとともに意見交換を行っている。また、希望する保護者に対しては、学生の学修状況に関する個別面談を実施している。なお、令和 2(2020)年度はコロナウイルス感染防止の観点からオンラインを中心とする実施に切り替えた。【資料 2-6-3】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-3】 令和 2(2020)年度父母懇談会実施要領

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

- ・学生調査は多岐にわたっており、結果も学内で共有されているが、実際に改善したことを学生に実感してもらうための仕組みが少ないと考えており、学生への発信方法を検討していく。
- ・学生自治会である協学会では、学生向けに意見箱を設置し広聴活動を行っており、内容を吟味したうえで大学へ提案する必要があると判断した場合は、書面で提出することとなっている。現在は、学生アンケートなどで学生からの要望・意見を聞き取っているため、書面での提出は少ない状況である。今後については、協学会との連携を強化し、一般学生からの更なる意見聴取について検討していく。



(1) A 棟 1 階



(2) HIT プラザ 1 階

図 2-6-1 学生向け意見箱

- ・プリントシステムは、毎年学生の意見及び要望等を精査し、効率的かつ効果的な再配置を検討する。

[基準 2 の自己評価]

建学の精神及び使命・目的に基づくアドミッション・ポリシーが定められ、ホームページやオープンキャンパス等で周知している。また、アドミッション・ポリシーに沿った選抜方式に基づく志願者の選抜と検証の体制を整えている。過去 5 年間の各学部の収容定員充足率の平均は 1.02~1.09 であり、在籍学生を適切に確保している。

教職協働の学生支援センターと教務課、学生課が連携して学生生活全般に関するサポートの体制を整えている。また、ラーニングサポート室の設置や全常勤教員を対象とするオフィスアワーの義務化、TA、SA 制度によるサポート体制を整備している。

障がいのある学生への支援については、「障がい学生支援基本指針」を定め、全学的な体制を整備している。全教員が分担して全学生を対象として実施するポートフォリオ個別面談により、就学の問題を抱えている学生を早期に把握し、クラス担任と連携して助言指導を行い、退学の防止に繋げている。

就職支援センターと各学科から選出されたセンター主任、各学科の就職委員による教職協働体制を整え、さらにキャリアアドバイザーを配置し、就職・進学に対する学生からの相談に応じている。単位授与が可能なインターンシップ制度は、工学部、未来デザイン学部で開講されており、また、大学独自のキャリア教育プログラムを導入している。

学修環境の整備については、校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理を行い、実習施設、図書館等の有効活用に努めている。キャンパス再整備計画に則る校舎等の建替えを行い、バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性を高めている。授業を行う学生数の適切な管理に努めていると判断している。

学生の意見・要望への対応については、学修支援、学生生活、学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用にも努めていると判断している。

以上のことから基準 2. 学生を満たしていると認識している。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

- ・平成 28(2016)年度に発足した 3 ポリシー見直し・カリキュラム改編委員会において、

これまで本学において策定・運用してきた三つのポリシーを中教審大学分科会大学教育部会のガイドラインに基づき、平成 30(2018)年度の大学統合、新カリキュラムへの改編に合わせて見直した。【資料 3-1-1】

- ・ディプロマ・ポリシーをはじめとした三つのポリシーについては、法人のブランドビジョン、本学の建学の精神を踏まえた学部・学科の人材養成の目的に基づき、学位プログラムの単位である学科（大学院は専攻）ごとに策定した。
- ・旧来は、平成 20(2008)年の中教審答申で示されたいわゆる学士力の4項目を中心に、学科ごとに卒業生が身につけることのできる能力・知識・態度を示していたが、新たなディプロマ・ポリシーはそれらを「コミュニケーション力」「課題を発見し、問題を解決する力」「自らを律し、学び続ける力」「他者と協力して目的を達成する力」「専門的知識・技能を習得し、実践する力」「総合力」の6つの大項目に整理し、さらに13の中項目を設定することで、学生が「何をできるようになるか」を学生本人やステークホルダーに伝わりやすくした。【資料 3-1-2】
- ・策定したディプロマ・ポリシーは企画運営会議・教授会等での審議を経て確定し、ホームページ等で広く公表している。【資料 3-1-2】
- ・また学生に対しては専用 Web サイトである HUS ナビの教務ブックに掲載し、教育課程に配置された授業科目がどのディプロマ・ポリシーに対応するのかを示したカリキュラム・フロー、カリキュラム・マップも教務ブックに掲載し、ガイダンスで周知している。さらに各授業科目のシラバスにもディプロマ・ポリシーの大項目を載せ、科目で修得した知識や技能などが、ディプロマ・ポリシーのどの項目の修得に関連するかを明記している。【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】【資料 3-1-4】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-1】 3 ポリシー見直し・カリキュラム改編委員会 開催要領

【資料 3-1-2】 教務ブック <https://navi.hus.ac.jp/system/> →各学科の人材養成の目的と
3 ポリシー、カリキュラム・フロー、カリキュラム・マップ

【資料 3-1-3】 ディプロマ・ポリシーを説明した資料（学科説明資料から抜粋）

【資料 3-1-4】 シラバス様式

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

- ・授業科目の単位数は学則別表 2 及び大学院学則別表 2 に定めている。【資料 3-1-5】【資料 3-1-6】
- ・学部の成績評価については、秀 (S)、優 (A)、良 (B)、可 (C)、不可 (D) に分け、可以上を合格とすることを学則第 14 条に定めている。【資料 3-1-7】
- ・大学院の成績評価については、優 (A)、良 (B)、可 (C)、不可 (D) に分け、可以上を合格とすることを大学院学則第 28 条に定めている。【資料 3-1-8】
- ・成績評価基準を工学部・保健医療学部・未来デザイン学部履修規程第 16 条、薬学部履修規程第 8 条、大学院工学研究科・保健医療学研究科履修規程第 8 条、大学院薬学研究科履修規程第 7 条で定めている。【資料 3-1-9】～【資料 3-1-12】
- ・工学部・保健医療学部・未来デザイン学部においては、シラバスにディプロマ・ポリ

シーと科目の達成目標の対応、また達成目標と成績評価方法を1つずつ対応させる形で明記している。【資料 3-1-4】

- ・薬学部においては、平成 29(2017)年度に受審し、認定された薬学教育評価機構による評価の基準に則り、科目の達成目標に代えて薬学教育モデル・コアカリキュラムで定められた一般目標・到達目標を明示する様式になっている。そのため、他学部とは異なる様式となっているが、成績評価方法と対応するディプロマ・ポリシー及びその割合をシラバスに明記している。【資料 3-1-4】
- ・卒業のために必要とする単位数は、工学部・保健医療学部・未来デザイン学部においては、各学科で定める付帯条件を含め 124 単位以上とし、薬学部においては 186 単位以上とすることを学則第 15 条に定めている。【資料 3-1-7】
- ・大学院修了のために必要とする単位数は、修士課程においては 30 単位以上、工学研究科博士後期課程においては 52 単位以上、保健医療学研究科博士後期課程は 54 単位以上、薬学研究科博士課程においては 30 単位以上であり、加えて修士論文・博士論文の審査及び試験に合格することを大学院学則第 31 条に定めている。【資料 3-1-8】
- ・各学部学科の進級基準単位数及び付帯条件を含めた卒業要件単位数を、履修規程に定めただうえで、教務ブックに明記している。【資料 3-1-9】【資料 3-1-10】【資料 3-1-13】
【資料 3-1-14】
- ・大学院各研究科専攻の修了要件単位数及び付帯条件を、履修規程に定めている。【資料 3-1-11】【資料 3-1-12】
- ・本学学部を卒業した者及び大学院を修了した者に授与する学位を、学位規程に明記している。【資料 3-1-15】
- ・大学院各研究科において、学位論文等の評価基準、学位審査体制及び方法を定め公表している。【資料 3-1-16】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-4】 シラバス様式

【資料 3-1-5】 学則別表 2

【資料 3-1-6】 大学院学則別表 2

【資料 3-1-7】 学則

【資料 3-1-8】 大学院学則

【資料 3-1-9】 工学部・保健医療学部・未来デザイン学部履修規程

【資料 3-1-10】 薬学部履修規程

【資料 3-1-11】 大学院工学研究科・保健医療学研究科履修規程

【資料 3-1-12】 大学院薬学研究科履修規程

【資料 3-1-13】 教務ブック <https://navi.hus.ac.jp/system/>

→履修ガイド（工学部・保健医療学部・未来デザイン学部）

【資料 3-1-14】 教務ブック <https://navi.hus.ac.jp/system/> →履修ガイド（薬学部）

【資料 3-1-15】 学位規程

【資料 3-1-16】 教務ブック <https://navi.hus.ac.jp/system/>

→大学院各研究科の学位論文評価基準・学位審査体制及び方法

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

- ・単位授与の条件は履修規程に定められ、成績評価の方法は各科目のシラバスに達成目標別の評価手段と配点が明記されている。【資料 3-1-9】【資料 3-1-10】【資料 3-1-4】
- ・全ての学部で GPA 制度を導入しており、学部によりその活用方法は異なる。

1)工学部・保健医療学部・未来デザイン学部

学期ごとに算出する GPA-S、通算して算出する GPA-T の 2 種類があり、GPA-S が 1.00 未満の学生に対してはその連続した回数により、段階的に指導・警告・退学勧告を行うことを履修規程で定めている。【資料 3-1-9】

2)薬学部

全ての科目で算出する GPA、必修科目のみで算出する必修 GPA の 2 種類があり、必修 GPA が 2 年連続して 1.30 未満の学生に対しては退学勧告を行うことを履修規程で定めている。また、薬学部にはカリキュラムの都合上、再履修を行うことが難しいため仮進級制度があり、実習を除く必修科目の未修得単位数の合計が 5 単位以下であること及びそのほかの条件を満たした場合に限り、進級基準に達していなくても上級学年に仮進級する。未修得科目については、進級した学年で所定の学習を行い、仮進級試験に合格することで単位を修得することとなる。【資料 3-1-10】

- ・進級、卒業判定は全ての学部学科で毎年次行われ、学科会議、学生支援センター会議、各学部教授会の順で審議され、最終的に学長が決定するプロセスとしている。大学院の学位授与は研究科委員会の審議を経て、学長が決定している。【資料 3-1-17】【資料 3-1-18】
- ・より多様な学びを実現する目的で、以下の特定の科目の履修及び単位を認めている。

1)他学科配当科目（工学部・保健医療学部・未来デザイン学部）

自学科配当科目と内容が著しく重複しない他学科配当の専門教育科目を、通算して 10 単位まで履修し進級・卒業要件単位として算入することができる。ただし、保健医療学部の開講科目の履修については、専門基礎教育科目に限り、薬学部の開講科目については履修できない。【資料 3-1-9】

2)特別科目（工学部・保健医療学部・未来デザイン学部）

教育課程表の配当科目とは別に開設する特別科目も、1)の 10 単位に含めることができる。【資料 3-1-9】

3)自由科目（薬学部）

教育課程表の配当科目とは別に開設する自由科目があるが、進級・卒業要件単位には算入されない。【資料 3-1-10】

4)短期大学等における学修

学則第 17 条の定めにより、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。なお、これらの単位の上限は合わせて 30 単位までと定めている。【資料 3-1-7】

5)協定大学等での履修

学則第 18 条の定めにより、他の大学又は短期大学との協議に基づき、受入れ大学又は短期大学の指定する授業科目の履修が許可された場合は、工学部・保健医療学部・

未来デザイン学部においてはその科目を 1)の 10 単位に含めることができる。【資料 3-1-9】【資料 3-1-7】

6)他大学等における既修得単位認定

学則第 19 条の定めにより、本学に入学前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生としての単位を含む）を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。なお、編入学等の場合を除き、これらの単位の上限は合わせて 30 単位までと定めている。【資料 3-1-7】

7)実用英語技能検定合格、TOEIC スコア、資格試験合格による科目の単位認定（工学部・保健医療学部・未来デザイン学部）

学則第 17 条の定めにより、文部科学大臣認定の実用英語技能検定（2 級以上）に合格、又は TOEIC テストにおいて 550 点以上のスコアを取得した学生や大学教育に相当する水準を有すると認めた各種資格を取得した学生に対して、学生からの申請があった場合、該当授業科目の振替単位として認定している。単位認定を行う資格・試験等の詳細と単位数については、教務ブックに明示している。【資料 3-1-7】【資料 3-1-13】

- ・学生の幅広い関心や興味に応じて、様々な学問分野にわたる科目を提供するため、平成 26(2014)年度から「札幌圏大学・短期大学単位互換協定」に参加し、単位互換制度を実施している。令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、協定参加大学間での協議の結果、実施を取りやめることとした。【資料 3-1-19】
- ・試験における不正行為の未然防止のため、平成 31(2019)年度に全学部で試験施行細則を制定した。しかし、スマートフォンを使用した不正行為が発生したため、令和元(2019)年 10 月に細則第 4 条を改正し、更なる注意喚起を行った。【資料 3-1-20】【資料 3-1-21】
- ・転学部・転学科規程を令和元(2019)年度に全面的に改正し、転学部の条件・時期、必要な手続きを明確化した。また、学生支援センター会議において年間の審査スケジュールを作成し、意思表示した学生の状況を定期的に共有することにより、進路変更が円滑に進められるよう環境を整備した。令和 2(2020)年度末では 10 人の学生が本制度を利用し転学部・転学科を行った。本制度は、中途退学の防止にも役割を果たしているといえる。【資料 3-1-22】
- ・大学院工学研究科・保健医療学研究科修士課程において、指導教員が認めたときには他の専攻の修士課程、又は学部の授業科目を履修し、大学院の科目については 10 単位を超えない範囲で修了要件単位に算入できる。また、教育研究上有益と認めたときは、他大学の大学院の授業科目を当該大学院とあらかじめ協議のうえ、同様に取り扱える。【資料 3-1-11】
- ・学位審査手続きの詳細は学位規程施行細則を定め、これに従い進めている。【資料 3-1-23】【資料 3-1-24】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-4】 シラバス様式

【資料 3-1-7】 学則

【資料 3-1-9】 工学部・保健医療学部・未来デザイン学部履修規程

- 【資料 3-1-10】 薬学部履修規程
- 【資料 3-1-11】 大学院工学研究科・保健医療学研究科履修規程
- 【資料 3-1-13】 教務ブック <https://navi.hus.ac.jp/system/>
→履修ガイド（工学部・保健医療学部・未来デザイン学部）
- 【資料 3-1-17】 令和 2(2020)年度学部教授会（進級・卒業判定資料）
- 【資料 3-1-18】 令和 2(2020)年度第 8 回研究科委員会（学位授与判定資料）
- 【資料 3-1-19】 札幌圏大学・短期大学単位互換協定書
- 【資料 3-1-20】 工学部・保健医療学部・未来デザイン学部試験施行細則
- 【資料 3-1-21】 薬学部試験施行細則
- 【資料 3-1-22】 転学部・転学科規程
- 【資料 3-1-23】 大学院工学研究科・保健医療学研究科学位規程施行細則
- 【資料 3-1-24】 大学院薬学研究科学位規程施行細則

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・現在の進級基準は各学部とも付帯条件はあるものの、修得単位数を基本としている。学修の質の担保の観点からは、GPA を含めた進級基準について検討していく。
- ・単位の実質化の観点から、授業科目の精選・統合についても検討し、科目の週複数日開講や一科目当たりの単位数についても検討を進める。
- ・薬学部の仮進級制度は、不合格科目を再履修することなしに仮進級試験の結果のみで単位授与を行っており、学習成果の着実な定着の観点からは組織的な教員の関与を含めた対応を検討する。
- ・ディプロマ・ポリシーの達成度を客観的に評価するために、長期ルーブリックや卒業研究の評価ルーブリックの導入を検討する。卒業研究の評価ルーブリックは、先行して導入している薬学部の事例を参考にする。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

- ・ディプロマ・ポリシー達成のために必要な教育課程の編成、教育内容・方法の実施、学修成果の評価の基本方針を定めたカリキュラム・ポリシーを学科（大学院は専攻）単位で策定し、ディプロマ・ポリシーと同様のプロセスで審議し、ホームページ等で広く公開するとともに、学生にガイダンス等で広く周知している。【資料 3-2-1】～【資

料 3-2-3】

- ・学修成果やカリキュラムの点検評価の方針はアセスメント・ポリシーとして策定し、これに基づいて、授業科目レベル、プログラムレベル、機関レベルに加え、学生自身による学修成果の点検の4つの改善ループ（PDCA サイクル）が回る仕組みとなっている。【資料 3-2-2】【資料 3-2-4】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 3-2-1】 各学科・専攻のカリキュラム・ポリシー

https://www.hus.ac.jp/academics_hus/tec/mec_e.html

- 【資料 3-2-2】 工学部機械工学科紹介 Web ページ

https://www.hus.ac.jp/academics_hus/tec/mec_e.html

- 【資料 3-2-3】 カリキュラム・ポリシーを説明した資料（学科説明資料から抜粋）

- 【資料 3-2-4】 アセスメント・ポリシー

https://www.hus.ac.jp/upload/files/pdf/academics_hus/cp_kikai.pdf

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

- ・平成 28(2016)年度に 3 ポリシー見直し・カリキュラム改編委員会において中教審大学分科会大学教育部会によって公表されたガイドラインに基づき、特に、三つのポリシーの一貫性に留意して見直しを行った。
- ・ディプロマ・ポリシー各項目と授業の整合性を体系的に理解できるようにカリキュラム・フロー及び各授業科目の達成目標とディプロマ・ポリシー各項目との関連性を集約したカリキュラム・マップを作成し、その一貫性を説明できるようにしており、いずれもホームページ等で公表している。【資料 3-2-2】【資料 3-2-5】【資料 3-2-6】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 3-2-2】 工学部機械工学科紹介 Web ページ

https://www.hus.ac.jp/academics_hus/tec/mec_e.html

- 【資料 3-2-5】 教務ブック <https://navi.hus.ac.jp/system/>

→ 各学科のカリキュラム・フロー

- 【資料 3-2-6】 教務ブック <https://navi.hus.ac.jp/system/>

→ 各学科のカリキュラム・マップ

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

- ・3 ポリシー見直し・カリキュラム改編委員会において新たな三つのポリシーを策定した後は、カリキュラム・ポリシーに則り各学科・専攻において教育課程の見直しを行った。新たな教育課程は平成 30(2018)年度からスタートしている。
- ・基本教育科目においては、初年次教育の充実のため 1 年次前期に「フレッシュマンセミナー」を全学的に開講した（薬学部の科目名称は「薬学生入門」）。全学的な共通内容として、アカデミックスキルの修得や自校教育、ディプロマ・ポリシーをはじめとした三つのポリシーの理解などが含まれ、各学科独自の内容と組み合わせた科目となっている。【資料 3-2-7】
- ・工学部・保健医療学部・未来デザイン学部のシラバスの構成は、①授業の目的、②授

業の方法、③授業計画（教科書、参考書を含む）、④ディプロマ・ポリシーとの対応、⑤達成目標、⑥履修にあたっての留意点、⑦試験及び成績評価の方法となっている。授業計画は毎回の授業内容のほか、事前事後学修を必要時間とともに明示している。ディプロマ・ポリシーと科目の達成目標の関係、目標達成の確認に相応しい成績評価方法とその割合は、各学科で組織的に検討されており、全て対応している。また、記載すべき内容及び作成にあたり留意すべき事項は作成要領にまとめて配付している。

【資料 3-2-8】 【資料 3-2-9】

- ・薬学部のシラバスの構成は①授業概要、②GIO（一般目標）、③SBO（到達目標）、④授業計画、⑤テキスト・参考書、⑥成績評価、⑦オフィスアワー、⑧ディプロマ・ポリシーとの関連、⑨関連科目、⑩備考となっている。GIO、SBOは薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠しており、GIOは本学独自の観点で設定しているものもある。授業計画では事前事後学修を必要時間とともに明示している。また、記載すべき内容及び作成にあたり留意すべき事項は作成要領にまとめて配付している。【資料 3-2-8】

【資料 3-2-10】

- ・シラバスの作成は学生支援センターから各学科に依頼されるが、作成したシラバスの点検は「学科教育自己点検会議（シラバス点検）」で実施し、文言を含めてシラバスの内容を学科等で責任を持ち点検する仕組みとしている。【資料 3-2-11】
- ・工学部・保健医療学部・未来デザイン学部において、新しいディプロマ・ポリシーの具現化及び教育・教務システムの改善・整備を目的として、平成 30(2018)年度から教務制度を一部変更した。【資料 3-2-12】

①成績評価の不可・失格について、これまでは学生の得点や状況に応じて段階（不可：D(45～59点)、E(0～44点)、失格：F(得点はD以上だが欠席過多等必要条件を満たさない失格)、X(履修放棄等の失格))を設けていたが、標準性や通用性の観点から、不可はDのみ、失格はXのみに変更した。

②工学部・保健医療学部・未来デザイン学部には再試験制度がないため、合格点に達成しなかった学生を対象に試験・課題等を課すことにより、翌学期始講後1か月間に限り、追加合格を認めている（平成 29(2017)年度以前入学生は、追加合格は失格(F)も対象）。これまで対象科目は2年次前期までの開講科目としていたが、3年次開講科目まで対象を広げた。【資料 3-2-13】

③原級留年・休学した学生で、条件を満たした場合は上級学年配当科目の履修を可能にしていたが、カリキュラムの体系性の観点からこれを廃止した。

④履修登録単位数の上限単位数については、全ての学科で半期 22 単位とした。

⑤令和 2(2020)年度入学生から、GPA-T が 3.50 以上の者については、上限単位数を 2 単位まで超えて履修登録をすることができる。【資料 3-2-14】

- ・薬学部は教育課程の体系性を重視し、完全クォーター制で授業を実施している。また、再試験を制度化しており、履修登録上限単位数は年間 40 単位としている。【資料 3-2-15】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-7】「フレッシュマンセミナー」シラバス

https://navi.hus.ac.jp/system/kou/kikai/kou_kikai_sylla01.html

【資料 3-2-8】 シラバス様式

【資料 3-2-9】 令和 3(2021)年度シラバス作成要領（工学部・保健医療学部・未来デザイン学部）

【資料 3-2-10】 令和 3(2021)年度シラバス作成要領（薬学部）

【資料 3-2-11】 学科教育自己点検会議（シラバス点検）依頼文・学科教育自己点検レポート

【資料 3-2-12】 平成 30(2018)年度以降の教務システムについて（工学部・保健医療学部・未来デザイン学部）

【資料 3-2-13】 工学部・保健医療学部・未来デザイン学部学生に対する追加合格に関する申し合わせ

【資料 3-2-14】 工学部・保健医療学部・未来デザイン学部履修規程

【資料 3-2-15】 薬学部履修規程

3-2-④ 教養教育の実施

- ・平成 24(2012)年度のカリキュラム改編では、中教審の学士課程答申に基づき、教養教育や専門教育などの科目区分にこだわるのではなく、学士課程教育全体として教養教育を重視・発展させることの重要性が認識され、学士力の醸成を意図した一体的なカリキュラム改革が検討された。基本教育科目は全学共通教育部が担当している。【資料 3-2-16】 【資料 3-2-17】
- ・基本教育科目は専門科目との接続を意識し、1 年次～3 年次に「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」を培う科目を配置している。専門科目は基本教育科目からの積み上げを意図してカリキュラム・フロー上に配置しており、教養教育と専門教育が分断することなく対応するディプロマ・ポリシーの達成に向けて段階的に履修できるようになっている。薬学部においては、大学統合を機に他の学部と同じ基本教育科目を導入することを検討し、薬学教育評価（分野別評価）で求められる資質・能力の獲得とのバランスも考慮して、12 科目配置した。【資料 3-2-5】
- ・学校法人創立 100 周年に向けた重点改革事項の 1 つである「Society5.0 に対応したデータサイエンス教育の全学展開」として、令和 3(2021)年度入学生から、全学部において「データサイエンス」を必修科目として開設した。「数理・データサイエンス教育強化拠点コンソーシアム」が策定した「数理・データサイエンス・AI（リテラシーレベル）モデルカリキュラム」を網羅した授業内容であり、「情報処理法」「統計分析法」と合わせて教育プログラムを形成している。教育プログラムの運営は、導入の検討に携わった教職員や科目担当教員による「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム運営委員会」が行っている。【資料 3-2-18】 ～ 【資料 3-2-20】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-5】 教務ブック <https://navi.hus.ac.jp/system/>

→ 各学科のカリキュラム・フロー

【資料 3-2-16】 全学共通教育部規程

【資料 3-2-17】 全学共通教育部会議要領

【資料 3-2-18】 「データサイエンス」シラバス

【資料 3-2-19】 全学部数理・データサイエンス・AI 教育プログラム実施のお知らせ

https://www.hus.ac.jp/hit_topics/2021/04/202104074484.html

【資料 3-2-20】 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム運営委員会規程

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

- ・本学は開学以来、工学・薬学・保健医療学といった理系分野の教育を展開しており、これらの教育課程には実験・実習・演習といった科目が必ず含まれている。これらの科目は元来、能動的に学修するアクティブ・ラーニング形式の授業を行ってきた。
- ・プロジェクトスキルなどの基本教育科目においても、地域の現実的な課題解決のためのグループワークなどアクティブ・ラーニングの手法が取り入れられている。
- ・シラバスの作成要領において、「授業の方法」（薬学部は「授業内容」欄にアクティブ・ラーニングの要素を明記するように指示している。【資料 3-2-9】【資料 3-2-10】
- ・全ての科目で授業改善のためのアンケート（以下「授業改善アンケート」という）を実施し、授業内容の自己点検を行っている。【資料 3-2-21】
- ・授業改善アンケートの活用に関する FD として、学科・学年ごとに 1 人以上の学生を FD 委員会臨時委員として選出・委嘱し、前学期に行った授業改善アンケートの結果をもとに学科長・FD 委員の教員が学生委員にインタビューする取組みを行っている。結果は FD 委員会で集約し、今後のアンケートの活用について協議している。【資料 3-2-22】
- ・授業改善アンケートは、平成 30(2018)年度後期から設問を大幅に変更し、教員の授業スキルを直接的に評価する設問から、何が身についたか、また授業そのものが学生の興味・やりがい等を高めるために工夫されているかを問う設問とし、教員個人が直接的に授業改善に役立てられるような内容とした。また、令和 2(2020)年度については遠隔授業に関する設問を新たに加えた。【資料 3-2-23】
- ・授業改善アンケート結果に基づく点検で検討された改善内容は、学科教育自己点検会議（カリキュラム点検）結果とあわせて次年度シラバス上に適切に反映させるよう、シラバス点検の際に報告する仕組みを整備している。【資料 3-2-11】
- ・教員による授業公開・参観（各学科前期 1 回後期 1 回）を行い、教授方法の工夫・開発・改善を促している。授業参観の結果は学科内の FD 研修会で報告・共有され、教員相互の意見交換により授業改善に役立っている。【資料 3-2-24】
- ・各学科・センター等部局単位で実施している FD 研修については、実施後に FD・SD 実施結果報告書を FD 委員会に提出し、FD 委員会が集約している。【資料 3-2-25】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-9】 令和 3(2021)年度シラバス作成要領（工学部・保健医療学部・未来デザイン学部）

【資料 3-2-10】 令和 3(2021)年度シラバス作成要領（薬学部）

【資料 3-2-11】 学科教育自己点検会議（シラバス点検）依頼文・学科教育自己点検レポート

【資料 3-2-21】 令和 2(2020)年度授業改善アンケート実施要領（前期・後期）

【資料 3-2-22】 「授業改善アンケート結果に関する点検・評価」依頼文・報告書

【資料 3-2-23】「授業改善アンケート」設問画面

【資料 3-2-24】令和 2(2020)年度「授業改善のための授業公開・参観の実施」依頼文・報告書

【資料 3-2-25】令和 2(2020)年度 FD・SD 実施結果報告書

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・薬学部のシラバスでは GIO 及び SBO のみが表記され、科目固有の達成目標が見えづらい内容となっているため、ディプロマ・ポリシーに照らした科目固有の達成目標を検討するとともに、シラバスの様式変更を検討する。
- ・医療系資格の養成を主眼とする薬学部や保健医療学部では、指定規則に基づく専門必修科目がカリキュラム全体の中で大きなウエイトを占めている。また、専門職業人としての汎用的技能や態度・志向性の醸成までも含めたコアカリキュラムを導入する分野もある。一方、工学部などより広い職業選択可能性を有する分野では、学術分野の専門的知識獲得を意図して、選択科目を含めた専門科目群が大きなウエイトを占める傾向がある。学士課程答申で求められる、課程全体を通じた一体的な学士力の醸成を考えるうえで、全学共通的に開設する教養科目に求められる機能については、両者のバランスをとりながら検討を進める。
- ・大学院では、一部の研究科・専攻でカリキュラム・フロー、カリキュラム・マップが策定されておらず、学修者本位の教育の実現に向け、より体系的な教育課程の編成を含めて検討していく。
- ・全学共通の基本教育科目では「知識・理解」及び「態度・志向性」関連の多くの科目において非常勤教員が担当せざるを得ない状況が続いている。また医療系学科の場合、履修者が極端に少ない状況にあり、基本教育科目の見直しと専任教員の配置等の見直しが喫緊の課題となっている。大学将来検討委員会に基本教育科目の統廃合など、より教育を充実させるカリキュラム案を提出し、今後具体的な科目配置の検討を進めていく。
- ・必修の英語科目においては、例年入学時学力調査の結果により、基礎学力別に、Advanced、Intermediate、Primary の 3 レベルの習熟度別クラス編成を行っている。令和 2(2020)年度は学力調査が実施できなかったため、e ラーニング教材を利用したクラス分けを行った。しかし学科により遠隔授業と対面授業の曜日設定が異なっており、学科横断の時間割による授業実施が困難になっているため、今後はクラス分けの工夫が必要である。また、授業内容や評価の統一のために、非常勤教員とのコンタクトも密にとるように検討する。
- ・授業改善アンケートの結果について学生 FD 委員にインタビューしたところ、教員からのフィードバックの確認方法が学生に浸透していないことが明らかとなった。実施したアンケートのフィードバックを当該学期中に公開するシステム及び周知方法を検討する。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

- ・三つのポリシーそのものの妥当性と、これに基づく教育の実施にあたっての学修成果の評価の方針を定めたアセスメント・ポリシーを策定した。【資料 3-3-1】
- ・アセスメント・ポリシーでは、①教育理念・人材養成の目的とディプロマ・ポリシーの整合性、②ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの整合性と学修成果の評価基準、③ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育とアドミッション・ポリシーの整合性について点検・評価することを謳っており、特に②については大学（機関）レベル、学科（教育課程）、授業科目、学生をそれぞれ対象とした点検・評価を実施し、4 つの改善サイクルを動かすことを図式化している。特に、学生の達成度点検と改善サイクルには、各学年 1 回実施されるポートフォリオ個別面談を通じて、教員との一対一の面談によって学生自身の学修成果を把握し、その能力や意欲、希望する進路などに合わせた主体的な履修を促しており、学修者本位の教育の実現に向けて教員が直接的に関与する仕組みとしている。

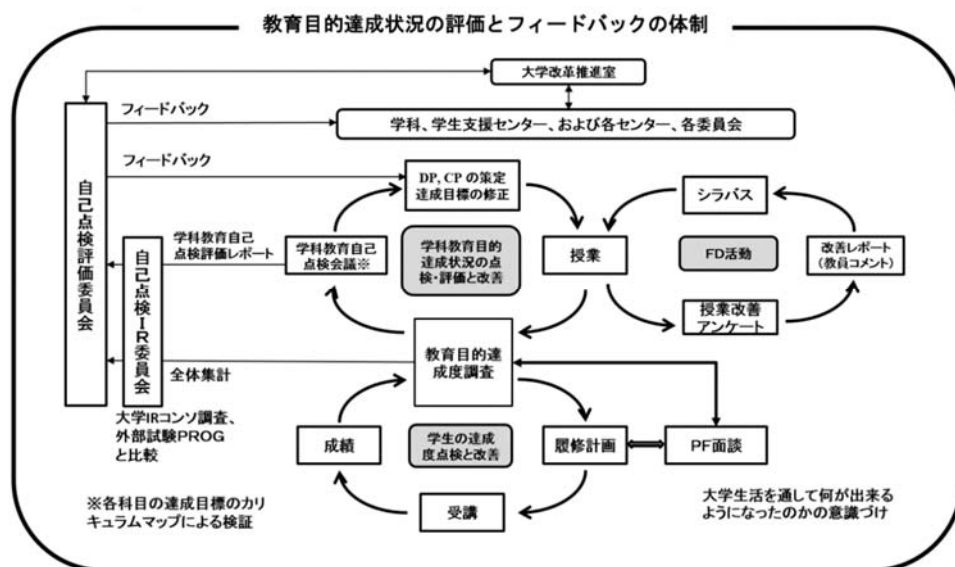


図 3-3-1 教育目的達成状況の評価とフィードバック体制

- ・学科を対象とする評価は年 2 回の「学科教育自己点検会議」で行われ、「カリキュラム点検」「シラバス点検」にテーマを分けて各学科において実施し、その結果を「学科教育自己点検レポート」にまとめて自己点検・評価委員会に提出している。【資料 3-3-2】
- ・アセスメント・ポリシーに定めた評価や「学科教育自己点検会議」で行う点検・評価を行うため、自己点検・評価委員会の下部組織である自己点検 IR 委員会が教学に関

する各種データを収集し、学科等に提供している。令和 2(2020)年度に提供したデータは以下のとおりである。

- ①学生の GPA、修得単位数
 - ②各科目の成績評価分布表
 - ③ディプロマ・ポリシーの項目ごとの対応科目に関する GPA
 - ④教育目的達成度調査結果（ディプロマ・ポリシーの達成度とその能力伸長に役立った科目を学生自らが回答する調査）【資料 3-3-3】
 - ⑤大学 IR コンソーシアム学生調査結果（大学 IR コンソーシアムでの共通設問のほか、平成 30(2018)年度からは本学独自の設問も組み合わせ、学生生活アンケートとして実施）【資料 3-3-4】
 - ⑥カリキュラム・マップ詳細版（科目ごとのディプロマ・ポリシー、達成目標、成績評価方法を教育目的達成度調査結果、成績分布をもとに点検し、見直すための資料）
 - ⑦PROG（分野を問わない汎用的な能力をリテラシー・コンピテンシーの両面から測定する試験）の結果【資料 3-3-5】
 - ⑧授業改善アンケート結果
 - ⑨新入生学力調査結果【資料 3-3-6】
 - ⑩国家試験合格状況【資料 3-3-7】
 - ⑪退学・除籍率
 - ⑫ ①、③、④、⑥、⑧を学科ごとにまとめたダッシュボード【資料 3-3-8】
- ・現状では、③、④、⑦をまとめた資料を、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を表す全学的な資料と捉え、CDSS で学生個別に配信するとともに、学科ごとに集計した結果を上記ダッシュボードで配信している。【資料 3-3-9】
 - ・平成 29(2017)年度より、卒業時の満足度などを含む卒業時調査を継続して実施し、経年変化を含めた集計結果を公開している。【資料 3-3-10】
 - ・さらにディプロマ・ポリシーの妥当性の検証を目的として、令和元(2019)年度から翌年度にかけて、ディプロマ・ポリシーで示された能力・資質に絞った設問により本学卒業生に関する企業アンケートを実施し集計結果を公開している。併せて令和 2(2020)年度には過年度卒業生を対象としてディプロマ・ポリシーに関する能力・資質の自己評価を回答してもらう調査を実施した。【資料 3-3-11】【資料 3-3-12】
 - ・令和 2(2020)年度「学科長による学科教育総括報告会」の際に、ディプロマ・ポリシーの達成によって獲得される各資質・能力について、その修得を直接的に評価できる情報と、エビデンスとして用いることができる情報を各学科で検討し、その結果を報告会において全学的に集約した。この整備については継続して学科にて検討が行われている。【資料 3-3-13】
 - ・大学教育に関する学生評価を教育改善に活用することを目的として、令和元(2019)年度「全国学生調査（試行実施）」に参加した。大学全体では 74%という高い回答状況であり、全国の同規模大学における同類学部の集計結果をベンチマークとして学部単位で分析を行い、その結果を自己点検・評価委員会にて各学部にてフィードバックした。【資料 3-3-14】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 3-3-1】 教務ブック <https://navi.hus.ac.jp/system/>
→各学科の人材養成の目的と 3 ポリシー →アセスメント・ポリシー
- 【資料 3-3-2】 令和 2(2020)年度学科教育自己点検レポート
- 【資料 3-3-3】 教育目的達成度調査結果（学科集計版）
- 【資料 3-3-4】 大学 IR コンソーシアム学生調査結果
- 【資料 3-3-5】 令和 2(2020) 年度 PROG 結果
- 【資料 3-3-6】 令和 3(2021)年度新入生学力調査結果
- 【資料 3-3-7】 国家試験合格状況
- 【資料 3-3-8】 教学データのダッシュボード
- 【資料 3-3-9】 学修成果資料（個人データサンプル）
- 【資料 3-3-10】 情報公表→卒業時アンケート
- 【資料 3-3-11】 情報公表→令和元(2019)年度企業アンケート実施結果
- 【資料 3-3-12】 情報公表→卒業生調査実施結果
- 【資料 3-3-13】 令和 2(2020)年度第 4 回自己点検・評価委員会議事録
- 【資料 3-3-14】 令和 2(2020)年度第 2 回自己点検・評価委員会議事録

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

- ・「学科教育自己点検会議」の結果をまとめた「学科教育自己点検レポート」を自己点検・評価委員会に提出し、委員会から各学科へのフィードバックを「学科教育総括報告会」で行っている。【資料 3-3-13】
- ・学科内のフィードバックの例としては、カリキュラム点検、シラバスに反映、シラバス査読の順に行われているものがある。
- ・授業科目を対象とする評価では、授業改善アンケート結果に対し、各教員がコメントを入力してキャンパス情報システム上で学内公開することにより、学生に対してのフィードバックがなされている。【資料 3-3-15】
- ・学生を対象とする評価では、教員による学生とのポートフォリオ個別面談時に、教育目的達成度調査結果の学生個人票を活用し、学生自らが納得し、説明できることを意図して、達成度評価のフィードバックを行っている。【資料 3-3-9】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 3-3-9】 学修成果資料（個人データサンプル）
- 【資料 3-3-13】 令和 2(2020)年度第 4 回自己点検・評価委員会議事録
- 【資料 3-3-15】 FD 委員会資料「授業改善アンケート実施要領」

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の明示に向けて、今後も全学的な学修成果の可視化を進める。各学科の専攻分野における総括的な学修成果の評価の確立に向け、「PEPA（重要科目での埋め込み型パフォーマンス評価）」などの教育課程全体を通じた学科固有の学修成果の評価の導入にむけて検討を進める。
- ・卒業生調査については、今後は大学 IR コンソーシアムによる共通設問を用いた調査

を同窓会と連携して幅広い卒業生対象に実施し、学科教育自己点検会議等での分析材料とする。

- ・アセスメント・ポリシーでは、学生を対象とする学修成果の評価に、コンピテンシーに関する長期的ルーブリックを活用すると定めている。まずは学生との個別面談時に教員・学生双方が共通の尺度でディプロマ・ポリシー達成度を確認できるツールとしてルーブリックを完成させ、当初の予定から遅れるものの令和 3(2021)年度の運用開始に向け整備を進める。
- ・授業改善アンケート結果に対する学生へのフィードバックとして、各教員がコメントをキャンパス情報システムに登録しているが、令和 2(2020)年度前期コメント率は 90.1%、後期は 86.9%と下がってきていることから、FD 委員会と各学科で連携を密にして登録率の向上を図る。

[基準 3 の自己評価]

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知を行い、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知を行うとともに、これらを厳正に適用している。

教育目的を踏まえディプロマ・ポリシーとの一貫性を保ったカリキュラム・ポリシーの策定と周知を行い、カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程を編成し実施している。具体的には、シラバスを適切に整備し、履修登録単位数の上限を適切に設定するなどの単位制度の実質を保つための工夫を行っている。さらに、基本教育科目を通して教養教育を適切に実施し、アクティブ・ラーニングの積極導入など授業内容・方法に工夫をしている。これら教授方法の改善を進めるため FD 委員会や学科教育自己点検会議などの組織体制を整備し、運用している。

学修成果の点検・評価については、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用に努めており、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックを継続していると判断している。

以上のことから基準 3. 教育課程を満たしていると認識している。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

- ・平成 27(2015)年 4 月の学校教育法の改正を受けて、学長のリーダーシップや教授会の役割の明確化を意図して学則をはじめとする内部規則の総点検を行い、平成 26(2014)年度中に開催した教授会において、関連する規程の改正を行った。【資料 4-1-1】
- ・教授会の役割を明確にするため、全学教授会、学部教授会に加えて学科会議（部門会議及び全学共通教育部会議含む）も教授会に位置づけ、教授会規程、教授会規程細目を改正し、審議事項の仕分けを行っている。【資料 4-1-1】
- ・意思決定の迅速化を図り、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、副学長、学部長及びセンター長を主なメンバーとする企画運営会議を設置している。【資料 4-1-2】
- ・本学の各組織は大きく、「全学的合意形成組織群」「全学的業務運営組織群」「課題対応組織群」の 3 つに分類される。

【全学的合意形成組織群】

- ・企画運営会議を中心に全学教授会、学部教授会、学科会議、研究科委員会からなり、定期的に開催している。ただし、全学教授会は、必要に応じて開催している。

【全学的業務運営組織群】

- ・大学改革推進室、学生支援センター、就職支援センター、入試広報センター、研究推進・地域連携センター、学術情報センター、保健管理センター、薬剤師生涯学習センターからなり、各センターはセンター長、副センター長及び学科から選出された主任とその業務に対応する事務局の課で構成し、定期的にセンター会議を開催している。大学改革推進室は、室長、副室長及び全学から選出された主任と理事長・学長政策室、総務部、財務部、学務部及び入試・地域連携部から選出された職員で構成し、定期的に会議を開催している。

【課題対応組織群】

<コンプライアンス上必要な委員会>

- ・危機管理委員会、人権委員会、衛生委員会、個人情報保護委員会、個人情報苦情対応委員会、倫理委員会、動物実験委員会、組換え DNA 実験安全委員会、防火・防災管理対策委員会、放射線安全管理委員会、公的研究費内部監査委員会、研究活動不正対策委員会、利益相反マネジメント委員会

<点検・評価機関>

- ・自己点検・評価委員会、自己点検 IR 委員会、外部評価委員会

<教育・研究関係>

- ・発明判定会、FD 委員会、教職課程委員会、研究紀要委員会、高大連携教育推進委員会、研究推進委員会、国家試験対策委員会、数理・データサイエンス・AI 教育プログラム運営委員会

<環境活動関係>

- ・環境マネジメント推進委員会

<将来検討>

- ・将来検討委員会

<薬学部関係>

- ・薬学部実務実習委員会、薬学部薬学教育評価委員会

<保健医療学部関係>

- ・保健医療学部臨地実習運営委員会

<付属施設の管理運営関係>

- ・実験動物研究施設運営委員会、薬用植物園運営委員会、ラーニングサポート室運営委員会

以上の委員会以外にも付属機関の下部組織として 22 件の委員会を設置し、定期的又は必要に応じて開催している。【資料 4-1-3】【資料 4-1-4】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-1】平成 26(2014)年度第 14 回教授会、第 10 回研究科委員会資料抜粋（学則改正、教授会規程改正、教授会規程細目改正）

【資料 4-1-2】企画運営会議規程

【資料 4-1-3】組織図

【資料 4-1-4】各種委員会一覧（組織規程 別表）

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

- ・学長は、大学の意思決定組織の中核である全学的合意形成組織群に属する全学教授会、企画運営会議の議長を務めている。
- ・学長の業務執行を補佐する役割として副学長 4 人を配置しており、それぞれの役割を「質保証、研究推進、地域連携」「学務、就職支援」「将来ビジョン、入試広報、短期大学部」「大学改革、企画」と明確に分け、大学管理運営面を補佐している。学長の指示により各種委員会、ワーキング・グループ等の長となっているほか、理事又は評議員として法人の運営協議会のメンバーとなり、法人運営にも参画している。【資料 4-1-5】【資料 4-1-6】
- ・学長・副学長の職務を補佐するとともに、所属学部を代表する役割として、学部長を置いている。学部長は、所属学部の教授会を主宰し、教育研究計画立案の中心的役割を担っている。また、評議員として法人の運営協議会のメンバーとなり、法人運営にも参画している。【資料 4-1-7】【資料 4-1-8】
- ・学長の意思決定は、企画運営会議をはじめ、全学教授会・学部教授会や各レベルの会議での審議や調整を経て実行するものであり、学校教育法の改正により教授会の審議事項を改正し、「決定を行うに当たりその内容を審議し、意見を述べる」事項と「求めに応じ、意見を述べることができる」事項に区分している。【資料 4-1-9】
- ・教育・研究活動の質を保証し不断の改善・向上に努めていくため、各機関内で行う自己点検とともに、全学的観点での自己点検によって大学の使命・目的及び教育目的達成に向けた改善を行う体制(Double PDCA Cyclic Loops)を構築している。【資料 4-1-10】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-5】令和 3(2021)年度法人発令校務役職者

【資料 4-1-6】令和 3(2021)年度学長発令校務役職者

【資料 4-1-7】学校法人北海道科学大学運営協議会規程

【資料 4-1-8】組織規程

【資料 4-1-9】 教授会規程

【資料 4-1-10】 教育研究組織間連携の基本形態・Double PDCA Cyclic Loops（組織規程別記）

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

- ・学長の諮問機関であり、大学運営に係る重要事項を審議する企画運営会議には、大学事務局長及び法人の各部長、理事長・学長政策室副室長が参加しており、教学、人事、財務等の様々な観点からの協議を行い、意思決定をしている。【資料 4-1-2】【資料 4-1-5】【資料 4-1-8】
- ・大学改革推進室、各センター、各委員会には、職員が構成員として参加しており、主要機関である大学改革推進室、学生支援センター、就職支援センター、入試広報センター、研究推進・地域連携センター、学術情報センター、保健管理センター、薬剤師生涯学習センターについては、副室長、副センター長に職員を配置し、センター長を補佐する役割を果たしている。【資料 4-1-5】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-2】 企画運営会議規程

【資料 4-1-5】 令和 3(2021)年度法人発令校務役職者

【資料 4-1-6】 令和 3(2021)年度学長発令校務役職者

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・職員をセンターの副センター長に任命する等、大学運営、教学マネジメントについて、教職協働を進めている。将来的には、センターの役割に応じて、職員がセンター長を務める組織体制の構築を検討していく。
- ・学修者本位の教育の実現のために、これまで累次の答申で謳われてきた教学マネジメント確立の重要性は認識している。本学の建学の精神に基づく盤石のマネジメント体制の構築にあたり、これまで個々に検討されてきた、内部質保証を始めとする教育改革や教育の方法、実施体制、教職員の資質向上などを統括する基本方針としての「教学マネジメントの編成方針」を策定してゆく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

- ・教員採用・昇格の基準、大学院担当教員の資格基準は規程に定め、厳格に運用している。

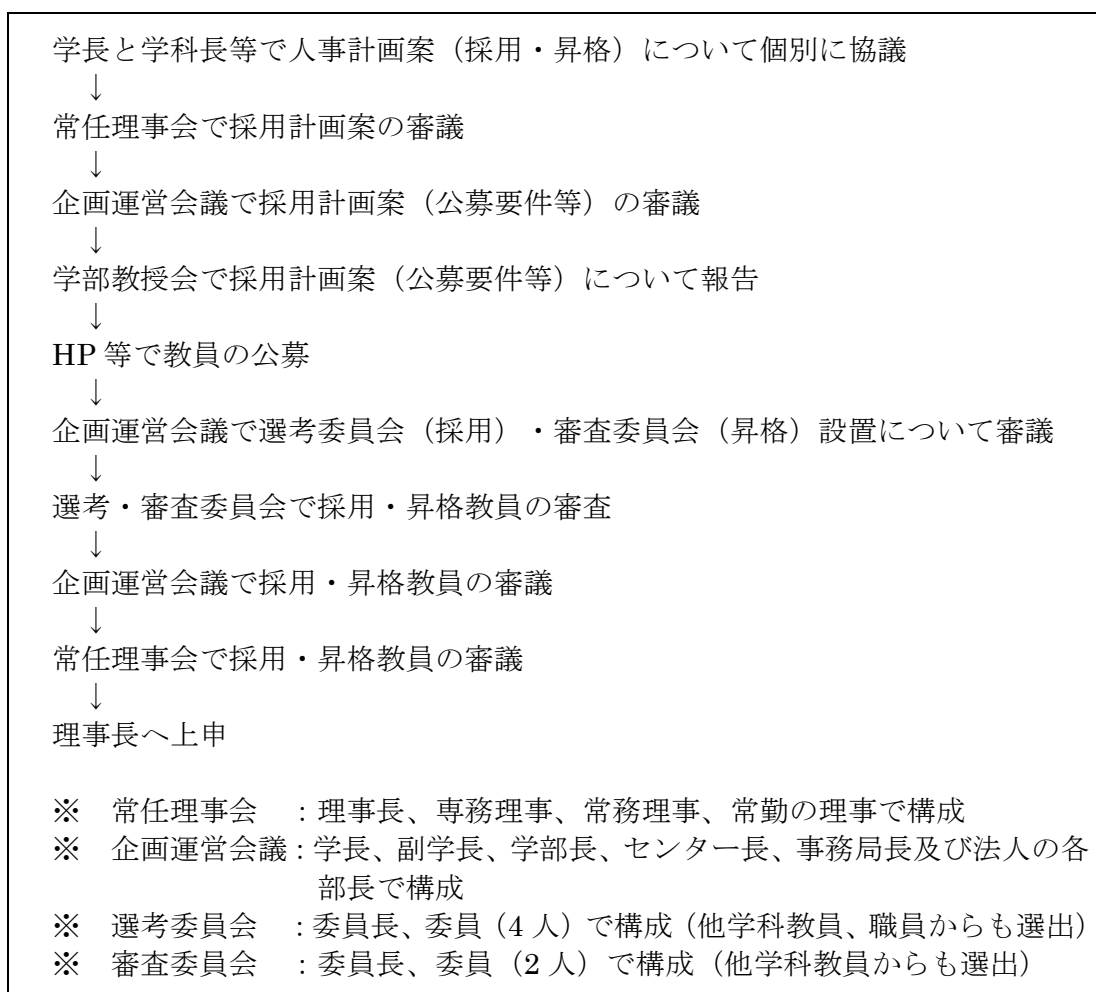


図 4-2-1 教員の採用・昇格のプロセス

- ・大学全体及び各学科における教員数及び教授数は大学設置基準で定められている基準を十分満たしており、さらに、薬学科の実務家教員数は基準の専任教員数に六分の一を乗じて算出される数を上回る 17 人が在籍している。また、看護学科、理学療法学科、診療放射線学科、義肢装具学科、公衆衛生看護学専攻科においては、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」「診療放射線技師学校養成所指定規則」「義肢装具士学校養成所指定規則」に定める専任教員を確保している。（データ編【共通基礎様式 1】）
- ・助手は工学部に 2 人、保健医療学部に 3 人在籍しており、実験・実習のサポートを中心として教育研究の円滑な実施に必要な業務を行っている。
- ・教員業務・業績の見える化システムを導入し、業務の平準化の観点から、教員の教育負荷・業務負荷について点検している。4 学部 13 学科を有する実学系総合大学としての多様化した学部における統一的な評価の方法について、その妥当性を継続して検証している。また、教育成果の可視化に積極的に取り組み、教育・研究レベルの向上に結びつく運用方法を継続して検討している。【資料 4-2-1】～【資料 4-2-6】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-1】教員の採用及び昇格の選考に関する規程

【資料 4-2-2】 教員の採用及び昇格の選考に関する要領

【資料 4-2-3】 大学院担当教員選考規程

【資料 4-2-4】 教員業務・業績の数値化に関する規程

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

- ・副学長を委員長とする FD 委員会を、ファカルティ・ディベロップメント規程に基づき組織し、全学、学部、学科、研究科、専攻の各レベルで FD・SD 活動を実施している。全ての活動内容は報告書として取りまとめ FD 委員会で集約したうえで、学内情報共有サーバーで共有を図っている。各 FD・SD 活動を大学全体で合計すると年間 150 件近くに上る。【資料 4-2-5】【資料 4-2-6】
- ・ファカルティ・ディベロップメント規程第 2 条には、本学教員に対して「教育履行上求められる資質・能力」を定めている。【資料 4-2-5】
- ・FD 委員会が実施主体となり「授業改善アンケート」を毎年 2 回、学期ごとに実施している。アンケートの結果に対して、担当教員がそれぞれコメントを付すことを義務化しており、コメントはアンケート結果とともに、全学生に公開している。令和 2(2020)年度には教員コメントの添付が専任教員の担当するクラス全体の前期 90.1%、後期 86.9%であった。さらにその結果を各学科において点検・評価し、授業改善に役立てている。【資料 4-2-7】【資料 4-2-8】
- ・全学部学科において学生 FD 委員を選出・委嘱し、授業改善アンケート結果をもとにインタビュー形式で学生の意見を聴取している。授業方法やアンケート制度そのものに対するニーズを聴取でき、貴重な機会となっている。【資料 4-2-8】
- ・全学レベルでの FD 活動は、「全学 FD・SD 講演会」として年に 7~8 回開催しており、テーマに応じて FD・SD を明確に分けている。外部から講師を招聘することも多い。どのテーマであっても対象は全教職員で、毎回平均 150 人程度が参加している。令和 2(2020)年度は全てオンラインで実施した。【資料 4-2-9】
- ・FD 活動の中には本学単体では企画・実施が難しいテーマもあるため、本学が加盟している「北海道地区 FD・SD 推進協議会」や、教育関係共同利用拠点に認定されている北海道大学高等教育研修センターが提供する FD・SD 研修を全学的に案内し、外部の研修にも積極的に参加を促している。北海道大学高等教育研修センターの研修には過去 3 年で延べ 86 人が参加している。【資料 4-2-10】
- ・令和元(2019)年度は専任教員を対象に、ティーチング・ポートフォリオの簡易版であるティーチング・ステートメント作成ワークショップを企画・実施した。令和 2(2020)年度中に授業を担当する全教員が、東京大学大学総合教育研究センターの栗田佳代子教授の指導のもと、ピアによるペアワークに基づくティーチング・ステートメントを作成し完成することを目標としている。【資料 4-2-11】
- ・そのほかに成績評価や、シラバス作成方法に関する FD 活動などを企画・実施した。ティーチング・ステートメント作成ワークショップも含め、これらの FD 活動については、令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインにて開催した。
- ・コロナ禍で全学的に導入することとなった遠隔授業に関する FD として、令和 2(2020)

年度第1回全学FD・SD講演会にて遠隔授業による模擬講義を行った。また、各学科においても遠隔授業のFDを行うように依頼し、その結果を全学的に情報共有した。

【資料4-2-12】【資料4-2-13】

- ・令和元(2019)年度は、法人の教職員全員を対象に、「学校法人北海道科学大学教職員FD・SD研修会」を開催し、法人全体の組織力の向上や法人が抱える課題の共有等を図っている。なお、令和2(2020)年度については新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。【資料4-2-14】

【エビデンス集・資料編】

【資料4-2-5】ファカルティ・ディベロップメント規程

【資料4-2-6】令和2(2020)年度FD・SD実施一覧

【資料4-2-7】令和2(2020)年度授業改善アンケート実施要領(前期・後期)

【資料4-2-8】「授業改善アンケート結果に関する点検・評価」依頼文・報告書

【資料4-2-9】令和2(2020)年度FD・SD実施結果報告書(全学FD・SD講演会)

【資料4-2-10】北海道地区FD・SD推進協議会総会資料抜粋

【資料4-2-11】ティーチング・ステートメント作成ワークショップ実施要領

【資料4-2-12】令和2(2020)年度第1回全学FD・SD講演会実施結果報告書

【資料4-2-13】各学科遠隔授業FD実施報告書

【資料4-2-14】令和元(2019)年度学校法人北海道科学大学教職員FD・SD研修会実施要領

(3) 4-2の改善・向上方策(将来計画)

- ・教員業務・業績の見える化システムにおいて、全学的な統一的評価項目の必要性和、学部、学科の特性を活かした評価項目について、継続的に検証を進める。
- ・ティーチング・ステートメントを昇格等の教育業績評価の1つとして利用できるような制度等の検証を進める。
- ・大学統合により、4学部13学科の体制となり、教育分野が拡充されたことに伴い、全学の集合研修だけではなく、それぞれの分野に則したFD活動や、特定のテーマに基づいたFD活動をより活性化させていく必要があるため、FD委員会を中心に企画立案していく。具体的には、シラバスの書き方・点検方法に関するFD活動や、アクティブ・ラーニングの手法に関するFD活動などが考えられる。
- ・新任教員に対しては採用直後に大学運営に関する「新任教職員研修会」を行っているが、最近では優れた実務経験を有するものの教育経験がない新任教員が体系的な研修を受けないまま授業に臨んでいるケースが増えているため、新任教員に対するFD活動も充実させていく。例えば配属先学科のメンター教員が教育・研究の支援を行うほか、大学全体としては、体系的な研修を企画するなどの方策を検討する。
- ・非常勤教員については、本学のブランドビジョン、人材養成の目的、三つのポリシーを理解したうえで学生の教育を担当してもらう必要があるため、非常勤教員を対象としたFD活動を検討する。
- ・令和元(2019)年度に1回、令和2(2020)年度には3回のティーチング・ステートメント作成ワークショップを学内で実施し、ほぼ全教員が作成している。令和3(2021)年度中に

は全教員のティーチング・ステートメントを学内公開する予定である。活用方法として、初回授業の際にティーチング・ステートメントを提示し教員の教育方針などを説明しているが、今後は授業・教育改善への活用をテーマとした全学FD・SD講演会を検討している。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

- ・SD(Staff Development)については、「スタッフ・ディベロップメント規程」に基づき、教員及び職員に対しても実施している。企画立案については、職員向けのSDは事務局総務部教職員課が中心に行っている。全学的な教職員向けのSDについてはFD委員会が行っており、教員向けのSDについてはFD委員会のほか、学部、学科、センター等においても独自に企画し実施している。教職員が研修を通して知識・経験を共有することによって、教職協働が促進されるよう図っている。【資料 4-3-1】
- ・職員向けの具体的な研修内容としては、「職員月例研修会」「階層別研修会」「公募による学外研修」「協定大学との相互派遣研修」を実施している。「職員月例研修会」については、1年間で6回程度開催し、外部講師による講演、外部機関で受けた研修の報告、会計基準及び法人の財務状況の解説、グループディスカッション等を実施している。「協定大学との相互研修会」については、北海道大学、東北工業大学、追手門学院大学、早稲田大学、名古屋大学、玉川大学へそれぞれ職員を派遣し研修を行っている。「公募による学外研修」については、職員自らが研修計画を立案し、審議のうえ採択された研修については、研修先へのアポイントを含め自ら実施する制度であり、研修先で得る知識のほかに企画力や行動力を養うものである。

表4-3-1 職員月例研修会実施状況

年 度	実施日	研修テーマ	参加者数
平成30(2018)年度	6月27日	私大協道支部初任者研修会の報告	72人
	8月23日	ハンデを武器にする極意 ※	83人
	9月13日	ハラスメントの防止について ※	67人
	10月17日	事務職員公募研修の報告	69人
	11月14日	事務職員公募研修の報告	60人
	12月12日	事務職員公募研修及び大学間職員短期派遣研修の報告	51人
令和元(2019)年度	6月24日	私大協道支部初任者研修会の報告	84人
	7月17日	プレゼンテーション「話し方〜どのよう	56人

		に話すのか～」※	
	9月18日	オンラインツール活用事例及び事務職員公募研修の報告	65人
	10月16日	事務職員公募研修の報告	64人
	11月13日	「メンタルヘルスの基礎知識」「セルフケアの実践」※	40人
	12月11日	事務職員公募研修及び大学間職員短期派遣研修の報告	73人
令和2(2020)年度	7月29日	経営理念とHUSグランドデザイン2040について	63人
	8月26日	法人及び大学運営について	53人
	9月9日	防災・救急講座	87人
	10月14日	大学紹介と本学の入試制度	60人
	11月18日	数字で紐解く教務課のしごと	80人
	12月16日	そこのあなた！就職率の見方、分かりますか？	81人
	1月13日	科研費だけじゃない、研究推進課のしごと～オカネも扱う。営業もする。イベントもおまかせ。私たちが「研究」を全面的に支えます！～	97人

※は外部講師の研修

表4-3-2 協定大学との相互派遣研修実施状況

年度	派遣先	日程
平成30(2018)年度	名古屋大学	9月19日～21日
	玉川大学	11月6日～8日
令和元(2019)年度	東北工業大学	9月2日～3日
	玉川大学	10月15日～17日
令和2(2020)年度	新型コロナウイルス感染防止のため派遣中止	

- ・職員に対しては、SDの一環として、自己研鑽に対する費用の一部助成を行い、大学職員として必要な教養を得るための研修会・学会参加、資格取得及び大学院進学を援助している。【資料4-3-2】
- ・新規採用の職員に対しては、「育成計画書」「勤務状況報告書」及び「業務報告書」の作成を行っている。また、新人職員に対する集合研修として、採用時に「マナー研修」を行い、その後、月1回のペースで、計5回のフォローアップ研修として、大学職員として心得や基礎知識の研修を実施している。【資料4-3-3】【資料4-3-4】
- ・一定期間における勤務実績の達成度、能力の発揮度及び職務の遂行度、習熟度を評価し、人材の育成並びに処遇・配置を適正に反映させることを目的とした人事考課制度を、平成28(2016)年度から実施している。人事考課の評価結果については、翌年度の12月賞与（期末・勤勉手当）及び定期昇給に反映される。【資料4-3-5】
- ・法人若しくは大学の運営等に貢献した行為又は功績を表彰する「理事長表彰制度」を制定し、功績者を法人全体で称えることにより、教職員のやる気を引き出す職場環境

を作り、モチベーション向上を図っている。【資料 4-3-6】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-3-1】 学校法人北海道科学大学スタッフ・ディベロップメント規程

【資料 4-3-2】 学校法人北海道科学大学自己研鑽費助成に関する取扱要領

【資料 4-3-3】 「育成計画書」「勤務状況報告書」「業務報告書」

【資料 4-3-4】 フォローアップ研修実施要領

【資料 4-3-5】 学校法人北海道科学大学職員の勤務調査に関する規程

【資料 4-3-6】 学校法人北海道科学大学理事長表彰制度実施要領

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・SD 活動の体制は整っており、多くの研修会等を実施しているが、研修の体系化及び研修内容充実に継続して取り組む。
- ・人事考課については実施してから日が浅いため、より適正な評価を行うための制度の点検や見直し、さらに評価者に対する人事考課に関する研修等を定期的実施する。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

- ・研究室の配分は、工学部教員 64 人に対して 60 室、薬学部教員 56 人に対して 44 室、保健医療学部教員 73 人に対して 55 室、未来デザイン学部教員 23 人に対して 23 室、全学共通教育部教員 17 人に対して 15 室である。新築された B 棟、C 棟、E 棟、F 棟においては、研究室（約 20m²）は准教授以上（薬学部は教授）が 1 室に 1 人、講師以下は 1 室に複数人の教員を配置している。実験室（約 55m²）については、学部により方針が異なるが、薬学部を除けば、卒業研究を担当する教員に対して、各 1 室が配分されている。薬学部においては、研究分野の特性に応じて、2～3 人の教員で 1 実験室（約 120m²）を利用している。また、卒業研究及び大学院生の研究スペースとして演習室（約 60 m²）を工学部は 43 室、薬学部は 32 室、保健医療学部は 14 室、未来デザイン学部は 24 室をそれぞれ配置している。
- ・研究推進、産学官連携事業、地域連携事業、地域人材育成の推進を目的として、各学部から選出された教員と職員の教職共同で運営される「研究推進・地域連携センター」を設置し、本学の実施する基礎並びに応用研究の推進とその成果を産業界に還元するための中核組織かつ地域貢献を総合的に取り扱う対外的な窓口を担っている。【資料 4-4-1】
- ・実学系総合大学としてのスケールメリット及び学際領域研究の創出を目的に、研究推

進・地域連携センターのもとに学部学科の垣根を越えた全学組織として、現在 5 つの研究所を設置している。平成 27(2015)年 4 月に寒冷地に適合する先端材料及びその技術に特化した研究を目的に「寒地先端材料研究所」、北海道を中心とした地域社会が抱える諸問題を外部機関との交流・連携を通して課題解決することを目的に「地域社会創生研究所」を創設した。その後、地域社会との連携をより強化するために、平成 29(2017)年 4 月に「地域社会創生研究所」を「北方地域社会研究所」へ改組するとともに、積雪寒冷地における持続可能な住環境の技術開発と生活環境を支援・向上することを目的に「寒地未来生活環境研究所」、高齢者・障がい者が地域社会で自立した日常生活を送れるように、活力ある超高齢社会を創造するための教育研究に取り組むため「北の高齢社会アクティブライフ研究所」を創設した。令和 2(2020)年 4 月には、生命現象を科学的視点から捉えるライフサイエンスの研究拠点を形成し、医・薬・工が連携した研究を通じて人々の健康・福祉の増進に寄与することを目的に、「北の大地ライフサイエンス創生研究所」を創設した。【資料 4-4-2】～【資料 4-4-6】

- ・平成 29(2017)年 4 月に設置した「研究推進委員会」が 5 研究所の実施する研究の進捗状況について評価し、運営管理を行っている。【資料 4-4-7】
- ・研究推進・地域連携センター長を委員長とする「共同実験棟 (R2 棟) 管理運営委員会」にて、共同実験棟 (R2 棟) の供用をマネジメントしている。また、令和 2(2020)年 4 月に竣工した工学部実験棟 (R4 棟) の貸与型実験室についても研究推進・地域連携センターが管理・運用を行うことにしている。【資料 4-4-8】
- ・共同実験棟 (R2 棟) には、電子プローブマイクロアナライザー装置、自然雪風洞実験装置といった大型教育研究設備を設置しており、各運営委員会にて管理・運用している。【資料 4-4-9】【資料 4-4-10】
- ・本学の教員や大学院生がその研究成果を寄稿する「北海道科学大学研究紀要」を、毎年発行している。省資源の観点から紙媒体は図書館での閲覧用などに留め、機関リポジトリとともに図書館ホームページ上で公開している。【資料 4-4-11】【資料 4-4-12】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 4-4-1】 研究推進・地域連携センター規程
- 【資料 4-4-2】 寒地先端材料研究所規程
- 【資料 4-4-3】 北方地域社会研究所規程
- 【資料 4-4-4】 寒地未来生活環境研究所規程
- 【資料 4-4-5】 北の高齢社会アクティブライフ研究所規程
- 【資料 4-4-6】 北の大地ライフサイエンス創生研究所規程
- 【資料 4-4-7】 研究推進委員会規程
- 【資料 4-4-8】 共同実験棟 (R2 棟) 管理運営委員会内規
- 【資料 4-4-9】 電子プローブマイクロアナライザー装置運営委員会内規
- 【資料 4-4-10】 自然雪風洞実験装置運営委員会内規
- 【資料 4-4-11】 北海道科学大学研究紀要投稿内規
- 【資料 4-4-12】 2020 年度北海道科学大学研究紀要 第 48 号(ISSN 2189-3713)

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

- ・平成 26(2014)年 8 月 26 日付け文部科学大臣決定の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」並びに平成 19(2007)年 2 月 15 日付け文部科学大臣決定の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 26(2014)年 2 月 18 日改正）」に基づく諸規程を整備するとともに、「公的研究の不正防止基本計画」及び「公的研究費の不正使用防止に関する責任体系図」を制定し、ホームページ上で公表している。【資料 4-4-13】～【資料 4-4-17】
- ・公的研究費内部監査委員会及び不正防止計画推進部署（研究推進・地域連携センター）主導の下、公的研究費に係る不正を発生させる要因については、文部科学省ホームページに掲載されている「不正使用事案」及び「不正受給事案」により把握し、企画運営会議で審議のうえ、全教員にメール配信することで、全学的な情報共有と注意喚起を行っている。【資料 4-4-18】
- ・研究者倫理の向上のため、独立行政法人日本学術振興会が提供する研究倫理 e ラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics)[eL CoRE]を導入し、全研究者に対して受講を義務付けている。【資料 4-4-19】
- ・倫理委員会は人を対象とする医学系研究、文献研究、アンケート・面接調査研究の実施の適否について、「ヘルシンキ宣言」並びに「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の趣旨に沿って審査している。【資料 4-4-20】
- ・動物実験委員会は「動物の愛護及び管理に関する法律」、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」、及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、動物実験等の機関内管理を徹底している。【資料 4-4-21】
- ・組換え DNA 実験安全委員会は「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則」「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三条の規定に基づく基本事項」「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令」に基づき、遺伝子組換え生物等の第二種使用等にあたって執るべき安全確保・拡散防止措置等を示し、組換え DNA 実験の安全かつ適切な実施を図っている。【資料 4-4-22】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 4-4-13】 研究活動に係る不正行為への対応等に関する規程
- 【資料 4-4-14】 公的研究費の管理・監査に関する規程
- 【資料 4-4-15】 公的研究費事務処理手続の基本ルール
- 【資料 4-4-16】 公的研究費の不正防止基本計画
- 【資料 4-4-17】 公的研究費の不正使用防止に関する責任体系図
- 【資料 4-4-18】 公的研究費の不正使用事案及び不正受給事案の配信メール
- 【資料 4-4-19】 eL CoRE 修了証書
- 【資料 4-4-20】 倫理委員会規程
- 【資料 4-4-21】 動物実験委員会規程

【資料 4-4-22】 組換え DNA 実験安全委員会規程

4-4-③ 研究活動への資源の配分

- ・各研究者による活発な研究活動を推進するため、学部学科の垣根を越えた大学横断型研究グループ（異分野協働によるプロジェクトチーム）に対する学内公募型競争的資金制度「競争的研究費」により、独創的・先駆的な研究活動の促進を図っていたが、令和 3(2021)年度より個人・グループ研究活動の活性化、研究ブランドビジョンの継続、産学官連携の強化・発展を目的として「特別奨励研究費」に変更し、助成額の増額及び申請タイプも分けて、更なる研究活動の活性化をめざす制度とした。【資料 4-4-23】
- ・「北国生活環境科学拠点～積雪寒冷地域における医社工連携をとおした超高齢社会対応のための技術展開と普及～」が平成 29(2017)年度文部科学省の私立大学研究ブランディング事業に選定された。この事業では、北海道ならではの地域的な課題を解決するため、寒冷地の住宅環境の整備、医療用装具の開発、高齢者などの在宅リハビリ支援のためのシステム開発などに取組み、補助事業終了後も継続して研究するため、資金配分を行っている。【資料 4-4-24】
- ・個人研究費の基礎配分額は、工学部、保健医療学部、未来デザイン学部の各学科及び全学共通教育部は教員 1 人当たり 40 万円、薬学部薬学科は教員 1 人当たり 60 万円、助手は 1 人当たり 10 万円としている。【資料 4-4-25】
- ・専任教職員の国外及び国内長期研修（15 日以上 1 年以内）制度を設け、個人研究費、学長裁量経費、特別奨励研究費から支出できる仕組みとしている。学長裁量経費による長期研修の場合は、交通費以外に滞在日数に応じた修学費も支給される。【資料 4-4-26】【資料 4-4-27】【資料 4-4-28】
- ・研究推進・地域連携センターでは、科研費採択率向上のための取組みとして科研費申請書の添削（カケンの窓口）を外部に委託して実施している。令和 2(2020)年度は 6 月下旬から 10 月末日までに 44 件の申請がこの制度を利用し、未利用の場合と比べて高い採択率であった。そのほかに、採択率向上に向けた動画講座の提供、窓口による研究計画調書の校正のほか、科研費審査結果の分析を行っている。【資料 4-4-29】
- ・受託研究、共同研究及び奨学寄付金の受入拡大をめざし、研究者データベース「ラボサイト」をホームページ上で公開している。ラボサイトは、教員の論文や学会発表、講演といった研究業績の掲載だけではなく、研究テーマとその概要、研究分野・キーワードなど複数のコンテンツで構成している。また、学部学科という括りだけではなく、研究分類をカテゴライズしたページの構成や独自検索システムの実装により、ユーザビリティの向上を図っている。【資料 4-4-30】
- ・令和 2(2020)年度は研究体制、5 研究所の活動、地域社会との連携活動、産学官連携の実例及び研究設備の概要を紹介する冊子を作成し、産学官連携研究の更なる促進を図っている。【資料 4-4-31】
- ・論文公表数を増やすため、著名な学術団体等が発行する学術雑誌に掲載する場合に、20 万円を上限として論文掲載料及び英文校正料を助成する制度を設けている。【資料 4-4-32】

- ・研究推進・地域連携センター及び研究推進課による教職協働で研究活動を支援していることにより、外部資金については、獲得件数は増加傾向にある。【図 4-4-1】
- ・科研費の採択金額は文部科学省が公表している資料「科学研究費助成事業の配分について」によると、北海道内の私立大学の中で5年連続、第2位となっている。特に平成30(2018)年度以降は薬学部の統合により採択件数、受入額とも大きく増加した。

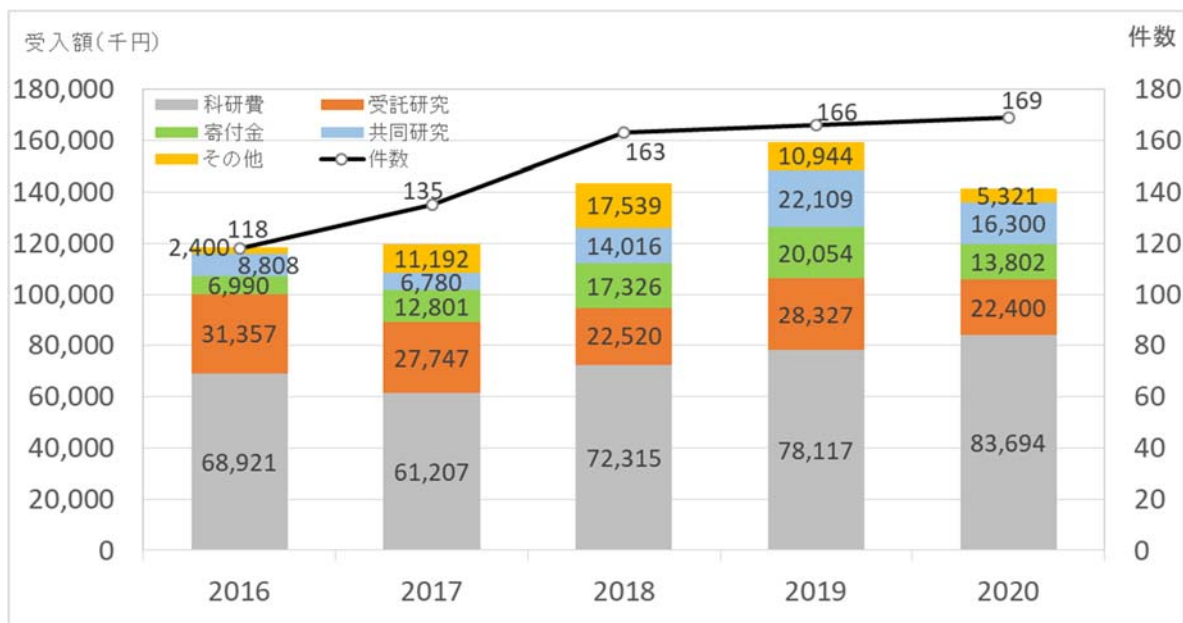


図 4-4-1 過去5年間の外部資金獲得状況

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 4-4-23】 競争的研究費規程
- 【資料 4-4-24】 研究ブランディング事業特設サイト <https://www.hus.ac.jp/brand/>
- 【資料 4-4-25】 令和元(2019)年度第10回企画運営会議資料
- 【資料 4-4-26】 専任教職員の学外研修規程
- 【資料 4-4-27】 専任教職員の国内研修内規
- 【資料 4-4-28】 専任教職員の国外研修内規
- 【資料 4-4-29】 カケンの窓口案内
- 【資料 4-4-30】 研究者データベース「ラボサイト」 <https://labs.hus.ac.jp/>
- 【資料 4-4-31】 産学官連携のご案内
- 【資料 4-4-32】 論文掲載料等助成取扱要領

(3) 4-4の改善・向上方策(将来計画)

- ・学外との共同研究及び学科横断型の学内研究プロジェクトで使用する貸与型実験室を工学部実験棟(R4棟)に3室増設したので、活用を促進する。
- ・研究倫理については、不正防止計画推進部署(研究推進・地域連携センター)において最新の不正事例の情報収集を行い、情報共有して予防に努める。
- ・知的財産権の獲得を支援するため、権利取得の可能性や市場性について、弁理士に相談し、権利化を促進する。
- ・外部資金については、獲得件数や金額は増加傾向にあるので、今後も獲得増を図って

行く。このため、研究推進・地域連携センターでは大学全体で教育と大学運営に関わる校務との兼合いをルール化し、研究の活性化と外部資金の積極的な導入促進のために検討を加えていく。

- ・研究活動への支援体制の充実・強化並びに若手研究者の養成を促進するため、研究推進・地域連携センターが主体となって大学院博士課程に在籍する学生を研究プロジェクト等に RA (リサーチ・アシスタント) として参加させることの検討を進めている。

【基準 4 の自己評価】

教学マネジメントの機能性については、大学の意思決定と学長の適切なリーダーシップが確立していると判断している。役割を明確にした 4 人の副学長を置くなど、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントが構築できており、職員を副センター長に任命するなどの教職協働体制の推進により、教学マネジメントの機能性の向上に努めていると判断している。

教員の配置・職能開発等については、教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置に努めており、教員同士の授業参観をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施に努めていると判断している。

職員の研修については、学内外での SD、他大学大学院へ事務職員の進学など、大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みを行っている。

研究支援については、学部横断型の研究所体制の構築、貸与型実験室の配備など、研究環境及び諸規程の整備と適切な運営・管理に努め、研究倫理の確立と厳正な運用を行い、研究活動への資源の配分を行っていると判断している。

以上のことから基準 4. 教員・職員を満たしていると認識している。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

- ・本学の設置者である学校法人北海道科学大学は、寄附行為に掲げる目的を「教育基本法及び学校教育法に従い私立学校及び私立各種学校を設置すること」としている。法人の経営は教育基本法及び学校教育法を遵守し、同法の趣旨に沿って堅実に運営している。【資料 5-1-1】
- ・平成 31(2019)年には、法人及び各設置校がより良き社会の創造と持続的発展に貢献していくために、創立から現在に至るまでの歴史と伝統に裏付けられた実績をもとに、全ての教職員が共有する法人としての進むべき理念を改めて明確に示す必要があると

して、以下の経営理念を法人規程集の総記に明示し、法人ホームページなどを通じて周知を図っている。【資料 5-1-2】 【資料 5-1-3】

「新しい価値を創造する実学系教育を通じ地域社会からの期待に応え、一人ひとりが輝く、北海道の発展に寄与する人材を育成する。」

- ・また、適切なガバナンスを確保し、時代の変化に応じた大学づくりを推進するため、自主的な行動規範である「北海道科学大学ガバナンス・コード」を策定し、これを規範とした運営を行うことで、私立学校としての自主性を確立するとともに、教育機関に求められる公共性を高めるための組織体制を構築し、法令遵守に関する諸規程を整備して社会の要請に応え得る経営を行っている。【資料 5-1-4】～【資料 5-1-11】
- ・経営の規律と誠実性を維持するため、平成 22(2010)年度より、理事長の下に内部監査室を設置している。また、令和 2(2020)年度には、監事の監査機能の強化のため、常勤監事を置き、常勤監事 1 人を含む監事 3 人、公認会計士及び内部監査者の 3 者による監査結果について、意見交換を行うことができる体制とした。【資料 5-1-12】 【資料 5-1-13】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 5-1-1】 学校法人北海道科学大学寄附行為
- 【資料 5-1-2】 学校法人北海道科学大学経営理念
- 【資料 5-1-3】 法人概要→経営理念 <https://ed.hus.ac.jp/about/rinen/>
- 【資料 5-1-4】 北海道科学大学ガバナンス・コード
- 【資料 5-1-5】 学校法人北海道科学大学ハラスメントに関する規程
- 【資料 5-1-6】 学校法人北海道科学個人情報保護に関する規程
- 【資料 5-1-7】 倫理委員会規程
- 【資料 5-1-8】 公的研究費の管理・監査に関する規程
- 【資料 5-1-9】 利益相反マネジメント規程
- 【資料 5-1-10】 学校法人北海道科学大学公益通報者の保護等に関する規程
- 【資料 5-1-11】 情報公表 <https://www.hus.ac.jp/public-info/>
- 【資料 5-1-12】 学校法人北海道科学大学監事監査規程
- 【資料 5-1-13】 学校法人北海道科学大学内部監査規程

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

- ・寄附行為に規定する最高意思決定機関として理事会及びその諮問機関として評議員会を設置し、理事会のもとに管理運営に必要な組織として「理事長・学長政策室」及び「事務局」を、教育組織として各設置校を置いて、目的達成のための運営体制を整えている。【資料 5-1-1】 【資料 5-1-14】
- ・平成 30(2018)年 4 月に、北海道科学大学と北海道薬科大学を統合し、4 学部 13 学科に改組するとともに、大学院に薬学研究科臨床薬学専攻（博士課程）、保健医療学研究科看護学専攻、リハビリテーション科学専攻及び医療技術学専攻（修士課程）を設置した。令和 2(2020)年度には、地域における医療や福祉の現場で多職種と連携、協

働ける保健師養成をめざし、北海道科学大学公衆衛生看護学専攻科を設置するとともに、令和元(2019)年度に完成年度を迎えた大学院保健医療学研究科3専攻を基礎として保健医療学研究科保健医療学専攻(博士後期課程)を設置している。【資料5-1-15】

- ・法人全体の将来構想、財政計画及び各設置校の将来構想を検討するために「将来構想検討委員会」を平成30(2018)年9月に法人内に設置した。将来構想検討委員会では、2030～40年頃の社会環境の変化を踏まえ、法人が永続的に地域・社会のニーズに応え、地域に貢献する有意な人材を育成するための「法人の継続的発展が可能なグランドデザイン」「法人の財政計画」「各設置校の将来像」の3つを柱として議論を重ね、「北海道科学大学高等学校の将来構想について(第1次答申)」の提出以降、計5回にわたり理事長へ答申を行った。将来構想検討委員会の答申を踏まえつつ、更なる北海道科学大学の将来検討を行うため、令和元(2019)年9月に、大学内に「北海道科学大学将来検討委員会」を設置し、引き続き学部学科の改組及び新設に関する事項などの協議・検討を行っている。【資料5-1-16】 【資料5-1-17】
- ・理事長・学長政策室及び事務局は各設置校と連携して、平成30(2018)年11月の中央教育審議会答申である「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」の趣旨を踏まえ、2040年頃の社会変化を見据えた新たな将来像・運営方針である「HUS グランドデザイン2040」を策定した。また、改正私立学校法(令和2(2020)年4月1日施行)の趣旨を踏まえつつ、法人創立90周年である平成26年(2014)年に策定した中長期のビジョンである100周年ブランドビジョン「2024年までに、基盤能力と専門性を併せ持つ人材を育成し、地域と共に発展・成長する北海道No.1の実学系総合大学を実現」するための中期的な計画として、「中期事業計画(平成27(2015)～31(2019)年度)」に続く「中期事業計画(令和2(2020)～6(2024)年度)」を策定するとともに、中長期計画に基づく具体的な単年度ごとの事業計画を策定している。【資料5-1-18】
- ・令和6(2024)年度の法人創立100周年に向け、100周年ブランドビジョン、シンボルマーク、スローガンを策定するとともに、ブランド委員会及びブランド委員会の下部組織である専門部会(ブランド・アクションプロジェクト)を立ち上げ、ブランドビジョンの実現に向けて活動している。【資料5-1-19】

【エビデンス集・資料編】

【資料5-1-1】 学校法人北海道科学大学寄附行為

【資料5-1-14】 学校法人北海道科学大学組織図

【資料5-1-15】 大学総合案内 <https://www.hus.ac.jp/info/>

【資料5-1-16】 学校法人北海道科学大学将来構想検討委員会規程

【資料5-1-17】 将来検討委員会開催要領

【資料5-1-18】 学校法人北海道科学大学令和3(2021)年度事業計画書

【資料5-1-19】 ブランドアクションブック2019、ブランドアクションカード

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

- ・「環境マネジメントシステムに関する基本規程」を定め、ISO14001規格の要求事項を準用し平成18(2006)年度から運用をしてきたが、平成30(2018)年度の北海道薬科

大学との統合を契機に、教育研究領域の多様化に対応するため、環境方針及びISO14001規格準用の見直しを進め、平成31(2019)年4月1日付の施行で規程を改正した。【資料5-1-20】

- ・環境保全について、環境教育活動として毎年FD委員会と共催で環境特別講演会(表5-1-1)を開催してきた。令和2(2020)年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために中止とした。また、本学の環境への取組みについてホームページ上で公開している。【資料5-1-21】

表5-1-1 環境特別講演会 実施状況

年度	講師	講演題目
平成26 (2014)年度	増田 泰	「北海道の中の世界自然遺産・知床」 ～遺産としての価値と保全のための取組～
平成27 (2015)年度	木村 恵理	「世界を取り巻く水の環境」 ～途上国の事例から～
平成28 (2016)年度	鯨岡 史歩	「2020年のその先を見据えて」 ～環境先進都市をめざす取組～
平成29 (2017)年度	南川 雅男	「気候・環境・人をつなぐ社会」 ～地球との共生を考える～
令和元 (2019)年度	近久 武美	新しいエネルギー社会への挑戦

- ・本学の省エネルギーの取組みとして、体育館「HIT ARENA」では、太陽光パネルを壁面に設置、地中熱エネルギーを利用した冷暖房システム、薬学部棟(B棟)内実験動物室では、堆雪場の雪氷エネルギーを利用した地中熱利用空調システム、中央棟(E棟)では、太陽光発電・蓄電システムの導入、ガスコージェネレーションシステムによるCO₂排出量の削減を図るなど、地球環境への負担の軽減、循環型社会の実現をめざした施設整備を実践している。【資料5-1-20】
- ・体育館は平成25(2013)年4月に札幌市から基幹避難所の指定を受けており、平成30(2018)年9月6日(木)未明に発生した「北海道胆振東部地震」に際しては、学生や近隣住民に対して、食料配布や炊き出しなどの食事提供が行われた。また、天然ガスにより発電、電力供給できる本学中央棟(E棟)を北海道が広域停電中の9月6日(木)～7日(金)の2日間開放し、24時間体制で携帯電話の充電サービスや、ラウンジなどの休憩スペースを提供した。【資料5-1-22】
- ・本学の校舎は、設備の点検日や大学入学共通テスト期間などを除き通年24時間の利用が可能であることから、「平日の夜間及び休日の校舎の利用に関する要領」を定め、講義棟(A棟)・中央棟(E棟)及び駐車場に警備員を24時間配備している。【資料5-1-23】
- ・安全への配慮については、防火その他災害対策、施設物品の維持管理を含む「消防計画」を定め、「防火・防災管理対策委員会」を設置し、毎年時期を定めて全学的な防火訓練及び防災訓練を実施している。令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症防止の観点から防火訓練(学生を含めた全学的な避難訓練)は中止したが、12月に感染症対策を踏まえた冬季避難所運営訓練・演習を実施した。【資料5-1-24】 【資料5-

1-25】

- ・各実験室・演習室には、それぞれの「安全点検マニュアル」を掲示し、万一の事故に備えて被害を最小にとどめるような措置を講じている。【資料 5-1-26】
- ・学生及び教職員が、快適な環境のもとで勉学、教育・研究及び職務を遂行できるよう「ハラスメント対策に関する規程」を制定し、「人権委員会」において、ハラスメントの発生防止活動及びハラスメントに関する申告者の相談窓口として対応を行っている。ハラスメントの発生防止活動としては、リーフレットの作成と教職員向けに年 1 回講演会を開催している。【資料 5-1-5】 【資料 5-1-27】 【資料 5-1-28】

表 5-1-2 人権委員会特別講演会 実施状況（直近 5 か年の状況）

年度	講師	講演題目
平成 28 (2016)年度	萩原 拓	発達障害の理解と障害者差別解消法
平成 29 (2017)年度	渡邊 良平	発達障害者の就職支援と雇用状況 発達障害が疑われる学生の就労状況等を理解し、一般就労を促進させる
平成 30 (2018)年度	渡邊 紀子	学生とのコミュニケーションのコツ ～ハラスメントにつながらないよう留意すべきこと～
令和元 (2019)年度	斉藤 美香	発達障害（傾向）を有する学生への理解と対応
令和 2 (2020)年度	布施 泰子	数字で見る大学生のメンタルヘルス 【保健管理センター・学生支援センターと共催】

- ・本学において発生し得る様々な不安全事象（災害、事件、事故、人権侵害、感染症、業務上の過失等）に伴う危機に対し、迅速かつ的確に対処するため「危機管理規程」を制定し、「危機管理委員会」について定めるとともに、緊急時には迅速に「危機対策本部」を設置することとしている。【資料 5-1-29】
- ・新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、令和 2(2020)年度には危機管理委員会を 10 回、危機対策本部会議を 17 回開催し、感染者の行動履歴の把握、2 次感染の防止対策などを迅速に行うことで、23 例（5 月 1 日現在）に及ぶ感染者が発生したにも関わらず、学内での 2 次感染は 1 件も生じさせることはなく、現在に至っている。また、法人の危機管理規程に基づき、法人全体を包含する「感染拡大防止に関する行動基準」を令和 2(2020)年 3 月に策定して以降、現在も感染状況等を踏まえて随時改訂を行っている。【資料 5-1-30】 【資料 5-1-31】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-5】 学校法人北海道科学大学ハラスメントに関する規程

【資料 5-1-20】 環境マネジメントシステムに関する基本規程

【資料 5-1-21】 環境への取組み <https://www.hus.ac.jp/info/activity/environment.html>

【資料 5-1-22】 「平成 30(2018)年北海道胆振東部地震」について
https://www.hus.ac.jp/hit_topics/2018/09/201809142981.html

【資料 5-1-23】 平日の夜間及び休日の校舎の利用に関する要領

【資料 5-1-24】 消防計画

【資料 5-1-25】 感染症対策を踏まえた冬季避難所訓練・演習実施

https://www.hus.ac.jp/hit_topics/2020/12/202012184339.html

【資料 5-1-26】 安全管理／点検マニュアル（目次）

【資料 5-1-27】 人権委員会規程

【資料 5-1-28】 在学生情報サイト HUS ナビ→ハラスメントガイドライン

【資料 5-1-29】 危機管理規程

【資料 5-1-30】 新型コロナウイルス感染症に関する特設サイト

<https://www.hus.ac.jp/info/activity/covid-19.html>

【資料 5-1-31】 新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止に関する行動基準

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・「北海道科学大学ガバナンス・コード」に基づく大学運営と自己点検・評価活動との緊密な連携を図るための方策を検討していく。
- ・「中期事業計画（令和 2(2020)～6(2024)年度）」及びその具体的な計画である単年度ごとの事業計画を確実に実行し、「100 周年ブランドビジョン」を実現するため、各事業の進捗状況、達成度を把握することに加え、在学生、保護者、高校生といったステークホルダーごとに「北海道の発展・成長に最も貢献する大学としての評価」(Sub-KGI)、ステークホルダーの評価につながる KPI（重要活動評価指標）及び各設置校において令和 6(2024)年度までに達成する数値目標を設定している。今後は、事業の進捗や成果を定性的・定量的に把握し、改善に繋げていく PDCA サイクルの構築を進めていく。
- ・本学の具体的な将来像の検討を進めるため、「北海道科学大学将来検討委員会」内に教員及び職員で構成されるワーキング・グループを設置し、学部ごとの将来像の検討を進めていく。
- ・環境活動については、環境マネジメントシステムの充実を図る。また、本学において発生し得る様々な危機に迅速、かつ的確に対処するため危機管理体制の実効性を高め、個別事象に対応する体制の充実・向上に努める。
- ・全教職員、学生、ステークホルダーを対象とした様々なブランディング活動は、令和 6(2024)年度 100 周年ブランドビジョン達成に向けて着実にその歩みを進めているが、北海道における北海道科学大学の立ち位置を確立するためブランディング関係組織の再編成を行い、更なる強化を行う予定である。また、過去に将来構想検討委員会、ブランド・アクションプロジェクトに携わった教職員を年齢に関係なく、副学長、部長職などの大学を運営する要職におき、ブランディングの強化を組織的に進めている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

- ・理事会は「理事会会議規則」に則り、毎年度3月、5月、9月、12月に開催し、法人の業務を決し、理事の職務執行を監督している。評議員会は評議員会会議規則及び寄附行為第19条に基づいて毎年度3月、5月、9月、12月に開催している。寄附行為第21条に基づく諮問事項は、あらかじめ評議員会の意見を聞き、理事会において決定することとしている。理事会、評議員会は前述の開催以外に審議すべき事案が生じた場合には、理事長の招集により速やかに開催している。令和2(2020)年度の理事会は、学校法人のガバナンス強化のため、7月と10月にも開催し、表5-2-1のとおり、理事会、評議員会とも良好な出席状況のもと適切に運営している。【資料5-2-1】～【資料5-2-4】

表5-2-1 理事会、評議員会への出席状況

開催日	理事会	評議員会
令和2(2020)年5月28日	出席17人 欠席2人 (出席率 89%)	出席42人 欠席0人 (出席率 100%)
令和2(2020)年7月16日	出席17人 欠席0人 (出席率 100%)	—
令和2(2020)年9月17日	出席17人 欠席0人 (出席率 100%)	出席42人 欠席0人 (出席率 100%)
令和2(2020)年10月22日	出席16人 欠席1人 (出席率 94%)	—
令和2(2020)年12月17日	出席16人 欠席1人 (出席率 94%)	出席41人 欠席1人 (出席率 98%)
令和3(2021)年3月24日	出席17人 欠席0人 (出席率 100%)	出席38人 欠席4人 (出席率 90%)

※表決書提出者は出席者に含む。また、出欠数には監事を含む。

- ・法人の最高意思決定機関である理事会や諮問機関である評議員会の運営を円滑に行うため、寄附行為第16条に基づき常任理事会を設置し、重要事項を除き審議・決定し、その結果を理事会に報告している。また、法人の管理運営及び将来計画、その他重要事項の策定に関し、理事長の諮問機関として「運営協議会」を設置し、理事長の諮問事項のほか、理事会、評議員会に諮る重要案件を事前に協議し、提案内容を調整するとともに、全体の意見調整を行っている。常任理事会は、理事長、専務理事、常務理事、常勤の理事で構成し、「常任理事会会議規則」では月1回開催することとしているが、迅速な意思決定を諮るため、令和2(2020)年度は23回開催し、令和3(2021)年度も月2回の開催を予定している。また、理事会から委任される業務決定の権限は「理事会業務委任規程」に規定している。【資料5-2-5】【資料5-2-6】
- ・寄附行為第7条の2に「理事長の命を受けた特定部門の業務を担当し、理事長及び専務理事不在のときは、その業務を代理する者」を定め、常務理事4人を配置している。その担当業務は「常務理事の担当業務に関する内規」に規定している。【資料5-2-7】
- ・法人の管理運営に関わる役員(理事・監事)と評議員の選任に関しては、寄附行為の定めにより、理事14人、監事3人、評議員39人を選任し、理事の中から理事長1人、常務理事4人を選任するとともに、あらかじめ理事長の職務の代理又は代行する理事を指名している。理事の構成員の中には、法人の職員以外に学外からの理事が複数含

まれており、また、監事3人の内2人は、学外有識者から選任している。

- ・ 寄附行為第6条で理事長、第7条で専務理事、第7条の2で常務理事の選任について定めている。また、第11条で理事、第12条で監事、第17条で評議員の選任方法等を表5-2-2のとおり定めている。

表 5-2-2 理事、監事、評議員の選任方法

理事（10人以上21人以内）	
1号理事	北海道科学大学学長、北海道科学大学高等学校長（2人）
2号理事	寄附行為第17条第2号及び第4号評議員のうちから評議員会において選任された者（2人以上8人以内）
3号理事	法人に縁故ある学識経験者又は功労者の中から1号・2号理事の過半数により選任された者（6人以上11人以内）
監事（2人以上4人以内）	
	法人の理事、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
評議員（24人以上48人以内）	
1号評議員	法人の職員のうちから選任される者（10人以上20人以内）
2号評議員	法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上のうちから選任される者 (4人以上8人以内)
3号評議員	1号及び3号の理事のうちから選任される者（5人以上10人以内）
4号評議員	法人に関係のある学識経験者又は有識者（5人以上10人以内）

- ・ 理事、評議員、監事等の構成及び役割は適正であり、理事長から各所属長への権限移譲も明確になされていることから、戦略的に意思決定ができる体制は整備できている。

【資料 5-2-8】

- ・ 学長の選考については、「学長選考規程」で規定している。【資料 5-2-9】
- ・ 高校経営の強化を目的として、1号理事に高校の校長を加えること、また、法人運営に関して外部の方からより多くの意見を取り入れるため、外部理事である2号理事の定員を増やすこと、さらに教育の内部質保証の観点から教学監査も重要なため、監事の定員を増やすことなどを目的に平成30(2018)年3月26日の理事会で寄附行為の変更について審議のうえ申請し、令和元(2019)年7月12日付で文部科学省から認可された。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-2-1】 学校法人北海道科学大学理事会会議規則

【資料 5-2-2】 学校法人北海道科学大学評議員会会議規則

【資料 5-2-3】 理事会、評議員会、常任理事会の開催状況

【資料 5-2-4】 理事会、評議員会の表決書

【資料 5-2-5】 学校法人北海道科学大学常任理事会会議規則

【資料 5-2-6】 学校法人北海道科学大学理事会業務委任規程

【資料 5-2-7】 学校法人北海道科学大学常務理事の担当業務に関する内規

【資料 5-2-8】 学校法人北海道科学大学理事の担当職務（令和 3(2021)年 5 月 26 日現在）

【資料 5-2-9】 学校法人北海道科学大学学長選考規程

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・法人の役員、理事等の役割を明確に定めており、大学の使命・目的を達成するための管理運営体制は適切に機能している。本学の教育目的達成のために、本学の基本姿勢に基づいたビジョンと中期事業計画に則り、学長の強いリーダーシップのもと「理事会」と連携をとりながら、実学系教育を通じ地域社会からの期待に応える大学として更なる教育研究の水準向上をめざしていく。
- ・令和元(2019)年度における理事会等は、私立学校法及び寄附行為に基づいて適切な運営を図っており、使命・目的の達成に向けて問題なく機能しているが、今後は管理運営体制が適切に機能しているか検証し、更なる充実を図るため継続的に検討していく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

- ・法人は、本学のほかに「北海道科学大学短期大学部」「北海道科学大学高等学校」「北海道自動車学校」の計 4 校を設置している。各設置校の連携を密にするため、常任理事会、運営協議会を設置し、十分な意思疎通のもとに管理部門と教学部門間の連携を図っている。
- ・運営協議会は、理事長、専務理事、常務理事、学長、副学長、短期大学部長、校長、副校長、事務室長、事務長、事務局の事務局長、各部長（総務部、学務部、財務部、入試・地域連携部）、理事長・学長政策室長、内部監査室長で構成し、「運営協議会規程」に基づき、月に 1 回開催を原則としている。【資料 5-3-1】
- ・常務理事（教学担当を除く）、理事長・学長政策室長、事務局長、部長、内部監査室長、次長、事務室長、副室長及び事務長による「法人業務会議」（月 1 回開催）を設置し、定期的に設置校の教育活動及び管理運営状況等について情報の共有化を図っている。

【資料 5-3-2】

- ・法人及び大学の改革を推進するため、従前の理事長、常務理事、学長、副学長、理事長・学長政策室長で構成されていた「理事長・学長合同定例会」を BD ミーティング（ボード・ディベロップメントミーティング）として見直し、上記メンバーに常勤監事を含めた構成で、毎月第 1・3 火曜日に開催、法人の中核となる大学運営に関するテーマを中心に課題の解決に向けた活発な意見交換を行っている。

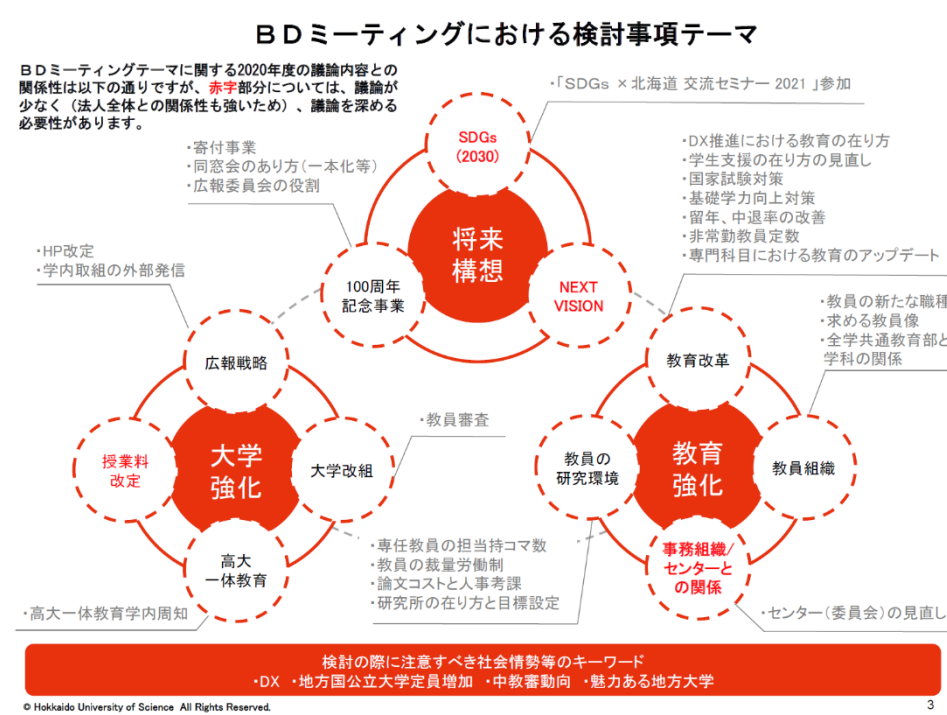


図 5-3-1 BD ミーティングにおける検討事項

- 大学の管理運営は私立学校法、学校教育法に基づいており、責任者として法人側に理事長、大学側に学長を置いている。法人の管理運営は、寄附行為、組織規程及びこれら規程に基づき定めた関連規程等に則って行っている。
- 学長は、寄附行為上、その職制により理事となり、理事会に出席し、また、評議員として評議員会に出席して、法人の意思決定に参画するとともに、大学の責任者として意見を述べることができ、教学に関する事案を協議し、その対応や解決策などに向けて有機的な連携を図っている。
- 大学の教学運営は学則、大学院学則及びこれら規程に基づき定めた関連規程等に則って行っている。事務部門の管理運営は、「学校法人北海道科学大学事務組織規程」に則って行っている。【資料 5-3-3】～【資料 5-3-5】
- 教職員の提案などをくみ上げる仕組みとしては、各学科及び事務組織の業務効率化を推進し、業務負担の軽減と、より効果的な業務へ注力することによって、大学総体としての成果向上と教職員の働き方改善をめざす「大学業務効率化プロジェクト」がある。【資料5-3-6】
- 学内の教職員を起点に学内外の人や企業、グループと連携し、これまで実施してきたプロジェクトやこれから始める新しいプロジェクトなどに対して、学校法人北海道科学大学グループ個々人の「やりたい」という思い・アイデアを組織としてサポートする「+PIT(Professional Innovation Team)プロジェクト」を行っている。【資料5-3-7】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-3-1】 学校法人北海道科学大学運営協議会規程

【資料 5-3-2】 学校法人北海道科学大学法人業務会議規程

【資料 5-3-3】 学則

【資料 5-3-4】 大学院学則

【資料 5-3-5】 学校法人北海道科学大学事務組織規程

【資料 5-3-6】 大学業務効率化プロジェクト

【資料 5-3-7】 +PIT プロジェクト特設サイト <https://ed.hus.ac.jp/plus-pit/>

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

- ・学長のほか、理事である副学長も理事会、常任理事会に出席しており、大学の情報や課題等は理事会、常任理事会に逐次報告され、外部理事を含めた全ての理事が確認している。また、理事会、常任理事会の情報や決定事項等は、学長、副学長を通して学内の企画運営会議に報告されており、加えて法人の運営協議会には学長、副学長、学部長が参加するなど、法人及び大学の管理運営機関が相互チェックする体制を整備しており、適切に機能している。
- ・監事監査規程を定め、監事の監査機能について規定している。寄附行為の監事定数は2人以上4人以内であり、「監事は、この法人の理事、職員（学長（校長）、教員、その他の職員を含む。）又は評議員以外の者であって、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と定めている。平成30(2018)年5月に、2人の外部有識者が非常勤の監事として就任していたが、令和2(2020)年4月には常勤の監事1人が就任している。監事の任期は4年となっている。監事は、理事会、常任理事会及び評議員会に出席し、法人の業務の監査等を行っている。また、寄附行為に「この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出すること、理事会に出席して意見を述べること」を定めている。【資料 5-3-8】 【資料 5-3-9】
- ・評議員の定数は24人から48人であり、選任区分は、寄附行為により規定している（基準5-2 表5-2-2 理事、監事、評議員の選任方法参照）。評議員会の議長は、会議のつど評議員の互選で選任され、会の進行等を行っている。令和2(2020)年5月現在の現員は、第1号評議員18人、第2号評議員7人、第3号評議員6人、第4号評議員8人の合計39人であり、任期は4年である。令和2(2020)年度中に開催した評議員会の出席率は97%（書面による表決を含む）であり、良好な出席状況のもと適切に運営している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-3-8】 学校法人北海道科学大学監事監査規程

【資料 5-3-9】 監事による監査報告書

(3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

- ・管理部門と教学部門との管理運営体制と連携は適切に図られているが、急激な社会情勢の変化や要請に適応するため、理事長のリーダーシップのもと、現行の各組織の不断の点検を継続し、管理・運営体制の整備・充実に向けて、適宜、組織体制や諸規程等の見直しを行い、目的を達成するための機能的な体制づくりを推進していく。
- ・令和元(2019)年度の管理部門と教学部門における意思疎通と連携は、常任理事会及び運営協議会が中心的な役割を担っており適切に機能していることから、今後もこの体

制を維持していくため運営体制の整備と諸規程等の見直しを継続的に検討していく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

- ・施設設備を含めた将来計画として、平成 25(2013)年度から 5 年間で第 1 期、平成 30(2018)年度からおおよそ 10 年間で第 2 期とする「教学体制の再構築並びにキャンパス再整備計画」を策定し、学校法人及び設置校の名称変更、学部学科の改組改編、設置校の前田キャンパスへの移転及び移転に伴う校舎の新築・建替を進めてきた。
- ・平成 27(2015)年度からは 5 か年の中期事業計画及び事業計画を裏付ける財務計画を策定し、教育研究の充実、質向上のための施設設備の取得・更新等、法人の将来を見据えた集中的な投資を行うことで、競合校との差別化を図り、安定的な入学者の確保に繋げてきた。【資料 5-4-1】
- ・平成 30(2018)年 9 月に設置した将来構想検討委員会では、令和 6(2024)年に迎える法人創立 100 周年に向けた最重要事業として「高校の前田キャンパス移転による高大型教育の実現」を設定し、令和 2(2020)年 3 月開催の理事会・評議員会で承認されている。新校舎建設を中心とする施設設備整備計画及び高大接続プログラムの構築などの教育改革を着実に実行していくこととしている。【資料 5-4-2】
- ・法人創立 100 周年に向けて策定した中期事業計画(令和 2(2020)～6(2024)年度)では、法人の運営基盤の強化及び大学等の教育の質の向上に寄与する事業を戦略事業として選定し、重点的に予算配分を行っている。【資料 5-4-2】
- ・これらの事業を財務的に裏付けるとともに、将来にわたる安定的な財務基盤を確立するため、財務指標（人件費比率、教育研究経費比率、管理経費比率）による収支改善目標を設定し、令和 6(2024)年までに達成することとしている。支出の削減を図りながらも、教育の質を担保するため、教育研究経費の水準は一定水準を確保しつつ管理経費を重点的に削減し、収支均衡を目標としている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-4-1】 学校法人北海道科学大学中期事業計画（平成 27(2015)～31(2019)年度）

【資料 5-4-2】 学校法人北海道科学大学中期事業計画（令和 2(2020)～6(2024)年度）

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

- ・中期事業計画（令和 2(2020)～6(2024)年度）における財務計画では令和 6(2024)年までに達成すべき数値目標として、戦略的事業予算を除く経常支出において、人件費比率 53%以内、教育研究経費比率 38%、管理経費比率 9%以下を設定している。令和 2(2020)年度決算における各指標は、人件費比率 49.7%、教育研究経費比率 39.1%、

管理経費比率 8.2%であり、教育研究の充実と収支均衡はおおむね達成できているが、新型コロナウイルス感染症拡大による一部事業の中止や先送りによる支出減が要因として認められることから、次年度以降もその影響を注視していく必要がある。

- ・ 経常収支差額比率は平成 28(2016)年度から令和 2(2020)年度の 5 か年においておおむねプラスで推移している (図 5-4-1)。キャンパス再整備計画の実行に伴う資金支出は施設設備引当特定資産の取崩しにより賄われていることから、減価償却累計額に対する自己資金の積み上げが可能な収支バランスを確保しているといえる。



図 5-4-1 経常収支差額及び経常収支差額比率 5 か年の推移

- ・ 負債比率は、令和 2(2020)年度に比較的金利の高い市中銀行からの借入金を早期返済したことにより、前年度比 3.2 ポイント減の 12.8%となり、全国平均^{*1}(13.8%)を下回る水準まで低下している (図 5-4-2)。次年度以降は、高校の前田キャンパス移転事業に充てるための借入を計画しており、再び上昇することが見込まれる。

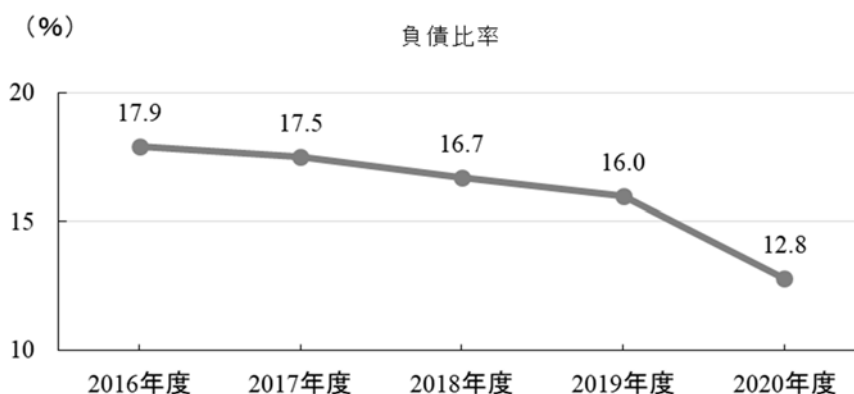


図 5-4-2 負債比率 5 か年の推移

- ・ 運用資産の保有状況を表す積立率は、平成 25(2013)年から計画的に進めている校舎建替及び新校舎建設による資金支出を伴いながらも、全国平均を上回る水準を維持してきた。令和 2(2020)年度は、新校舎建設費用の支払及び長期借入金の早期償還などの要因が重なり、74.9%で全国平均^{*1}(78.5%)を下回っている (図 5-4-3)。また、研究室の移転等のため、旧校舎の解体 (除却) を翌年度に先送りすることも、要積立額 (減価償却累計額) の増加要因となっている。



図 5-4-3 積立率 5 か年の推移

- ・高校の前田キャンパス移転事業費については、計画的に第 2 号基本金への組入れを行っている。
- ・第 3 号基本金については、学校法人北海道科学大学奨学基金として 10 億円を組み入れており、運用果実を学生・生徒の修学資金援助事業に充てている。低金利環境が長期化しており、運用利回りの低下が見込まれることから、事業予算の確保が今後の課題である。
- ・学生生徒等納付金比率は 80.1% で全国平均^{※2}の 75.1% を上回っている (図 5-4-4)。現状は学生・生徒を安定的に確保することができており、学生生徒等納付金比率の高さが収入の安定化につながっている。将来的には、社会情勢等の変化により学生・生徒の確保が難しくなることを踏まえ、財源の多様化による学生生徒等納付金収入のみに頼らない財務基盤の構築が必要になると認識している。

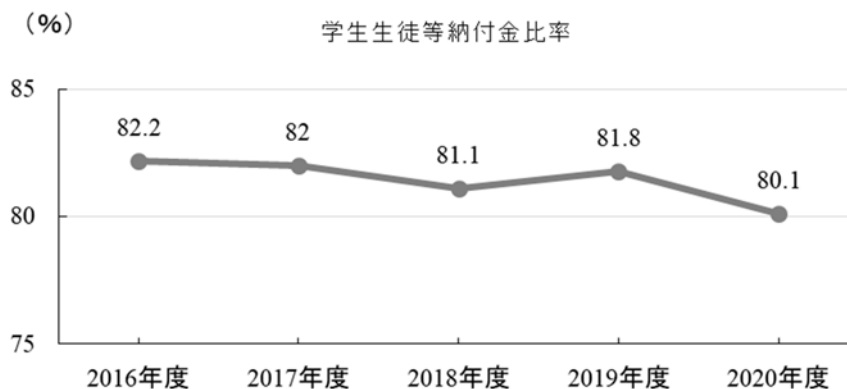


図 5-4-4 学生生徒等納付金比率 5 か年の推移

※1 私学事業団発行の「今日の私学財政」令和 2(2020)年度版における令和元(2019)年度の貸借対照表 (医歯系法人を除く) の値

※2 私学事業団発行の「今日の私学財政」令和 2(2020)年度版における令和元(2019)年度の事業活動収支計算書 (医歯系法人を除く) の値

【補助金】

- ・各種補助金の獲得を意識し、特に日本私立学校振興・共済事業団の経常費補助金一般補助及び特別補助の交付に大きく影響する「私立大学等改革総合支援事業」について

は、平成 25(2013)年度から申請を行い、平成 26(2014)年度から令和 2(2020)年度までの 7 年間連続採択となっている。【資料 5-4-3】

【外部資金】

- 令和 2(2020)年度に受入れた外部資金については、科研費 16 件 約 2,190 万円（間接経費含む）、受託研究 25 件 約 2,240 万円（間接経費含む）、奨学寄付金 28 件 約 1,380 万円、共同研究 22 件 約 1,630 万円、及びその他外部資金 7 件 約 532 万円で総計 98 件 約 7,972 万円を受入れた。【資料 5-4-4】

【寄付金】

- 平成 26(2014)年 4 月から教育環境の充実を図ることを目的に「寄付金取扱規程」を定め、広く一般から寄付金を募集することとした。平成 29(2017)年 10 月から平成 30(2018)年 3 月の間「開学 50 周年記念事業」を展開するための寄付金募集を行い 1,135 件、約 6,500 万円の寄付を頂いた。【資料 5-4-5】
- 令和元(2019)年度には、学生・生徒の自主活動を奨励することを目的とする「学生・生徒の自主活動支援寄付金」及び経済的理由によって学業の継続が困難と認められる学生・生徒に対して支援を目的とする「+Professional 奨学基金寄付金」の募集を開始し、令和 2(2020)年度、学生・生徒の自主活動支援寄付金は約 480 万円、+Professional 奨学基金寄付金は約 167 万円の寄付を頂いた。【資料 5-4-5】
- 令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活が困窮した学生・生徒への支援並びにオンライン授業等に伴う通信環境整備を支援する目的で「新型コロナウイルス感染症対策基金寄付金」を創設し、371 件、約 4,240 万円を頂き、学生・生徒へ生活支援金、通信環境整備支援金を給付した。【資料 5-4-5】
- 令和 6(2024)年度の法人創立 100 周年に向けた記念事業に係る寄付金の募集について、令和 3(2021)年 3 月 24 日の理事会において承認となり、令和 3(2021)年 6 月 1 日から募集を開始した。【資料 5-4-5】

【資金運用】

- 令和 2(2020)年度に改正した資金運用規程、資金運用細則に基づき、資金運用委員会において、資金運用方針・資金運用計画を策定し、理事会で承認を得た計画に基づいた資金運用を行っている。【資料 5-4-6】【資料 5-4-7】【資料 5-4-8】
- 資金運用にあたっては、元本回収の可能性の高い運用に限定し、さらに分散運用を行うことで無理のない、リスク管理を徹底した資金運用を実施しており、点検・評価部門を設け、執行状況を検証し、定期的に常任理事会、理事会等に報告することとしている。

【附属薬局】

- 平成 24(2012)年 4 月に法人の収益事業として「北海道薬科大学附属薬局」を開設し、平成 30(2018)年 4 月の大学統合により「北海道科学大学附属薬局」に名称を変更した。薬局事業は収益事業として運営するとともに、本学薬学部の 6 年制教育に必要な実務実習の受入れ施設としても機能している。【資料 5-4-9】

【その他】

- 学校法人が 100%出資する会社として「HUS サポート株式会社」を令和 2(2020)年 6 月に設立し、収益から寄付を受入れる新たな体制が整った。【資料 5-4-10】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 5-4-3】 文部科学省 平成 26(2014)年度～令和 2(2020)年度私立大学等改革総合支援事業の選定状況
- 【資料 5-4-4】 令和 3(2021)年度第 3 回企画運営会議資料（過去 5 年間の外部資金獲得状況）
- 【資料 5-4-5】 ご寄付のお願い <https://ed.hus.ac.jp/donation/>
- 【資料 5-4-6】 学校法人北海道科学大学資金運用規程
- 【資料 5-4-7】 学校法人北海道科学大学資金運用細則
- 【資料 5-4-8】 学校法人北海道科学大学資金運用委員会規程
- 【資料 5-4-9】 学校法人北海道科学大学附属薬局運営委員会規程
- 【資料 5-4-10】 HUS サポート株式会社 <http://www.hus-support.co.jp/>

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・平成 24(2012)年 12 月には、令和 6(2024)年の法人創立 100 周年に向けたブランドビジョンを打ち出し、新しい「学校法人北海道科学大学」像の方向性を示した。令和元(2019)年に策定した中期事業計画（令和 2(2020)～6(2024)年度）では、教育・研究の質向上に重点を置いた戦略事業の実施による競合校との差別化や、創立 100 周年記念事業の実行による学校法人ブランドの推進を重点施策として位置づけ、学生・生徒募集の更なる安定化を図ることとしている。これらの支出に対しては、財務指標の目標値を設定し予算統制を行うとともに、創立 100 周年記念事業寄付金の募集により、財務的な裏付けを確保する。
- ・将来的には、社会情勢の変化等により学生・生徒の確保が難しくなることを踏まえ、学生生徒等納付金収入のみに頼らない財務基盤の構築が必要になると認識している。積極的な寄付金募集活動の実施、外部資金の獲得強化、安全かつ効率的な資金運用などにより、財源の多様化を図っていく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

- ・会計処理については、学校法人会計基準に準拠して行っており、会計処理上での問題点が生じた場合は、随時、公認会計士に確認し、適切な処理を行うよう努めている。また、平成 27(2015)年度からの学校法人会計基準一部改正に対応するため、関係諸規程の改正や会計システムの変更を行い、さらに勘定科目の見直しを行った。

① 予算編成関係

予算編成においては、中期事業計画（令和 2(2020)～6(2024)年度）をもとに予算

編成方針を示し、各設置校はこの予算編成方針に従い、1月末までに第1次予算書を学校法人へ提出する。提出された第1次予算書の内容を各設置校とともに内容を精査して、2月末までに本予算書として取りまとめ、3月開催の「運営協議会」「常任理事会」「評議員会」「理事会」で承認を得ている。3月末の理事会で承認された予算において、その後、入学者及び就学者の確定により、学生生徒等納付金が大きく減少することが見込まれる場合は、基本的には支出面でも減額の調整をする必要が生じることから、4月中に予算修正案を作成し、5月末の「評議員会」「理事会」で再度予算案を諮ることになる。補正予算については、上半期の予算執行状況と事業計画の見直しにより、12月に実施している。なお、12月の補正予算確定後、さらに補正が必要となる場合は3月に最終の補正予算を編成することとなる。令和2(2020)年度予算については、4月に入学者及び就学者数調査を行い学生生徒等納付金収入に与える影響は少ないと判断し、予算の修正は行わないこととしたが、その後、会計処理上の予算項目のみを反映させた補正予算案を作成して、9月17日の評議員会及び理事会で予算案を諮り承認された。さらに、上半期の予算執行状況について新型コロナウイルス感染症の影響から見直し、補正予算案を作成し、12月17日の評議員会及び理事会で予算案を諮り承認された。

② 予算執行関係

平成30(2018)年度より予算執行上の決裁権限委任基準を見直し、各設置校の内、大学、短大部においては、1件の支出額が100万円未満は課長、500万円未満は部長、1,000万円未満は学長、3,000万円未満は常務理事(財務担当)、3,000万円以上は理事長の承認を得ることに変更したことにより(旅費交通費、研究費等、勘定科目によっては、金額の多寡にかかわらず各設置校の長に権限が委譲されているものも一部ある)1件の支出額が1,000万円未満のものについては、学内の決裁により執行することが可能となっているが、必要性や価格等については厳正に精査し、原則として10万円以上の物品調達等は3者の見積り合わせをするなど適正な手続きを経ている。また、令和元(2019)年10月より前田キャンパスにおいて、Web物品購入サービス「ソロエルアリーナ」を試験的に導入し、主に研究費の予算執行手続きについて、電子決裁承認とした業務の効率化の検証を行っている。令和2(2020)年6月に、学校法人が100%出資の「HUSサポート株式会社」を設立したことにより、調達規程を見直し、物品調達手続きに係る特定指定業者とし手続きの簡素化を図っている。【資料5-5-1】【資料5-5-2】

なお、予算外項目の執行については原則として認めていないが、止むを得ない事情と判断した場合のみ、所定の手続きにより執行を認めている。

③ 経理関係規程

経理に関する基準や具体的な事務処理要領については、経理規程、予算執行規程、固定資産及び物品管理規程、固定資産会計要領及び調達規程を定めている。【資料5-5-3】～【資料5-5-8】

【エビデンス集・資料編】

【資料5-5-1】物品購入に伴うソロエルアリーナ利用説明会の実施について

【資料5-5-2】HUSサポート株式会社 <http://www.hus-support.co.jp/>

- 【資料 5-5-3】 学校法人北海道科学大学経理規程
- 【資料 5-5-4】 学校法人北海道科学大学予算執行規程
- 【資料 5-5-5】 学校法人北海道科学大学固定資産及び物品管理規程
- 【資料 5-5-6】 学校法人北海道科学大学固定資産会計要領
- 【資料 5-5-7】 学校法人北海道科学大学調達規程
- 【資料 5-5-8】 教育研究経費及び管理経費勘定科目一覧表

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

・監査については、次のとおり、監事、公認会計士及び内部監査室により適正に行われている。

① 監事による監査

例年、11月と翌年の5月の2回にわたり、法人及び各設置校における予算の執行状況等、会計処理の適正性について監査を実施しており、同時に法令、寄附行為、法人内諸規則等に照らしての理事の業務執行状況及び事業計画等の進捗状況についてもその適合性・適正性について監査を実施している。令和 2(2020)年度会計に関する監査状況は、表 5-5-1 のとおりである。【資料 5-5-9】

表 5-5-1 令和 2(2020)年度会計に関する監事による監査状況（法人資料）

実施日	監査内容	監査の状況
令和 2(2020)年 11月25日 11月26日 11月27日	財産状況の監査	法人と各設置校における予算の執行状況及び取引業者の選定と契約内容の適正性、財産の管理状況の妥当性、資産・負債の含み損益把握の適切性、基本金の適正性、収入・支出超過等の把握と中長期的視点に立った財務状況の健全性及び収益事業の決算について監査を実施した。
令和 3(2021)年 5月21日		(監査結果) 関係理事と関係職員立会いのもとで監査を実施した結果、適正に処理、執行していることが確認された。 (公認会計士との連携の状況) 公認会計士の監査状況について、令和 3(2021)年 5月 21 日に公認会計士から監査結果の概要について報告を受けている。

②公認会計士による監査

私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査は、中間監査及び期末監査として、学校法人において、4～5 日間、1 日 3～6 人により、資産関係の取得等に係る稟議書、理事会及び評議員会の議事録、収支に係る証憑類等の確認、基本金台帳、固定資産明細表、財産目録等の監査を実施している。また、実地監査では、先に実施した中間監査の情報を基に資産関係の現物確認、外部資金等（委託研究）受入・執行状況、勤怠等についての監査を実施している。さらに、期末現金・預金監査では、会計年度終了時点（3 月末日）での現金確認、預金証書等の現物確認や各銀行から取り寄せた残高証明との照合等の監査を実施している。令和 2(2020)年度会計に関する監査状況は、表 5-5-2 のとおりである。

表 5-5-2 令和 2(2020)年度会計に関する公認会計士による監査状況

実 施 日	人 数	内 容
令和 2(2020)年 11 月 9 日～13 日	延べ 18 人	中間監査
令和 3(2021)年 3 月 11 日～12 日	4 人	実地監査
令和 3(2021)年 4 月 7 日	1 人	期末現金・預金監査
令和 3(2021)年 5 月 17 日～21 日	延べ 25 人	期末監査

③内部監査室による監査

業務・会計処理等の執行が適正かつ効率的に行われているかについて、主として内部統制の観点から業務監査、会計監査等を実施している。監査の実施については、監事及び公認会計士と情報交換を行うなど、三様監査の連携を図るとともに、監査対象部局への事前調査の結果を踏まえて実地監査を実施している。その結果、業務処理等における内部統制上に重大な不備、欠陥、誤謬等はなく、業務を適正に執行していることが確認されている。【資料 5-5-10】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-5-9】 監事による監査報告書

【資料 5-5-10】 公的研究費内部監査結果報告書

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

- ・学校法人会計基準、学校法人北海道科学大学経理規程及びその他関連する諸規程に則り引き続き適正に会計処理を行うとともに、監事・公認会計士・内部監査室が連携した三様監査体制のもと、より一層厳格な業務処理・会計処理をめざしていく。

【基準 5 の自己評価】

経営の規律と誠実性については、自主的な行動規範である「北海道科学大学ガバナンス・コード」を定めるなど、その維持に努めており、使命・目的の実現への継続的努力及び環境保全、人権、安全への配慮を行っている判断している。

理事会の機能については、常任理事会の月 2 回開催など、使命・目的の達成に向けて円滑に意思決定ができる体制が整備できていると判断している。

管理運営の円滑化と相互チェックについては、運営協議会や BD ミーティングの月 2 回開催などにより、法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化に努めており、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性を保持していると判断している。

財務基盤と収支については、過去 5 か年の経常収支差額がおおむねプラスで推移しており、現状の収支バランスは問題ないと判断している。また、将来に向けた安定的な財務基盤構築のための方策として、令和 2(2020)年度以降の中期財務計画においては財務指標に基づく厳格な予算統制を行い経常的な収支の均衡を図るとともに、創立 100 周年記念事業寄付金を含む積極的な寄付金募集活動や安全かつ効率的な資金運用など、財源の多様化を図るための施策を計画しており、中長期的な計画に基づく適正な財務運営が確立していると判断している。

会計については、会計処理の適正な実施、並びに三様監査の体制整備と厳正な実施を

していると判断している。

以上のことから基準 5. 経営・管理と財務を満たしていると認識している。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

- ・内部質保証に関する全学的な方針として、『本学の「建学の精神」、「基本理念」、「使命・目的」に基づき、教育・研究・社会貢献など大学の諸活動について、自ら点検・評価を行い、その結果を踏まえて、質の向上に向けた恒常的な改善・改革を推進するとともに、その結果を公表すること』を基本とする「内部質保証の方針」を、令和 2(2020)年に策定し、学内外に公開している。【資料 6-1-1】
- ・全学における内部質保証の推進に責任を負う組織として、学長を委員長とする自己点検・評価委員会を置いている。【資料 6-1-1】
- ・自己点検・評価委員会は、毎年度実施される各学部・研究科及び各部門の自己点検・評価の結果を検証し助言するとともに、全学における教育研究活動等の有効性を検証し、その検証結果を踏まえた改善を恒常的かつ継続的に実施し、3年に一度自己点検・評価報告書を作成し公表している。【資料 6-1-2】
- ・自己点検・評価委員会の下部組織となる自己点検 IR 委員会は、学科、専攻、及び学内各部署で作成された教学情報を自己点検・評価結果に集約するとともに、教学 IR に関するデータの整理分析を行っている。【資料 6-1-3】
- ・各学部・研究科及び各部門は、Double PDCA Cyclic Loops に基づいて自律的な自己点検・評価を毎年行い、学科教育自己点検レポート（各学科・専攻）及び自己点検レポート（各部門）を作成し、自己点検・評価委員会へ報告している。【資料 6-1-1】
- ・自己点検・評価の結果を客観的に検証するため、外部評価委員会による外部評価を実施している。【資料 6-1-4】
- ・北海道薬科大学との統合を契機に、全学的な点検評価機能を明確にし、また機関別認証評価第 3 クールの評価基準に準拠するため、平成 30(2018)年度に自己点検・評価規程を改訂した。【資料 6-1-2】

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-1-1】 内部質保証の方針 <https://www.hus.ac.jp/info/activity/evaluation.html>

【資料 6-1-2】 自己点検・評価規程

【資料 6-1-3】 自己点検 IR 委員会規程

【資料 6-1-4】 外部評価規程

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・従前より発展的に継続してきた Double PDCA Cyclic Loops に基づく現在の自己点検・評価体制を内部質保証の確立に繋げることが今後の重要な課題である。
- ・機関別認証評価に準拠した自己点検・評価基準に加えて重点評価する独自基準の導入や、教職協働の浸透を目的とした部門間ピアレビューの導入など、大学運営の改善・向上につながる自己点検・評価の方策を検討する。
- ・これまでは認証評価受審前年度をめぐり外部評価を受審してきたが、今後はテーマごとにコンパクトな外部評価を継続的に受審するなどの方策を検討する。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

- ・過去に実施した自己点検・評価の結果、及び機関別認証評価受審結果については、大学名称変更以前の北海道工業大学のもの、及び大学統合以前の北海道薬科大学のものを含めて、大学ホームページ上の「大学評価」に集約して公開している。【資料 6-2-1】
- ・各学部・研究科及び各部門は、Double PDCA Cyclic Loops に基づいて自律的な自己点検・評価を毎年行い、学科教育自己点検レポート（各学科・専攻）及び自己点検評価レポート（各部門）を作成し、自己点検・評価委員会へ報告している。【資料 6-2-2】
【資料 6-2-3】
- ・大学運営については、日本高等教育評価機構の機関別認証評価基準に沿って毎年自己点検・評価を行い、全学的に集約した結果を自己点検・評価レポートとして学内公開している。平成 30(2018)年度には、直近 3 年間の自己点検・評価の内容をまとめた「自己点検・評価報告書」を作成し公開した。また、平成 30(2018)年度より、認証評価第 3 クールの基準に沿って自己点検・評価を行っている。【資料 6-2-4】
- ・三つのポリシーを起点とする学修成果、教育成果の点検は、本学のアセスメント・ポリシーに従い、機関レベル、プログラムレベル、授業科目レベルに加え学生の達成度自己確認の 4 つのレベルで毎年実施している。具体的には、4 月の学生調査と 7 月のポートフォリオ個別面談で学生の達成度確認を行うほか、7～9 月にカリキュラムと授業に関する点検を行い、12～1 月にかけてはシラバス点検を行う。各学科・専攻は、実施内容に基づき学科教育自己点検レポートを自己点検・評価委員会に提出し、2～3 月に実施される学科長総括報告会において報告する。集約した報告書は学内公開している。【資料 6-2-3】
- ・自己点検・評価の結果を客観的に検証するため、令和 2(2020)年 12 月 23 日に外部評価委員会による外部評価を受審し、結果の概要報告書を公開した。【資料 6-2-5】
- ・薬学部としては、分野別認証評価として、統合前の平成 29(2017)年度に薬学教育評価機構の第三者評価を受審し、適合判定を受けている。【資料 6-2-6】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 6-2-1】 大学評価 <https://www.hus.ac.jp/info/activity/evaluation.html>
- 【資料 6-2-2】 令和元(2019)年度自己点検・評価レポート
- 【資料 6-2-3】 令和 2(2020)年度学科教育自己点検レポート
- 【資料 6-2-4】 平成 30(2018)年度北海道科学大学自己点検・評価報告書
- 【資料 6-2-5】 令和 2(2020)年度外部評価報告書
- 【資料 6-2-6】 北海道薬科大学 平成 29(2017)年度薬学教育評価機構評価報告書

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

- ・自己点検 IR 委員会は、協調分散型の教学 IR を行う部署として、本学のアセスメント・ポリシーに則り、学生の能力伸長に関する調査・分析や学修成果・教育効果の可視化に関する業務を行っている。【資料 6-2-7】
- ・具体的には、学科教育自己点検会議の資料となる教育目的達成度調査、大学 IR コンソーシアム学生調査、及び PROG（汎用的技能測定試験）を実施し、それらの集計結果を学内に提供している。また、7月のポートフォリオ個別面談時に学生に提示するディプロマ・ポリシーの達成状況を可視化した資料(教育目的達成度の自己評価結果、科目成績と修得単位の積み上げ、PROG 結果)を、CDSS 上に提供している。【資料 6-2-8】
- ・平成 29(2017)年度より、卒業時の満足度などを含む卒業時学生調査を実施しており、経年変化を含めた集計結果を学内外に公開している。【資料 6-2-9】
- ・さらにディプロマ・ポリシーの妥当性の検証を目的として、令和元(2019)年度から翌年度にかけて、ディプロマ・ポリシーで示された能力・資質に設問を絞り本学卒業生の勤務状況に関する企業アンケートを実施して集計結果を公開している。併せて令和 2(2020)年度にはディプロマ・ポリシーの能力・資質に関する自己評価を回答する卒業生調査を直近 3 年間の卒業生を対象として実施した。【資料 6-2-10】【資料 6-2-11】
- ・平成 30(2018)年度の北海道薬科大学との統合を契機に、これまで重複のあった学生調査や外部試験の整理統合を行った。令和 2(2020)年度からは、卒業年次生については大学 IR コンソーシアム学生調査と従前の卒業時調査を統合した卒業時調査を行うこととした。【資料 6-2-12】【資料 6-2-13】
- ・これらの教学 IR データと集計結果については、自己点検 IR 委員会の構成員を通じて各学科に周知するとともに、学内情報共有サーバー上で情報共有している。また、自己点検・評価委員会の審議内容に応じ、委員会にて報告検討を行っている。さらに、学修成果及び学習活動の可視化の一環として、集計結果を学外公開している。【資料 6-2-14】
- ・学内データの一元化は未だなされていないが、実現に向けた最初のステップとして、学内情報共有サーバー上で調査別に配信されていた教学 IR データを一か所に集約し、「学科教育自己点検会議」用資料として学内公開することとした。【資料 6-2-15】
- ・大学教育に関する学生評価を教育改善に活用することを目的として、令和元(2019)年度「全国学生調査（試行実施）」に参加した。大学全体では 74%という高い回答状況であり、全国の同規模大学における同類学部の集計結果をベンチマークとして学部単位

で分析を行い、その結果を自己点検・評価委員会にて各学部にてフィードバックした。

【資料 6-2-16】

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-2-7】 令和 2(2020)年度第 1 回自己点検 IR 委員会議事録

【資料 6-2-8】 学修成果資料（個人データサンプル）

【資料 6-2-9】 情報公表→卒業時アンケート

<https://www.hus.ac.jp/upload/files/pdf/public-info/grad-question-2020.pdf>

【資料 6-2-10】 情報公表→令和元(2019)年度企業アンケート実施結果

<https://www.hus.ac.jp/upload/files/pdf/public-info/kigyo-question-2019.pdf>

【資料 6-2-11】 情報公表→卒業生調査

<https://www.hus.ac.jp/upload/files/pdf/public-info/grad-survey-2021.pdf>

【資料 6-2-12】 平成 29(2017)年度第 3 回自己点検 IR 委員会議事録

【資料 6-2-13】 令和 2(2020)年度第 5 回自己点検 IR 委員会議事録

【資料 6-2-14】 学修の実態や学修成果の評価に関すること

<https://www.hus.ac.jp/public-info/#14>

【資料 6-2-15】 平成 30(2018)年度第 3 回自己点検 IR 委員会議事録

【資料 6-2-16】 令和 2(2020)年度第 2 回自己点検・評価委員会議事録

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ IR 機能充実のための学内データの一元化や IR 専従職員の配置、さらに財務 IR との連携といった体制の整備について、継続的に検討を行う。
- ・ 自己点検・評価活動及び教学 IR 活動の報告（ダイジェスト版）は令和 3(2021)年度中には発行を行う。
- ・ 入学から卒業に至る教学に関するデータを整理分析し、学生個々の学修成果の評価や全学及び学科の教育成果を可視化し、学内共有や学外公開に活用できるよう、教務システムとの統合、教学 IR データのデータベース化、BI ツールの導入などを検討する。
- ・ 社会からの卒業生に対する評価、実社会で活躍する卒業生からの教育プログラムに対する評価が学修成果・教育成果の把握に重要と認識しており、これらの情報を確実に収集する方策について検討する。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

- ・平成 27(2015)年度の機関別認証評価受審の際に指摘された「改善を要する点」に加え、事前質問及び実地調査時の質問内容を集約し、これら指摘に対する履行状況と改善・向上方策に対する取組みを各部署が毎年点検し、次年度に向けた改善・向上方策を策定する形で自己点検・評価を行っている。【資料 6-3-1】
- ・各学部・研究科及び各部門から毎年提出される学科教育自己点検レポート（各学科・専攻）及び自己点検評価レポート（各部局）に基づき、学長は、改善が必要と思われる事項について当該組織の長に改善の実施を求め、当該組織の長は改善結果について自己点検・評価委員会に報告を行う。これらの過程を通じて、改善を促し、全学における内部質保証を推進している。【資料 6-3-2】
- ・三つのポリシーを起点とする学修成果、教育成果の点検については、提出された学科教育自己点検レポート及び学科長総括報告会での報告に対し、学長は、改善が必要と思われる事項について当該組織の長に改善の実施を求める。組織の長は、教育目的達成状況の評価とフィードバックの体制に基づく PDCA サイクルにより、永続的な改善をめざしている。【資料 6-3-3】
- ・平成 29(2017)年度には、平成 26(2014)年度に開設した学科が完成し、平成 30(2018)年度からはガイドラインに沿った新 3 ポリシーに基づく教学体制に移行した。新 3 ポリシー策定及びカリキュラム改編の際には、過去 3 年間のカリキュラム点検の反省点をフィードバックし、新 3 ポリシーを従前より明確な構成や文言に改めるとともに、アセスメント・ポリシーに基づく学修成果の評価を行うことを前提として、新カリキュラムを策定し、シラバスの書式を変更するなどの教務システムの変更を行った。【資料 6-3-4】
- ・平成 30(2018)年度には、三つのポリシーを踏まえた自己点検・評価に本学教職員以外の意見を取り入れるため、本学学生（各学部学科から代表者を選出）から本学の教育や施設面に関係する内容についての聞き取り調査を行った。【資料 6-3-5】
- ・令和 2(2020)年度には、卒業時調査において卒業する学生から寄せられた大学に対する要望等を各担当部署にフィードバックし、担当部署で検討された対応策を全学的に集約した。要望に対する大学としての回答については、調査の集計結果と合わせて大学ホームページやニュースレター、同窓会誌等を通じて卒業生・在学生に周知した。【資料 6-3-6】
- ・本学は改組・改編を継続して行っており、令和 3(2021)年度時点では薬学部薬学科、薬学研究科臨床薬学専攻博士課程、保健医療学研究科保健医療学専攻博士後期課程が設置計画履行中となっている。文科省の設置計画履行状況調査には誠実に対応しており、特段の意見・指摘は無い。【資料 6-3-7】
- ・平成 27(2015)年度の機関別認証評価受審の際に受けた「改善を要する点」については対応済であり、履行状況は「改善報告書」として平成 28(2016)年 7 月に日本高等教育評価機構に提出されている。現在進行中の中期事業計画（令和 2(2020)～6(2024)年度）は認証評価結果及びその後の自己点検・評価結果を踏まえて策定されている。【資料 6-3-8】

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-3-1】平成 29(2017)年度自己点検・評価レポート

- 【資料 6-3-2】 令和 2(2020)年度第 3 回自己点検・評価委員会議事録
- 【資料 6-3-3】 令和 2(2020)年度第 4 回自己点検・評価委員会議事録
- 【資料 6-3-4】 平成 29(2017)年度 3 ポリシー見直し・カリキュラム改編委員会議事録
- 【資料 6-3-5】 「3 つのポリシーをふまえた点検・評価」に関する学生インタビュー
- 【資料 6-3-6】 令和 2(2020)年度第 4 回自己点検・評価委員会議事録
- 【資料 6-3-7】 設置に係る設置計画履行状況報告書
- 【資料 6-3-8】 学校法人北海道科学大学中期事業計画（令和 2(2020)～6(2024)年度）

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・アセスメント・ポリシーに盛り込まれた評価のうち未整備のものについては、以下のように整備を進める。長期ループリックについては、令和 3(2021)年度の運用開始をめざして検討・整備を進める。「ディプロマ・ポリシーに定められた学修目標と学修成果・教育成果に関する情報」については、今後の学科教育自己点検会議において継続して検討を進められるよう点検項目の整備を行う。卒業生調査については、大学 IR コンソーシアム卒業生調査に参加するための準備を行う。
- ・自己点検・評価に関する本学独自基準、学科教育自己点検会議の年次スケジュールの早期設定、外部評価の定期実施化、内部質保証推進体制の充実、IR機能強化については、継続して検討を行う。

[基準 6 の自己評価]

自己点検・評価委員会をはじめとした、内部質保証のための組織と責任体制は整備されていると判断しているが、自己点検・評価を目的とした従来の体制を発展的に強化する検討を今後も継続する必要があると考えている。

教育に関する内部質保証のための学部、学科、研究科等の PDCA サイクルの仕組みについてはアセスメント・ポリシーを核として確立していると判断しており、今後は機能性を高めることが課題だと考えている。一方、大学運営を含む内部質保証に向けては、従来の Double PDCA Cyclic Loops を発展的に拡充し、中長期計画を踏まえた大学運営の改善・向上につながる取組みを強化していくことが必要であると考えている。

内部質保証の方針に基づき、自主的・自律的な自己点検・評価を実施しその結果の共有を行っている判断している。これまで IR などを活用した調査・データの収集と分析は、教育に関するものが主であったため、今後は大学運営の改善・向上につながるデータ活用を強化することも必要であると考えている。

以上のことから基準 6. 内部質保証を満たしていると認識している。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会連携

A-1. 社会連携

《A-1 の視点》

A-1-① 地域連携による貢献

A-1-② 社会への教育・研究の発信

A-1-③ 青少年に対する科学教育への貢献

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 地域連携による貢献

- ・平成 20(2008)年 3 月に手稲区及び手稲区連合町内会連絡協議会と本学による「地域連携協定」締結を皮切りに、上富良野町、猿払村、弘前市、幕別町、網走市、小樽市、北海道、新ひだか町、根室市と「地域連携協定」を締結し、様々な事業を行っている。令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった連携事業があったが、可能な限り連携事業を継続した。【資料 A-1-1】【資料 A-1-2】
- ・令和 2(2020)年 3 月から小樽市朝里中学校運営協議会におけるコミュニティスクール開設に向けた協議に、本学学生と教員が参加している。令和 2(2020)年 11 月には、朝里中学校の総合的な学習（SDGs 学習）において提案された催し「リユースプラザあさり」の運営に協力した。【資料 A-1-3】
- ・令和 2(2020)年 10 月に猿払村の若手職員と本学学生とが「地域活動と社会貢献」の授業内で交流を行った。オンラインを活用し、「大学と地域社会～北海道科学大学の取組みを中心に～」をテーマとして、大学の地域社会連携への取組みと、猿払村の魅力や職員の仕事について互いに紹介し合い、意見交換を行った。【資料 A-1-4】
- ・地域連携協定締結以前から、大学周辺町内会とは様々な交流を行っている。平成 12(2000)年から周辺町内会役員と学生支援センター関係者とが情報交換会を毎年行い、学生たちの生活マナーや交通ルール遵守などについて話し合いをしている。令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症のため交換会は実施せず書面による意見収集を行った。【資料 A-1-5】
- ・平成 11(1999)年から毎年春先に、協学会傘下のクラブに所属する学生・教職員と一部町内会とが合同で大学周辺の町内会のゴミ拾いを行っている。【資料 A-1-6】
- ・従来から「夢プロジェクト」（基準 2-4-①で記述）では地域に貢献する様々な学生の企画が採択されている。代表例として夢プロジェクトとして始動し現在ではボランティア局団体に移行した冬季ボランティア「雪かき隊」がある。【資料 A-1-2】
- ・平成 30(2018)年から手稲消防署と共同で行っている防火ステッカー事業において、本学学生がデザインした防火啓発ステッカーが手稲区内を走る郵便配達車に貼付され地域住民の防火予防に役立てられている。【資料 A-1-7】



図 A-1-1 手稲消防署防火啓発ステッカー

- ・手稲区及び手稲区連合町内会連絡協議会と締結している防災連携協定の活動の一環として、令和 2(2020)年 9 月に手稲区と合同防災訓練を実施した。本学の体育館は指定緊急避難場所兼指定避難場所（基幹）として地域の災害対応拠点を担っていることもあり、毎年合同訓練を実施している。【資料 A-1-8】
- ・「HUS キャンパスイルミネーション」を手稲区と共催で令和 2(2020)年 12 月に開催した。新型コロナウイルス感染症のためイベントは中止となったが、感染症と戦う医療従事者をはじめ困難に立ち向かう全ての方への応援と感謝の気持ちを込めて、青色の光のオブジェを本学に設置した。さらに、同年中止となった手稲区の恒例行事「ていね夏あかり」の提灯を本学正門前に設置した。また、手稲駅構内の情報交流スペース“あいくる”に光のオブジェを設置したほか、区民の方からのメッセージ動画の放映や、新年へ向けた学生・教職員メッセージの展示を行った。【資料 A-1-9】



図 A-1-2 大学正門前



図 A-1-3 手稲駅構内“あいくる”

- ・平成 20(2010)年 4 月に学術交流協定を締結している医療法人溪仁会手稲溪仁会病院から本学に PCR 検査機器借用の依頼があり、令和 2(2020)年 5 月に新型コロナウイルス PCR 検査体制協力に関する調印式を行うとともに、無償貸与を行った。【資料 A-1-10】



図 A-1-4 新型コロナウイルス PCR 検査体制協力に関する調印式

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-1-1】 地域連携、防災連携、学術交流における連携協定書

【資料 A-1-2】 地域連携 https://www.hus.ac.jp/cooperation/are_det/

【資料 A-1-3】 「リユースプラザあさり」実施報告

https://www.hus.ac.jp/hit_topics/2020/11/202011274308.html

【資料 A-1-4】 猿払村との「地域活動と社会貢献」授業実施報告

https://www.hus.ac.jp/hit_topics/2020/11/202011174288.html

【資料 A-1-5】 大学近隣町内会役員との情報交換会

https://www.hus.ac.jp/hit_topics/2019/11/201911263627.html

【資料 A-1-6】 町内会合同の大学周辺ゴミ拾い

https://www.hus.ac.jp/hit_topics/2021/04/202104194490.html

【資料 A-1-7】 手稲消防署防火啓発ステッカーデザイン発表式報告

https://www.hus.ac.jp/hit_topics/2020/11/202011174286.html

【資料 A-1-8】 手稲区合同防災訓練実施報告

https://www.hus.ac.jp/hit_topics/2020/09/202009034168.html

【資料 A-1-9】 HUS キャンパスイルミネーション実施報告

https://www.hus.ac.jp/hit_topics/2020/12/202012164336.html

【資料 A-1-10】 新型コロナウイルス PCR 検査体制協力に関する確認書

https://www.hus.ac.jp/hit_topics/2020/05/202005203995.html

A-1-② 社会への教育・研究の発信

- ・本学の公開講座は、昭和 53(1978)年度に「市民講座」の名称で開催したのが端緒であり、大学が有する教育や研究の成果を地域社会に還元すべく、大学キャンパスをはじめとして札幌市内及び北海道各地で開催してきた。令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため大学キャンパスでの開催が困難なものについては、オンライン及び Web を活用して実施した。【資料 A-1-11】
- ・手稲区外の一般の方に向けて教育・研究を発信すべく、紀伊国屋書店札幌本店インナーガーデンにて公開講座「まちかどキャンパス」を令和 2(2020)年度は 2 回開催した。開催内容は収録し本学の YouTube チャンネルでも公開した。【資料 A-1-12】
- ・YouTube を活用した公開講座「どこでもキャンパス」を、令和 2(2020)年度に 14 回開催し、職員が講演する講座（防災・救急講座）も初めて開催した。【資料 A-1-13】
- ・薬剤師生涯学習については、平成 20(2008)年に薬剤師認定制度認証機構より生涯研修認定事業のプロバイダーとしての認証を受け、翌年度より講座を開催している。当初からインターネットを利用した講座を継続しており、コロナ禍の影響で遠隔受講のニーズが高まった令和元(2019)年度に受講者数が増加し、道外からの受講も多数見受けられた。【資料 A-1-14】
- ・研究成果の発信として、令和 2(2020)年 9 月 28 日～11 月 30 日に開催された「イノベーション・ジャパン 2020～大学見本市 Online」に道内最多となる 7 件の研究シーズが採択された。また、令和 2(2020)年 11 月 5 日・6 日に開催された北海道最大級のビジネスイベント「2020 北海道ビジネス EXPO」に学生と教職員が地域を現場に問題解決・価値創造に取り組んだ研究事例を紹介した。【資料 A-1-15】



図 A-1-5 イノベーション・ジャパン



図 A-1-6 北海道ビジネス EXPO

- ・産学連携の促進として令和 2(2020)年 10 月 14 日~16 日まで開催されたバイオビジネスにおけるアジア最大のパートナーリングイベントである「Bio Japan 2020」に令和 2(2020)年に新設された「北の大地ライフサイエンス創生研究所」から 2 テーマをパネル展示した。【資料 A-1-16】

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-1-11】 公開講座の実施企画

【資料 A-1-12】 まちかどキャンパス実施報告

https://www.hus.ac.jp/hit_topics/2020/09/202009144182.html

https://www.hus.ac.jp/hit_topics/2021/01/202101204387.html

【資料 A-1-13】 どこでもキャンパスチラシ

【資料 A-1-14】 生涯学習実施結果

【資料 A-1-15】 イノベーション・ジャパン、北海道ビジネス EXPO 出展報告

https://www.hus.ac.jp/hit_topics/2020/07/202007214116.html

https://www.hus.ac.jp/hit_topics/2020/11/202011104274.html

【資料 A-1-16】 Bio Japan 出展報告

https://www.hus.ac.jp/hit_topics/2020/10/202010214237.html

A-1-③ 青少年に対する科学教育への貢献

- ・令和 2(2020)年 11 月 3 日に、札幌市と共催で子ども達に科学やものづくりに興味を持ってもらうことを目的として、札幌市青少年科学館にて小学生を対象とする「クイズ！科学“大”実験 The・Movie」を開催した。【資料 A-1-17】
- ・令和 3(2021)年 1 月 9 日に北海道電力と共催で親子向け講座「くすりを知ろう！わくわく体験」を本学にて開催した。【資料 A-1-18】



図 A-1-7 軟膏づくり体験



図 A-1-8 施設見学

- ・令和 2(2020)年 10 月 4 日に日本薬学会北海道支部及び、秋山記念生命科学振興財団と共催で中学生と保護者を対象とした講座「親子のための体験薬剤師」を本学にて開催した。【資料 A-1-19】



図 A-1-9 製剤体験実習



図 A-1-10 漢方入浴剤づくり

- ・様々な地方自治体、団体と協力し青少年を対象とした以下のものづくり体験をオンラインで開催した。【資料 A-1-20】～【資料 A-1-22】
 - ①応用物理学会リフレッシュ理科教室（令和 2(2020)年 11 月 28 日開催）
 - ②サイエンスモノづくり教室（令和 3(2021)年 1 月 13 日開催）
 - ③遠隔モノづくり講座（令和 3(2021)年 1 月 12 日開催）
- ・体験・実験・講演によって最先端の研究成果を小・中学生に紹介し科学に興味を持ってもらう科学研究費助成事業「ひらめき☆ときめきサイエンス」について、令和 2(2020)年度には本学では 8 件が採択され、うち 7 件について感染拡大防止対策を十分に行ったうえで本学にて開催した。【資料 A-1-23】

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-1-17】 「クイズ！科学'大'実験 The・MOVIE」実施報告

https://www.hus.ac.jp/hit_topics/2020/11/202011044266.html

【資料 A-1-18】 「くすりを知ろう！わくわく体験」実施報告

https://www.hus.ac.jp/hit_topics/2021/01/202101154379.html

【資料 A-1-19】 「親子のための体験薬剤師」実施報告

https://www.hus.ac.jp/hit_topics/2020/10/202010064213.html

【資料 A-1-20】 「応用物理学会リフレッシュ理科教室」実施報告

https://www.hus.ac.jp/hit_topics/2020/11/202011304310.html

- 【資料 A-1-21】 「サイエンスモノづくり教室」 実施報告
https://www.hus.ac.jp/hit_topics/2021/01/202101204386.html
- 【資料 A-1-22】 「遠隔モノづくり講座」 実施報告
https://www.hus.ac.jp/hit_topics/2021/01/202101154381.html
- 【資料 A-1-23】 「ひらめき☆ときめきサイエンス」 実施報告
https://www.hus.ac.jp/hit_topics/2020/10/202010014202.html
https://www.hus.ac.jp/hit_topics/2020/10/202010144225.html
https://www.hus.ac.jp/hit_topics/2021/01/202101204383.html
https://www.hus.ac.jp/hit_topics/2021/01/202101214384.html

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・わが国の継続的な産業活力維持のためには、理科・科学への興味・学習意欲の向上が重要課題であり、青少年対象の教育啓発活動、子ども達の理科離れ対策をはじめとする教育関連事業には、ICT やオンラインを活用し今後も積極的に関わっていく。
- ・連携協定を締結している自治体との連携を強化する。キャンパスのある手稲区とは街づくりへの参画や人材育成などで様々な連携の実績を残しているが、区唯一の大学としてさらに地域事業への協力や街づくりへの一層の貢献をめざす。
- ・教育・研究成果の発信は継続して強化を行う。自治体、企業との連携により北海道初の取組みや成果につながる事業を展開したい。また、事業がメディアに取り上げられるようプレスリリースの発信、ホームページの掲載、北海道新聞社との連携協定を活かした情報共有等、多様な情報発信を行う。

[基準 A の自己評価]

本学のブランドビジョンにある地域と共に発展・成長する大学として、手稲区を含む北海道で幅広く社会連携を行い、各種事業を介して地域社会への社会貢献を果たしていると自己評価している。特に令和 2(2020)年度は、コロナ禍において公開講座のオンライン化を行い、十分な感染症対策のもとで体験学習・イベント等を開催できたことは評価に値すると自負している。さらに、共催自治体等からは本学ならではの事業展開であるとの評価を頂いている。

V. 特記事項

1. 研究ブランディング事業

- ・本学は平成 29(2017)年度文部科学省「私立大学研究ブランディング事業」に応募申請し、全国 188 校の申請の中、北海道内の大学で初めて選定された。本事業では「北国高齢社会の生活カウンセラー（北国生活環境科学拠点）」として、北国の新しい暮らし方を創る「ノースライフ・イノベーション」をめざした研究の促進及び地域との連携を強化するため、本学の 4 研究所のシナジー効果を基盤に以下の 4 つの研究テーマを展開した。
- ・「スマート住宅におけるウェルビーイング・サポートサービスの開発」では、積雪寒冷地住宅の研究推進及び当該住宅におけるスマートデバイスを利用した生活サポートに関する研究及び、地域高齢者の協力により収集された生活状況、活動状況、運動機能などの情報をもとに、医療的観点並びに工学的観点から、積雪寒冷地におけるより適切な暮らし方について研究を行った。
- ・「積雪寒冷地域生活をサポートする医療用装具の安全性・耐久性の向上」においては、短下肢装具の寒冷地での安全使用に必要な材料物性に関する基礎研究として、冬季屋外と室内暖房機器近傍の繰り返し使用によるポリプロピレン材の劣化の有無について研究を行い、医療用装具の安全性・耐久性の向上に関する知見の整備をめざした。
- ・「クラウド型遠隔ヘルス・リハビリテーションシステムの開発」では、高齢者・障がい者が地域社会の中で可能な限り自立した ADL（日常生活活動）を送れるよう、QOL（生活の質）を高めると同時に、家族と社会の負担を軽減することを目的に地域高齢者の日常生活を支援するための健康維持、改善に関するリハビリテーション、在宅高齢者の日常生活を支援するための ICT を用いた支援システム、高齢者の安全安心のための支援機器を開発した。
- ・上記の 3 テーマで開発される技術の適合地域の検討と 3 研究のメソッド構築を研究テーマとして、北海道内の地域課題の把握と北海道内の組織、関係者との連携強化、及び拡大への取組みを進めた。
- ・本事業の取組みを日本最大級のマッチングイベントであるイノベーション・ジャパン 2019 の大学組織展示に申請し、北海道内の大学で唯一採択された。大学組織としての展示・発表を通じて、昨今の産学連携を取り巻く変化に対応し、特に産業界からのアカデミアに対する本気の産学連携に向けた要望に応える大型の共同研究開発を提案することにより、大学と産業界の新たなパートナーシップを創造するとともに、これまでにない新たな価値の創出をめざした。
- ・本事業の成果を活用・展開するため、法人全体の中期的な計画である第 2 期中期事業計画（令和 2(2020)～6(2024)年度）において、本学の特色を生かした医・薬・工連携による学際的・学融合的研究の推進によるイノベーション創出、社会還元を図るための戦略事業を策定した。今後は戦略事業の実行により得た研究成果を積極的に学内外に発信して、積雪寒冷地の技術・技能を開発・促進し、地域社会生活の向上に貢献する大学としてのイメージを浸透させ、ブランド力向上をめざす。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に本学の目的を定めている	1-1
第 85 条	○	学則第 3 条に本学の学部組織構成を定めている	1-2
第 87 条	○	学則第 5 条に本学の修業年限を定めている	3-1
第 88 条	○	学則第 30 条に編入学、再入学、転入学の単位認定を定めている	3-1
第 89 条	—	該当なし	3-1
第 90 条	○	学則第 25 条に入学資格を定め、入学者選抜を行っている	2-1
第 92 条	○	学則第 45 条に教職員組織について定めている	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 50 条、第 52 条に教授会について定め開催している	4-1
第 104 条	○	学則第 22 条、大学院学則第 34 条、学位規程に学位の授与について定め授与している	3-1
第 105 条	—	該当なし	3-1
第 108 条	—	該当なし	2-1
第 109 条	○	学則第 2 条に自己点検及び評価について定めており、その結果を本学ホームページにおいて公表している。また、認証評価は 7 年以内に 1 度確実に受審している。	6-2
第 113 条	○	教育研究活動は本学ホームページにおいて公表している	3-2
第 114 条	○	学則第 45 条に事務職員及び技術職員について定めている	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 26 条に編入学について定めている	2-1
第 132 条	○	学則第 26 条に編入学について定めている	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則で明示している	3-1 3-2
第 24 条	○	学籍簿、成績証明書及び健康診断記録を作成し、紙又はデータで保管している	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 64 条、大学院学則第 59 条、学生の懲戒に関する取扱内規に定めている	4-1
第 28 条	○	文書取扱細則及び別表に定めており、各所管部署で適切に保管している	3-2
第 143 条	—	該当なし	4-1
第 146 条	○	学則第 19 条に入学前の既修得単位の認定について定めている	3-1
第 147 条	—	該当なし	3-1
第 148 条	○	該当なし	3-1
第 149 条	—	該当なし	3-1

北海道科学大学

第 150 条	○	学則第 25 条に入学資格について定めている	2-1
第 151 条	—	該当なし	2-1
第 152 条	—	該当なし	2-1
第 153 条	—	該当なし	2-1
第 154 条	—	該当なし	2-1
第 161 条	○	学則第 26 条に編入学について定めている	2-1
第 162 条	—	該当なし	2-1
第 163 条	○	学則第 8 条に学年の始期及び終期について定めている	3-2
第 163 条の 2	○	科目等履修生規程に単位修得証明書及び成績証明書の交付について定めている	3-1
第 164 条	—	該当なし	3-1
第 165 条の 2	○	三つのポリシーを定め大学ホームページ等で公表している	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 2 条、自己点検・評価規程、内部質保証の方針により定めている	6-2
第 172 条の 2	○	教育研究活動は本学ホームページにおいて公表している	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 22 条、学位規程に学位の授与について定め授与している	3-1
第 178 条	○	学則第 26 条に編入学について定めている	2-1
第 186 条	○	学則第 26 条に編入学について定めている	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	学校教育法その他の法令を遵守し、大学設置基準を最低基準として、向上に努めている	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 1 条に目的及び使命について定め、第 4 条に人材の養成に関する目的について定めている	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学者選抜に関する規程に定めている	2-1
第 2 条の 3	○	教員と事務職員間で適切に役割分担を行い協働により職務を行っている	2-2
第 3 条	○	各学部は教育研究上、適当な規模であり、教員組織、教員数についても大学設置基準を遵守し、適当である	1-2
第 4 条	○	学則第 3 条第 2 項に学科について定めている	1-2
第 5 条	—	該当なし	1-2
第 6 条	—	該当なし	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	データ編様式 1「教員組織」に示すとおり、必要な教員を適正に配置している	3-2 4-2
第 10 条	○	主要授業科目は原則として専任教員が担当している	3-2 4-2

北海道科学大学

第 10 条の 2	○	専任の実務家教員は学科会議の構成員として、教育課程の編成に参加している。非常勤の実務家教員は、教育課程の編成について審議する際に学科会議に参加している	3-2
第 11 条	—	該当なし	3-2 4-2
第 12 条	○	本学の専任教員は、本学のみ専任教員であり、専任教員全員が本学の教育研究に従事している	3-2 4-2
第 13 条	○	データ編様式 1「教員組織」に示すとおり、必要専任教員数以上の専任教員を配置している	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	学校法人北海道科学大学学長選考規程に「学長の資格」を定めている	4-1
第 14 条	○	教員の採用及び昇格の選考に関する規程に「教授の資格」を定めている	3-2 4-2
第 15 条	○	教員の採用及び昇格の選考に関する規程に「准教授の資格」を定めている	3-2 4-2
第 16 条	○	教員の採用及び昇格の選考に関する規程に「講師の資格」を定めている	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	教員の採用及び昇格の選考に関する規程に「助教の資格」を定めている	3-2 4-2
第 17 条	○	教員の採用及び昇格の選考に関する規程に「助手の資格」を定めている	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 3 条に収容定員について定めている	2-1
第 19 条	○	カリキュラム・ポリシーに基づき教育課程を編成している	3-2
第 19 条の 2	—	該当なし	3-2
第 20 条	○	学則第 4 章に定め、必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成している	3-2
第 21 条	○	学則第 12 条に授業科目の単位数について定めている	3-1
第 22 条	○	学則第 8 条に学期について定めている	3-2
第 23 条	○	シラバスに授業期間を明記するとともに、授業回数と各回の内容を記載している	3-2
第 24 条	○	一つの授業科目について同時に多数の学生に授業を行う場合は、授業内容・方法、前年度の履修人数等を考慮して、教育効果が上がるよう配慮している	2-5
第 25 条	○	学則第 12 条に授業の方法について定めている	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	授業科目ごとに成績評価基準等をシラバスに明示している	3-1
第 25 条の 3	○	ファカルティ・ディベロップメント規程を定め、教育内容等の改善のための研修を行っている	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	該当なし	3-2
第 27 条	○	学則第 14 条に単位の授与について定めている	3-1
第 27 条の 2	○	履修規程に履修上限単位について定めている	3-2
第 27 条の 3	—	該当なし	3-1
第 28 条	○	学則第 18 条に他大学等における授業科目の履修等について定めている	3-1
第 29 条	○	学則第 17 条に大学以外の教育施設等における授業科目の履修等について定めている	3-1
第 30 条	○	学則第 19 条に入学前の既修得単位の認定について定めている	3-1
第 30 条の 2	—	該当なし	3-2

北海道科学大学

第 31 条	○	学則第 53 条に科目等履修生について定めている	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 15 条に卒業の要件を定めている	3-1
第 33 条	—	該当なし	3-1
第 34 条	○	教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有している	2-5
第 35 条	○	敷地内にグラウンド及び体育館を設けている	2-5
第 36 条	○	校舎等施設は大学設置基準どおり適正に設置している	2-5
第 37 条	○	校地の面積は大学設置基準を満たしている	2-5
第 37 条の 2	○	校舎の面積は大学設置基準を満たしている	2-5
第 38 条	○	図書館の施設及び図書について適正に設置している	2-5
第 39 条	○	薬学部には薬草園を設置しており、工学部には実験室・実習室を設置している	2-5
第 39 条の 2	○	薬学部には模擬薬局、附属薬局等を設置し、薬学実務実習に必要な施設を確保している	2-5
第 40 条	○	学部・学科に必要な機械、器具等を備えている	2-5
第 40 条の 2	—	該当なし	2-5
第 40 条の 3	○	学部・学科の教育研究を行うために、必要な経費を確保し、教育研究にふさわしい施設・設備を整備している	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学名、学部・学科の名称は、大学等として適当であるとともに、教育研究上の目的にふさわしいものである	1-1
第 41 条	○	学校法人北海道科学大学事務組織規程により、適当な事務組織を設けている	4-1 4-3
第 42 条	○	学生の厚生補導を行う部署として学生課を設置している	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための部署として、就職支援センター及び就職課を設置している	2-3
第 42 条の 3	○	学校法人北海道科学大学スタッフ・ディベロップメント規程を定め、教職員の資質・能力向上を目的に研修を行っている	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	該当なし	3-2
第 43 条	—	該当なし	3-2
第 44 条	—	該当なし	3-1
第 45 条	—	該当なし	3-1
第 46 条	—	該当なし	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし	2-5
第 48 条	—	該当なし	2-5
第 49 条	—	該当なし	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし	4-2
第 57 条	—	該当なし	1-2
第 58 条	—	該当なし	2-5
第 60 条	—	該当なし	2-5 3-2 4-2

北海道科学大学

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第2条	○	学位規程に学士の学位授与の要件を定めている	3-1
第10条	○	学位規程に専攻分野の名称を定めている	3-1
第10条の2	—	該当なし	3-1
第13条	○	学位規程を定め適正に報告、運用している	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第24条	○	ガバナンス・コード第1章1-2(3)に教育の質の向上について、第5章に運営の透明性確保について定めている	5-1
第26条の2	○	寄附行為第12条2項により、利益相反について適切に防止することができる監事を選任している	5-1
第33条の2	○	寄附行為第31条の2に定めている	5-1
第35条	○	寄附行為第5条に役員について定めている	5-2 5-3
第35条の2	○	学校法人北海道科学大学理事会業務委任規程に定めている	5-2 5-3
第36条	○	寄附行為第15条に理事会について定めている	5-2
第37条	○	寄附行為第6条に理事長、第7条に専務理事、常務理事、第12条に監事の職務を定めている	5-2 5-3
第38条	○	寄附行為第11条に役員を選任を定めている	5-2
第39条	○	寄附行為第12条に監事を選任について定めている	5-2
第40条	○	法令に則り、役員は適正に行っている	5-2
第41条	○	寄附行為第17条に評議員会について定めている	5-3
第42条	○	寄附行為第21条に諮問事項について定めている	5-3
第43条	○	ガバナンス・コード第2章2-5(1)③に評議員会の意見具申等について定めている	5-3
第44条	○	寄附行為第22条に評議員の選任を定めている	5-3
第44条の2	○	寄附行為第14条の2に役員对学校法人に対する損害賠償責任について定めている	5-2 5-3
第44条の3	○	ガバナンス・コード第2章2-1(1)⑥に役員第三者に対する損害賠償責任について定めている	5-2 5-3
第44条の4	○	ガバナンス・コード第2章2-1(1)⑦に役員連帯責任について定めている	5-2 5-3
第44条の5	○	補償契約及び役員のために締結される保険契約の内容の決定をする際には、理事会の決議により行っている	5-2 5-3
第45条	○	寄附行為第37条に寄附行為の変更について定めている	5-1
第45条の2	○	寄附行為第30条に予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画について定めている	1-2 5-4 6-3
第46条	○	寄附行為第31条に評議員会に対する決算等の報告について定めている	5-3

北海道科学大学

第 47 条	○	寄附行為第 31 条の 2 に財産目録等の備付け及び閲覧について定めている	5-1
第 48 条	○	学校法人北海道科学大学役員報酬規程に役員に対する報酬の基準について定めている	5-2 5-3
第 49 条	○	学校法人北海道科学大学経理規程に会計年度について定めている	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 32 条に情報の公表について定めている	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 1 条に本大学院の目的を定めている	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 6 条に研究科組織構成を定めている	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 13 条に入学資格を定めている	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 13 条に入学資格を定めている	2-1
第 156 条	○	大学院学則第 13 条に入学資格を定めている	2-1
第 157 条	—	該当なし	2-1
第 158 条	—	該当なし	2-1
第 159 条	—	該当なし	2-1
第 160 条	—	該当なし	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	学校教育法その他の法令を遵守し、大学院設置基準を最低基準として、向上に努めている	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 7 条に定め、各研究科・各専攻の人材の養成に関する目的を別表により公表している	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	大学院入学者選抜に関する規程により適正に行っている	2-1
第 1 条の 4	○	教員と事務職員間で適切に役割分担を行い協働により職務を行っている	2-2
第 2 条	○	大学院学則第 3 条に課程を定めている	1-2
第 2 条の 2	—	該当なし	1-2
第 3 条	○	大学院学則第 3 条及び第 4 条で定めている	1-2
第 4 条	○	大学院学則第 3 条及び第 4 条で定めている	1-2
第 5 条	○	大学院学則第 6 条に研究科を定めている	1-2
第 6 条	○	大学院学則第 6 条に専攻を定めている	1-2

北海道科学大学

第7条	○	研究科及び学部学科は、適切な連携を図っている	1-2
第7条の2	—	該当なし	1-2 3-2 4-2
第7条の3	—	該当なし	1-2 3-2 4-2
第8条	○	専任教員を確保し、適切に配置している	3-2 4-2
第9条	○	大学院担当教員選考規程を定め、厳格に資格審査を行い配置している	3-2 4-2
第10条	○	大学院学則第8条に収容定員について定めている	2-1
第11条	○	カリキュラム・ポリシーに基づき教育課程を編成している	3-2
第12条	○	大学院学則第21条に教育方法について定めている	2-2 3-2
第13条	○	大学院学則第25条に、他大学院における授業科目の履修について定めている	2-2 3-2
第14条	—	該当なし	3-2
第14条の2	○	本学ホームページ上でシラバスと共に授業及び研究指導の方法・内容、学修の成果及び学位論文に係る評価等を明示している	3-1
第14条の3	○	ファカルティ・ディベロップメント規程を定め、教育内容等の改善のための研修を行っている	3-3 4-2
第15条	○	大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、基準に基づき運用している	2-2 2-5 3-1 3-2
第16条	○	大学院学則第31条に修了の要件について定めている	3-1
第17条	○	大学院学則第31条に修了の要件について定めている	3-1
第19条	○	大学院の教育研究に必要な講義室等を備えている	2-5
第20条	○	大学院の教育研究に必要な機械、器具等を備えている	2-5
第21条	○	大学院の教育研究に必要な図書等の資料を備えている	2-5
第22条	○	学内施設等については教育研究上支障を生じない範囲で学部と共用している	2-5
第22条の2	—	該当なし	2-5
第22条の3	○	大学院の教育研究を行うために、必要な経費を確保し、教育研究にふさわしい施設・設備を整備している	2-5 4-4
第22条の4	○	研究科名は教育研究上の目的にふさわしい名称である	1-1
第23条	—	該当なし	1-1 1-2
第24条	—	該当なし	2-5
第25条	—	該当なし	3-2
第26条	—	該当なし	3-2
第27条	—	該当なし	3-2 4-2
第28条	—	該当なし	2-2 3-1 3-2
第29条	—	該当なし	2-5
第30条	—	該当なし	2-2 3-2

北海道科学大学

第30条の2	—	該当なし	3-2
第31条	—	該当なし	3-2
第32条	—	該当なし	3-1
第33条	—	該当なし	3-1
第34条	—	該当なし	2-5
第34条の2	—	該当なし	3-2
第34条の3	—	該当なし	4-2
第42条	○	学校法人北海道科学大学事務組織規程により、適当な事務組織を設けている	4-1 4-3
第42条の2	○	博士課程の学生が修了後自らが有する学識を教授するために必要な能力を培うための機会に関する情報の提供を行っている	2-3
第42条の3	○	授業料は学部より低く設定している。また、大学院大学院奨学金規程を定め、ホームページ等で公表している	2-4
第43条	○	学校法人北海道科学大学スタッフ・ディベロップメント規程を定め、教職員の資質・能力向上を目的に研修を行っている	4-3
第45条	—	該当なし	1-2
第46条	—	該当なし	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	—	該当なし	6-2 6-3
第2条	—	該当なし	1-2
第3条	—	該当なし	3-1
第4条	—	該当なし	3-2 4-2
第5条	—	該当なし	3-2 4-2
第6条	—	該当なし	3-2
第6条の2	—	該当なし	3-2
第6条の3	—	該当なし	3-2
第7条	—	該当なし	2-5
第8条	—	該当なし	2-2 3-2
第9条	—	該当なし	2-2 3-2
第10条	—	該当なし	3-1
第11条	—	該当なし	3-2 3-3 4-2
第12条	—	該当なし	3-2
第12条の2	—	該当なし	3-1
第13条	—	該当なし	3-1

北海道科学大学

第 14 条	—	該当なし	3-1
第 15 条	—	該当なし	3-1
第 16 条	—	該当なし	3-1
第 17 条	—	該当なし	1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条	—	該当なし	1-2 3-1 3-2
第 19 条	—	該当なし	2-1
第 20 条	—	該当なし	2-1
第 21 条	—	該当なし	3-1
第 22 条	—	該当なし	3-1
第 23 条	—	該当なし	3-1
第 24 条	—	該当なし	3-1
第 25 条	—	該当なし	3-1
第 26 条	—	該当なし	1-2 3-1 3-2
第 27 条	—	該当なし	3-1
第 28 条	—	該当なし	3-1
第 29 条	—	該当なし	3-1
第 30 条	—	該当なし	3-1
第 31 条	—	該当なし	3-2
第 32 条	—	該当なし	3-2
第 33 条	—	該当なし	3-1
第 34 条	—	該当なし	3-1
第 42 条	—	該当なし	6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	大学院学則第 34 条に学位授与について定めている	3-1
第 4 条	○	大学院学則第 34 条に学位授与について定めている	3-1
第 5 条	○	大学院学則第 32 条に他大学の大学院の教員等の協力について定めている	3-1
第 12 条	○	学位規程を定め適正に報告、運用している	3-1

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	—	該当なし	6-2 6-3
第2条	—	該当なし	3-2
第3条	—	該当なし	2-2 3-2
第4条	—	該当なし	3-2
第5条	—	該当なし	3-1
第6条	—	該当なし	3-1
第7条	—	該当なし	3-1
第9条	—	該当なし	3-2 4-2
第10条	—	該当なし	2-5
第11条	—	該当なし	2-5
第12条	—	該当なし	2-2 3-2
第13条	—	該当なし	6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

北海道科学大学

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人北海道科学大学寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	1. 2022 HUS Total Book 2. 2020 年学校法人北海道科学大学のご案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	1. 北海道科学大学学則 2. 北海道科学大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	1. 受験ガイド 2022 2. 2022 年度 学生募集要項 [学部] 3. 2022 年度 学生募集要項 [大学院] 4. 2022 年度 学生募集要項 [編入学] 5. 2022 年度 学生募集要項 [専攻科]	
【資料 F-5】	学生便覧	
	在学生情報サイト HUS ナビ	大学 HP から
【資料 F-6】	事業計画書	
	学校法人北海道科学大学令和 3(2021)年度事業計画書	理事会資料
【資料 F-7】	事業報告書	
	学校法人北海道科学大学令和 2(2020)年度事業報告書	理事会資料
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	1. 交通アクセス 2. 全体マップ	大学 HP から
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	1. 学校法人北海道科学大学規程集 2. 北海道科学大学規程集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	1. 理事・監事、評議員名簿(令和 3(2021) 年 5 月 26 日現在) 2. 理事会・評議員会・常任理事会の開催状況令和 2(2020)年度)	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	財産目録、貸借対照表、収支計算書、収益事業会計、監事監査報告書	大学 HP から
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	教務ブック	大学 HP から
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	人材養成の目的と三つのポリシー	大学 HP から
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	設置に係る設置計画履行状況報告書	

北海道科学大学

【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	平成 27(2015)年度大学機関別認証評価に対する改善報告書	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	学則第 1 条	
【資料 1-1-2】	基本姿勢	
【資料 1-1-3】	人材養成の目的及び三つのポリシー	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-1-4】	学則第 4 条別表 1	
【資料 1-1-5】	大学院学則第 7 条別表 1	
【資料 1-1-6】	北海道工業大学の基本姿勢 平成 19(2007)年改訂	
【資料 1-1-7】	ブランドブック平成 25(2013)年度	
【資料 1-1-8】	平成 24(2012)年度第 17 回教授会議事録	
【資料 1-1-9】	平成 27(2015)年度第 6 回全学教授会議事録	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	平成 27(2015)年度第 6 回全学教授会議事録	【資料 1-1-9】と同じ
【資料 1-2-2】	大学総合案内	
【資料 1-2-3】	学校法人北海道科学大学平成 29(2017)年度事業報告書	
【資料 1-2-4】	教務ブック	
【資料 1-2-5】	学校法人北海道科学大学中期事業計画（平成 27(2015)～31(2019)年度）	
【資料 1-2-6】	学校法人北海道科学大学中期事業計画（令和 2(2020)～6(2024)年度）	
【資料 1-2-7】	三つのポリシー	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-8】	教務ブック→大学院各研究科	
【資料 1-2-9】	企画運営会議規程	
【資料 1-2-10】	学則第 49 条、第 50 条、第 51 条	
【資料 1-2-11】	教授会規程	
【資料 1-2-12】	研究科委員会規程	
【資料 1-2-13】	教授会規程細目	
【資料 1-2-14】	全学共通教育部規程	
【資料 1-2-15】	学生支援センター規程	
【資料 1-2-16】	就職支援センター規程	
【資料 1-2-17】	入試広報センター規程	
【資料 1-2-18】	研究推進・地域連携センター規程	
【資料 1-2-19】	学術情報センター規程	
【資料 1-2-20】	保健管理センター規程	
【資料 1-2-21】	薬剤師生涯学習センター規程	

北海道科学大学

【資料 1-2-22】	内部質保証の方針	
-------------	----------	--

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	令和 3(2021)年度学生募集要項	
【資料 2-1-2】	受験ガイド令和 3(2021)年度	
【資料 2-1-3】	アドミッション・ポリシー	
【資料 2-1-4】	オープンキャンパス	
【資料 2-1-5】	高大連携	
【資料 2-1-6】	令和 3(2021)年度 学部・大学院・専攻科入学式パンフレット	
【資料 2-1-7】	入学試験出題・採点委員会規程	
【資料 2-1-8】	令和 3(2021)年度第 1 回入学試験出題・採点委員会議事録	
【資料 2-1-9】	令和 3(2021)年度学生募集要項 [大学院]	
【資料 2-1-10】	受験・入試情報	
【資料 2-1-11】	北海道科学大学公衆衛生看護学専攻科 [1 年制]	
【資料 2-1-12】	令和 2(2020)年度入試区分別入学生の成績状況比較について	
【資料 2-1-13】	令和元(2019)年度第 12 回入試広報センター会議資料	
【資料 2-1-14】	令和 3(2021)年度ファーストブック	
【資料 2-1-15】	令和 3(2021)年度入学前教育オンラインスクーリング実施要領	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	学生支援センター規程	【資料 1-2-15】 と同じ
【資料 2-2-2】	令和 3(2021)年度第 1 回学生支援センター会議資料 (運営方針)	
【資料 2-2-3】	令和 3(2021)年度第 1 回学生支援センター会議資料 (事業計画)	
【資料 2-2-4】	平成 30(2018)・令和元(2019)年度教務 WG 資料	
【資料 2-2-5】	遠隔授業準備に関するガイドライン	
【資料 2-2-6】	HUS NEWS LETTER vol.38	
【資料 2-2-7】	令和 3(2021)年度の授業実施における基本方針について	
【資料 2-2-8】	評議員会議事録 (令和 2(2020)年 9 月 17 日)	
【資料 2-2-9】	在学生情報サイト HUS ナビ→定期連絡→前期オフィスアワーについて	
【資料 2-2-10】	遠隔授業科目目リスト	
【資料 2-2-11】	大学院ティーチング・アシスタント規程	
【資料 2-2-12】	スチューデント・アシスタント規程	
【資料 2-2-13】	令和 3(2021)年度第 1 回学部教授会資料「中退率 (退学・除籍率) の推移 (平成 30(2018)～令和 2(2020)年度)」	
【資料 2-2-14】	令和 2(2020)年度第 9 回学生支援センター会議資料「令和元(2019)年度 退学・除籍に関するデータ集計結果」	

北海道科学大学

【資料 2-2-15】	令和 2(2020)年度第 27 回学生支援センター会議資料「令和 2(2020)年度 復学照会者名簿」	
【資料 2-2-16】	令和 2(2020)年度学部教授会資料「令和 2(2020)年度進級・卒業審査総括表」	
【資料 2-2-17】	障がい学生支援基本指針	
【資料 2-2-18】	障がい学生の支援に関する申し合わせ	
【資料 2-2-19】	ノート PC サポート室(学内専用サイト)	
【資料 2-2-20】	ノート PC サポート室利用細則	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	就職支援センター規程	【資料 1-2-16】と同じ
【資料 2-3-2】	ステップアップ講座チラシ	
【資料 2-3-3】	シラバス「ビジネススキルⅠ・Ⅱ」	
【資料 2-3-4】	キャリアサポートガイド(就職支援ガイド)	
【資料 2-3-5】	シラバス「インターンシップⅠ～Ⅳ」	
【資料 2-3-6】	北海道中小企業家同友会及び加盟企業との意見交換会実施要領	
【資料 2-3-7】	卒業生の就業状況に関する調査のまとめ	
【資料 2-3-8】	学科別業界研究セミナー実施一覧	
【資料 2-3-9】	令和 2(2020)年度父母懇談会実施要領	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	情報公表→学生生活支援体制	
【資料 2-4-2】	在学生情報サイト HUS ナビ→奨学金制度	
【資料 2-4-3】	評議員会議事録(令和 2(2020)年 9 月 17 日)	【資料 2-2-8】と同じ
【資料 2-4-4】	留学生受入マニュアル	
【資料 2-4-5】	令和 3(2021)年新入生クラブ紹介パンフレット	
【資料 2-4-6】	課外活動団体特別助成規程	
【資料 2-4-7】	学内掲示(学内での飲酒のルールについて)	
【資料 2-4-8】	令和 3(2021)年度学生支援の手引き	
【資料 2-4-9】	保健管理センター規程	【資料 1-2-20】と同じ
【資料 2-4-10】	平成 30(2018)～令和 2(2020)年度学生相談室利用状況	
【資料 2-4-11】	100 円朝食実施結果	
【資料 2-4-12】	ハラスメント対策に関する規程	
【資料 2-4-13】	人権委員会規程	
【資料 2-4-14】	在学生情報サイト HUS ナビ→ハラスメントガイドライン	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	北海道科学大学施設案内	【資料 F-8】と同じ
【資料 2-5-2】	北海道科学大学キャンパスマップ	【資料 F-8】と同じ
【資料 2-5-3】	情報公表→校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育環境に関すること	
【資料 2-5-4】	照明普及賞表彰状(E棟)	
【資料 2-5-5】	日本コンクリート工学会賞(作品賞)	

北海道科学大学

【資料 2-5-6】	体育館「HIT ARENA」	
【資料 2-5-7】	照明普及賞受賞（体育館）	
【資料 2-5-8】	光触媒コーティング	
【資料 2-5-9】	アクリルパーテーションの設置	
【資料 2-5-10】	AI サーマルカメラの設置	
【資料 2-5-11】	保健医療学部棟（C 棟）、別棟（R1 棟）	
【資料 2-5-12】	薬学部棟（B 棟）	
【資料 2-5-13】	工学部東棟（F 棟）	
【資料 2-5-14】	共同実験棟（R2 棟）、工学部実験棟（R3・R4 棟）	
【資料 2-5-15】	学術情報センター・演習室	
【資料 2-5-16】	北海道科学大学図書館	
【資料 2-5-17】	ブックハンティング実施報告	
【資料 2-5-18】	平日の夜間及び休日の校舎の利用に関する要領	
【資料 2-5-19】	令和 3(2021)年度 科目担当者一覧表	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	学生生活アンケート集計結果	
【資料 2-6-2】	平成 30(2018)～令和 2(2020)年度学生相談室利用状況	【資料 2-4-10】と同じ
【資料 2-6-3】	令和 2（2020）年度父母懇談会実施要領	【資料 2-3-9】と同じ

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	3 ポリシー見直し・カリキュラム改編委員会 開催要領	
【資料 3-1-2】	教務ブック→各学科の人材養成の目的と 3 ポリシー、カリキュラム・フロー、カリキュラム・マップ	
【資料 3-1-3】	ディプロマ・ポリシーを説明した資料（学科説明資料から抜粋）	
【資料 3-1-4】	シラバス様式	
【資料 3-1-5】	学則別表 2	
【資料 3-1-6】	大学院学則別表 2	
【資料 3-1-7】	学則	【資料 F-3-1】と同じ
【資料 3-1-8】	大学院学則	【資料 F-3-2】と同じ
【資料 3-1-9】	工学部・保健医療学部・未来デザイン学部履修規程	
【資料 3-1-10】	薬学部履修規程	
【資料 3-1-11】	大学院工学研究科・保健医療学研究科履修規程	
【資料 3-1-12】	大学院薬学研究科履修規程	
【資料 3-1-13】	教務ブック→履修ガイド（工学部・保健医療学部・未来デザイン学部）	
【資料 3-1-14】	教務ブック→履修ガイド（薬学部）	

北海道科学大学

【資料 3-1-15】	学位規程	
【資料 3-1-16】	教務ブック→大学院各研究科の学位論文評価基準・学位審査体制及び方法	
【資料 3-1-17】	令和 2(2020)年度学部教授会 (進級・卒業判定資料)	
【資料 3-1-18】	令和 2(2020)年度第 8 回研究科委員会 (学位授与判定資料)	
【資料 3-1-19】	札幌圏大学・短期大学単位互換協定書	
【資料 3-1-20】	工学部・保健医療学部・未来デザイン学部試験施行細則	
【資料 3-1-21】	薬学部試験施行細則	
【資料 3-1-22】	転学部・転学科規程	
【資料 3-1-23】	大学院工学研究科・保健医療学研究科学位規程施行細則	
【資料 3-1-24】	大学院薬学研究科学位規程施行細則	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	各学科・専攻のカリキュラム・ポリシー	
【資料 3-2-2】	工学部機械工学科紹介 Web ページ	
【資料 3-2-3】	カリキュラム・ポリシーを説明した資料 (学科説明資料から抜粋)	【資料 3-1-3】と同じ
【資料 3-2-4】	アセスメント・ポリシー	
【資料 3-2-5】	教務ブック→各学科のカリキュラム・フロー	
【資料 3-2-6】	教務ブック→各学科のカリキュラム・マップ	
【資料 3-2-7】	「フレッシュマンセミナー」シラバス	
【資料 3-2-8】	シラバス様式	【資料 3-1-4】と同じ
【資料 3-2-9】	令和 3(2021)年度シラバス作成要領 (工学部・保健医療学部・未来デザイン学部)	
【資料 3-2-10】	令和 3(2021)年度シラバス作成要領 (薬学部)	
【資料 3-2-11】	学科教育自己点検会議 (シラバス点検) 依頼文・学科教育自己点検レポート	
【資料 3-2-12】	平成 30(2018)年度以降の教務システムについて (工学部・保健医療学部・未来デザイン学部)	
【資料 3-2-13】	工学部・保健医療学部・未来デザイン学部学生に対する追加合格に関する申し合わせ	
【資料 3-2-14】	工学部・保健医療学部・未来デザイン学部履修規程	【資料 3-1-9】と同じ
【資料 3-2-15】	薬学部履修規程	【資料 3-1-10】と同じ
【資料 3-2-16】	全学共通教育部規程	【資料 1-2-14】と同じ
【資料 3-2-17】	全学共通教育部会議開催要領	
【資料 3-2-18】	「データサイエンス」シラバス	
【資料 3-2-19】	全学部数理・データサイエンス・AI 教育プログラム実施のお知らせ	
【資料 3-2-20】	数理・データサイエンス・AI 教育プログラム運営委員会規程	
【資料 3-2-21】	令和 2(2020)年度授業改善アンケート実施要領 (前期・後期)	
【資料 3-2-22】	「授業改善アンケート結果に関する点検・評価」依頼文・報告書	
【資料 3-2-23】	「授業改善アンケート」設問画面	
【資料 3-2-24】	令和 2(2020)年度「授業改善のための授業公開・参観の実施」依頼文・報告書	

北海道科学大学

【資料 3-2-25】	令和 2(2020)年度 FD・SD 実施結果報告書	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	教務ブック →各学科の人材養成の目的と 3 ポリシー →アセスメント・ポリシー	【資料 3-2-4】と同じ
【資料 3-3-2】	令和 2(2020)年度学科教育自己点検レポート	
【資料 3-3-3】	教育目的達成度調査結果（学科集計版）	
【資料 3-3-4】	大学 IR コンソーシアム学生調査結果	
【資料 3-3-5】	令和 2(2020)年度 PROG 結果	
【資料 3-3-6】	令和 3(2021)年度新入生学力調査結果	
【資料 3-3-7】	国家試験合格状況	
【資料 3-3-8】	教学データのダッシュボード	
【資料 3-3-9】	学修成果資料（個人データサンプル）	
【資料 3-3-10】	情報公表→卒業時アンケート	
【資料 3-3-11】	情報公表→令和元(2019)年度企業アンケート実施結果	
【資料 3-3-12】	情報公表→卒業生調査実施結果	
【資料 3-3-13】	令和 2(2020)年度第 4 回自己点検・評価委員会議事録	
【資料 3-3-14】	令和 2(2020)年度第 2 回自己点検・評価委員会議事録	
【資料 3-3-15】	FD 委員会資料「授業改善アンケート実施要領」	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	平成 26(2014)年度第 14 回教授会、第 10 回研究科委員会資料抜粋（学則改正、教授会規程改正、教授会規程細目改正）	
【資料 4-1-2】	企画運営会議規程	【資料 1-2-9】と同じ
【資料 4-1-3】	組織図	
【資料 4-1-4】	各種委員会一覧（組織図 別表）	
【資料 4-1-5】	令和 3(2021)年度法人発令校務役職者	
【資料 4-1-6】	令和 3(2021)年度学長発令校務役職者	
【資料 4-1-7】	学校法人北海道科学大学運営協議会規程	
【資料 4-1-8】	組織規程	
【資料 4-1-9】	教授会規程	【資料 1-2-11】と同じ
【資料 4-1-10】	教育研究組織間連携の基本形態・Double PDCA Cyclic Loops（組織規程別記）	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	教員の採用及び昇格の選考に関する規程	
【資料 4-2-2】	教員の採用及び昇格の選考に関する要領	
【資料 4-2-3】	大学院担当教員選考規程	
【資料 4-2-4】	教員業務・業績の数値化に関する規程	

北海道科学大学

【資料 4-2-5】	ファカルティ・ディベロップメント規程	
【資料 4-2-6】	令和 2(2020)年度 FD・SD 実施一覧	
【資料 4-2-7】	令和 2(2020)年度授業改善アンケート実施要領(前期・後期)	【資料 3-2-21】と同じ
【資料 4-2-8】	「授業改善アンケート結果に関する点検・評価」依頼文・報告書	【資料 3-2-22】と同じ
【資料 4-2-9】	令和 2(2020)年度 FD・SD 実施結果報告書(全学 FD・SD 講演会)	
【資料 4-2-10】	北海道地区 FD・SD 推進協議会総会資料抜粋	
【資料 4-2-11】	ティーチング・ステートメント作成ワークショップ実施要領	
【資料 4-2-12】	令和 2(2020)年度第 1 回全学 FD・SD 講演会実施結果報告書	
【資料 4-2-13】	各学科遠隔授業 FD 実施報告書	
【資料 4-2-14】	令和元(2019)年度学校法人北海道科学大学教職員 FD・SD 研修会実施要領	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	学校法人北海道科学大学スタッフ・ディベロップメント規程	
【資料 4-3-2】	学校法人北海道科学大学自己研鑽費助成に関する取扱要領	
【資料 4-3-3】	「育成計画表」「勤務状況報告書」「業務報告書」	
【資料 4-3-4】	フォローアップ研修実施要領	
【資料 4-3-5】	学校法人北海道科学大学職員の勤務調査に関する規程	
【資料 4-3-6】	学校法人北海道科学大学理事長表彰制度実施要領	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	研究推進・地域連携センター規程	【資料 1-2-18】と同じ
【資料 4-4-2】	寒地先端材料研究所規程	
【資料 4-4-3】	北方地域社会研究所規程	
【資料 4-4-4】	寒地未来生活環境研究所規程	
【資料 4-4-5】	北の高齢社会アクティブライフ研究所規程	
【資料 4-4-6】	北の大地ライフサイエンス創生研究所規程	
【資料 4-4-7】	研究推進委員会規程	
【資料 4-4-8】	共同実験棟 (R2 棟) 管理運営委員会内規	
【資料 4-4-9】	電子プローブマイクロアナライザー装置運営委員会内規	
【資料 4-4-10】	自然雪風洞実験装置運営委員会内規	
【資料 4-4-11】	北海道科学大学研究紀要投稿内規	
【資料 4-4-12】	2020 年度北海道科学大学研究紀要 第 48 号(ISSN 2189-3713)	
【資料 4-4-13】	研究活動に係る不正行為への対応等に関する規程	
【資料 4-4-14】	公的研究費の管理・監査に関する規程	
【資料 4-4-15】	公的研究費事務処理手続の基本ルール	
【資料 4-4-16】	公的研究費の不正防止基本計画	
【資料 4-4-17】	公的研究費の不正使用防止に関する責任体系図	
【資料 4-4-18】	公的研究費の不正使用事案及び不正受給事案の配信メール	
【資料 4-4-19】	eL CoRE 修了証書	

北海道科学大学

【資料 4-4-20】	倫理委員会規程	
【資料 4-4-21】	動物実験委員会規程	
【資料 4-4-22】	組換え DNA 実験安全委員会規程	
【資料 4-4-23】	競争的研究費規程	
【資料 4-4-24】	研究ブランディング事業特設サイト	
【資料 4-4-25】	令和元(2019)年度第 10 回企画運営会議資料	
【資料 4-4-26】	専任教職員の学外研修規程	
【資料 4-4-27】	専任教職員の国内研修内規	
【資料 4-4-28】	専任教職員の国外研修内規	
【資料 4-4-29】	カケンの窓口案内	
【資料 4-4-30】	研究者データベース「ラボサイト」	
【資料 4-4-31】	産学官連携のご案内	
【資料 4-4-32】	論文掲載料等助成取扱要領	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人北海道科学大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	学校法人北海道科学大学経営理念	
【資料 5-1-3】	法人概要→経営理念	
【資料 5-1-4】	北海道科学大学ガバナンス・コード	
【資料 5-1-5】	学校法人北海道科学大学ハラスメントに関する規程	
【資料 5-1-6】	学校法人北海道科学大学個人情報保護に関する規程	
【資料 5-1-7】	倫理委員会規程	【資料 4-4-20】と同じ
【資料 5-1-8】	公的研究費の管理・監査に関する規程	【資料 4-4-14】と同じ
【資料 5-1-9】	利益相反マネジメント規程	
【資料 5-1-10】	学校法人北海道科学大学公益通報者の保護等に関する規程	
【資料 5-1-11】	情報公表	
【資料 5-1-12】	学校法人北海道科学大学監事監査規程	
【資料 5-1-13】	学校法人北海道科学大学内部監査規程	
【資料 5-1-14】	学校法人北海道科学大学組織図	
【資料 5-1-15】	大学総合案内	【資料 1-2-2】と同じ
【資料 5-1-16】	学校法人北海道科学大学将来構想検討委員会規程	
【資料 5-1-17】	将来検討委員会開催要領	
【資料 5-1-18】	学校法人北海道科学大学令和 3 (2021) 年度事業計画書	
【資料 5-1-19】	ブランドアクションブック 2019、ブランドアクションカード	
【資料 5-1-20】	環境マネジメントシステムに関する基本規程	

北海道科学大学

【資料 5-1-21】	環境への取り組み	
【資料 5-1-22】	「平成 30(2018)年北海道胆振東部地震」について	
【資料 5-1-23】	平日の夜間及び休日の校舎の利用に関する要領	【資料 2-5-18】と同じ
【資料 5-1-24】	消防計画	
【資料 5-1-25】	感染症対策を踏まえた冬季避難所訓練・演習実施	
【資料 5-1-26】	安全管理／点検マニュアル（目次）	
【資料 5-1-27】	人権委員会規程	【資料 2-4-13】と同じ
【資料 5-1-28】	在学生情報サイト HUS ナビ→ハラスメントガイドライン	【資料 2-4-14】と同じ
【資料 5-1-29】	危機管理規程	
【資料 5-1-30】	新型コロナウイルス感染症に関する特設サイト	
【資料 5-1-31】	新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止に関する行動基準	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人北海道科学大学理事会会議規則	
【資料 5-2-2】	学校法人北海道科学大学評議員会会議規則	
【資料 5-2-3】	理事会、評議員会、常任理事会の開催状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-4】	理事会、評議員会の表決書	
【資料 5-2-5】	学校法人北海道科学大学常任理事会会議規則	
【資料 5-2-6】	学校法人北海道科学大学理事会業務委任規程	
【資料 5-2-7】	学校法人北海道科学大学常務理事の担当業務に関する内規	
【資料 5-2-8】	学校法人北海道科学大学理事の担当職務（令和 3(2021)年 5 月 26 日現在）	
【資料 5-2-9】	学校法人北海道科学大学学長選考規程	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人北海道科学大学運営協議会規程	【資料 4-1-7】と同じ
【資料 5-3-2】	学校法人北海道科学大学法人業務会議規程	
【資料 5-3-3】	学則	【資料 F-3-1】と同じ
【資料 5-3-4】	大学院学則	【資料 F-3-2】と同じ
【資料 5-3-5】	学校法人北海道科学大学事務組織規程	
【資料 5-3-6】	大学業務効率化プロジェクト	
【資料 5-3-7】	+PIT プロジェクト特設サイト	
【資料 5-3-8】	学校法人北海道科学大学監事監査規程	【資料 5-1-12】と同じ
【資料 5-3-9】	監事による監査報告書	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学校法人北海道科学大学中期事業計画（平成 27(2015)～31(2019)年度）	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 5-4-2】	学校法人北海道科学大学中期事業計画（令和 2(2020)～6(2024)年度）	【資料 1-2-6】と同じ
【資料 5-4-3】	文部科学省 平成 26（2014）年度～令和 2（2020）年度私立大学等改革総合支援事業の選定状況	
【資料 5-4-4】	令和 3（2021）年度第 3 回企画運営会議資料（過去 5 年間の外部資金獲得状況）	

北海道科学大学

【資料 5-4-5】	ご寄付のお願い	
【資料 5-4-6】	学校法人北海道科学大学資金運用規程	
【資料 5-4-7】	学校法人北海道科学大学資金運用細則	
【資料 5-4-8】	学校法人北海道科学大学資金運用委員会規程	
【資料 5-4-9】	学校法人北海道科学大学附属薬局運営委員会規程	
【資料 5-4-10】	HUS サポート株式会社	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	物品購入に伴うソロエルアリーナ利用説明会の実施について	
【資料 5-5-2】	HUS サポート株式会社	【資料 5-4-10】と同じ
【資料 5-5-3】	学校法人北海道科学大学経理規程	
【資料 5-5-4】	学校法人北海道科学大学予算執行規程	
【資料 5-5-5】	学校法人北海道科学大学固定資産及び物品管理規程	
【資料 5-5-6】	学校法人北海道科学大学固定資産会計要領	
【資料 5-5-7】	学校法人北海道科学大学調達規程	
【資料 5-5-8】	教育研究経費及び管理経費勘定科目一覧表	
【資料 5-5-9】	監事による監査報告書	【資料 5-3-9】と同じ
【資料 5-5-10】	公的研究費内部監査結果報告書	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	内部質保証の方針	【資料 1-2-22】と同じ
【資料 6-1-2】	自己点検・評価規程	
【資料 6-1-3】	自己点検 IR 委員会規程	
【資料 6-1-4】	外部評価規程	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	大学評価	
【資料 6-2-2】	令和元(2019)年度自己点検・評価レポート	
【資料 6-2-3】	令和 2(2020)年度学科教育自己点検レポート	【資料 3-3-2】と同じ
【資料 6-2-4】	平成 30(2018)年度北海道科学大学自己点検・評価報告書	
【資料 6-2-5】	令和 2(2020)年度外部評価報告書	
【資料 6-2-6】	北海道薬科大学 平成 29(2017)年度薬学教育評価機構評価報告書	
【資料 6-2-7】	令和 2(2020)年度第 1 回自己点検 IR 委員会議事録	
【資料 6-2-8】	学修成果資料 (個人データサンプル)	【資料 3-3-9】と同じ
【資料 6-2-9】	情報公表→卒業時アンケート	【資料 3-3-10】と同じ
【資料 6-2-10】	情報公表→令和元(2019)年度企業アンケート実施結果	【資料 3-3-11】と同じ
【資料 6-2-11】	情報公表→卒業生調査実施結果	【資料 3-3-12】と同じ

北海道科学大学

【資料 6-2-12】	平成 29(2017)年度第 3 回自己点検 IR 委員会議事録	
【資料 6-2-13】	令和 2(2020)年度第 5 回自己点検 IR 委員会議事録	
【資料 6-2-14】	学修の実態や学修成果の評価に関すること	
【資料 6-2-15】	平成 30(2018)年度第 3 回自己点検 IR 委員会議事録	
【資料 6-2-16】	令和 2(2020)年度第 2 回自己点検・評価委員会議事録	【資料 3-3-14】と同じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	平成 29(2017)年度自己点検・評価レポート	
【資料 6-3-2】	令和 2(2020)年度第 3 回自己点検・評価委員会議事録	
【資料 6-3-3】	令和 2(2020)年度第 4 回自己点検・評価委員会議事録	【資料 3-3-13】と同じ
【資料 6-3-4】	平成 29(2017)年度 3 ポリシー見直し・カリキュラム改編委員会議事録	
【資料 6-3-5】	「3 つのポリシーをふまえた点検・評価」に関する学生インタビュー	
【資料 6-3-6】	令和 2(2020)年度第 4 回自己点検・評価委員会議事録	【資料 3-3-13】と同じ
【資料 6-3-7】	設置に係る設置計画履行状況報告書	【資料 F-14】と同じ
【資料 6-3-8】	学校法人北海道科学大学中期事業計画（令和 2(2020)～6(2024)年度）	【資料 1-2-6】と同じ

基準 A. 社会連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 社会連携		
【資料 A-1-1】	地域連携、防災連携、学術交流における連携協定書	
【資料 A-1-2】	地域連携	
【資料 A-1-3】	「リユースプラザあさり」実施報告	
【資料 A-1-4】	猿払村との「地域活動と社会貢献」授業実施報告	
【資料 A-1-5】	大学近隣町内会役員との情報交換会	
【資料 A-1-6】	町内会合同の大学周辺ゴミ拾い	
【資料 A-1-7】	手稲消防署防火啓発ステッカーデザイン発表式報告	
【資料 A-1-8】	手稲区合同防災訓練実施報告	
【資料 A-1-9】	HUS キャンパスイルミネーション実施報告	
【資料 A-1-10】	新型コロナウイルス PCR 検査体制協力に関する確認書	
【資料 A-1-11】	公開講座の実施企画	
【資料 A-1-12】	まちかどキャンパス実施報告	
【資料 A-1-13】	どこでもキャンパスチラシ	
【資料 A-1-14】	生涯学習実施結果	
【資料 A-1-15】	イノベーション・ジャパン、北海道ビジネス EXPO 出展報告	
【資料 A-1-16】	Bio Japan 出展報告	
【資料 A-1-17】	「クイズ! 科学'大'実験 The・MOVIE」実施報告	
【資料 A-1-18】	「くすりを知ろう! わくわく体験」実施報告	

北海道科学大学

【資料 A-1-19】	「親子のための体験薬剤師」実施報告	
【資料 A-1-20】	「応用物理学会リフレッシュ理科教室」実施報告	
【資料 A-1-21】	「サイエンスモノづくり教室」実施報告	
【資料 A-1-22】	「遠隔モノづくり講座」実施報告	
【資料 A-1-23】	「ひらめき☆ときめきサイエンス」実施報告	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。